

要約筆記者指導者養成研修 「修了者」 実態調査報告書

令和 2 (2020) 年 12 月

社会福祉法人聴力障害者情報文化センター
要約筆記者指導者養成研修修了者実態調査委員会

目次

はじめに・・・[p. 4]

調査概要・・・[p. 5]

要約筆記事業の経緯と要約筆記観の変遷（参考）・・・[p. 6]

1 自治体の調査【n=71】

1. 自治体の属性・・・[p. 7]

問1 回答者について・・・[p. 7]

問2 自治体の属性・・・[p. 7]

2. 要約筆記者養成研修事業（要約筆記者養成講習）について・・・[p. 8]

問3 「要約筆記者養成研修事業」（平成30(2018)年度）の委託について・・・[p. 8]

問3-1 委託先事業体の類型について・・・[p. 8]

問3-2 委託先事業体の名称について・・・[p. 9]

問3-3 再委託について・・・[p. 9]

問4 「要約筆記者養成研修事業」の初回実施年度について・・・[p. 10]

問5 「要約筆記者養成講習」（平成30(2018)年度）のカリキュラムについて・・・[p. 11]

問6 「要約筆記者養成講習」（平成30(2018)年度）のテキストについて・・・[p. 12]

問6-1 テキスト名称等について・・・[p. 12]

問7 「要約筆記者養成講習」（平成30(2018)年度）の講師の決定方法について・・・[p. 13]

問8 「要約筆記者養成講習」の運営について・・・[p. 14]

問9 「要約筆記者養成講習」について【自由記述】・・・[p. 16]

3. 要約筆記者指導者養成研修について・・・[p. 17]

問10 受講者の推薦について・・・[p. 17]

問11 受講者推薦の要因について・・・[p. 17]

問12 推薦受講者の経費（交通費・宿泊等）について・・・[p. 20]

問12-1 経費の支払い状況について・・・[p. 21]

問13 指導者・講師への研修について・・・[p. 22]

問13-1 「要約筆記者養成講習」の実施状況について・・・[p. 22]

問14 「要約筆記者指導者養成研修」について【自由記述】・・・[p. 23]

2 修了者の調査【n=1,055】

1. 属性・・・[p. 24]

問1 回答者について・・・[p. 24]

問2 聴覚障害の有無について・・・[p. 29]

問3 職業について・・・[p. 30]

問4 職種について・・・[p. 32]

問5 保有する資格（医療・福祉関連）について・・・[p. 35]

2. 要約筆記者指導者養成研修について・・・〔p. 37〕

問6 修了した年度・コース（クラス）について（複数回答）・・・〔p. 37〕

問7 受講動機について（複数回答）・・・〔p. 38〕

問8 受講に係る経費について・・・〔p. 40〕

3. 要約筆記者養成研修事業（要約筆記者養成講習）について・・・〔p. 43〕

問9 「要約筆記者養成研修事業」での講師活動について・・・〔p. 43〕

問10 使用テキストについて・・・〔p. 46〕

問10-1 講義テーマについて（複数回答）・・・〔p. 48〕

問10-2 講義テーマについて（自由記述）・・・〔p. 50〕

問11 講師間での講義内容の検討について・・・〔p. 51〕

問11-1 講師間で検討した講義項目について・・・〔p. 52〕

問12 指導者間での指導内容の共有について・・・〔p. 54〕

問13 「要約筆記者養成」について【自由記述】・・・〔p. 55〕

3 調査結果を受けて

1. 自治体調査から見たこと・・・〔p. 90〕

（1）現状と課題・・・〔p. 90〕

（2）本研修事業の展望について（提言）・・・〔p. 93〕

2. 修了者調査から見たこと・・・〔p. 94〕

（1）現状と課題・・・〔p. 94〕

（2）本研修事業の展望について（提言）・・・〔p. 96〕

4 参考資料

1. 本調査の調査票（①自治体用、②受講者用）・・・〔p. 99〕

2. 平成23(2011)年度～平成30(2018)年度までの「受講者・修了者数」・・・〔p. 112〕

3. 要約筆記者養成カリキュラム・・・〔p. 113〕

要約筆記者指導者養成研修「修了者」実態調査委員会

◆委員長

大沼 直紀（元筑波技術大学学長）

◆委員（五十音順）

宇田川芳江（一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会理事）

佐藤 匡（吉備国際大学教授）

新谷 友良（一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会理事長）

三宅 初穂（特定非営利活動法人全国要約筆記問題研究会前理事長）

山岡千恵子（特定非営利活動法人全国要約筆記問題研究会理事長）

はじめに

要約筆記者指導者養成研修修了者実態調査委員会

委員長 大 沼 直 紀

視覚の障害は“人と物”とをつながりにくくするが、聴覚の障害は“人と人”とをつながりにくくする。哲学者カントの言葉をヘレン・ケラーが英訳し聴覚障害の特性を説明したものである。多くの聴覚障害者の日々は情報獲得とコミュニケーションの不全に常にさらされているといっても過言ではない。

「聴覚補償」とは、例えば補聴器を適用する人工内耳手術を受けるなど、主として聴覚障害当事者が自身の障害を軽減したり改善したりすることを指す。一方、「情報保障」とは、例えば手話通訳者や要約筆記者を配置する、会場に補聴援助システムを用意する、音声を文字に代えて提示するなど、主として情報が伝わりやすくするための支援環境を整えることを指す。近年の医療の進歩により聴覚補償の面では一定の成果が得られるようになった。しかしながら聴覚障害者に必要な情報をしっかり「保障」する面では「補償」に比べ後追いだった感は否めない。聴覚障害者の生活の質を高めるには、その障害を「補償」することだけにとどまらず、伝わりにくい情報を周囲から「保障」することが重要だという認識が高まり、“聴覚補償から情報保障へ” “医学モデルから社会モデルへ”と向かっている。

特に 2020 年代は、これまであった聴覚障害者と健聴者の情報格差を無くそうと社会全体が動く時代になると期待される。その中であって要約筆記者の果たす役割はますます重要な位置付けとなろう。

相手の話がわからなかったり聞き間違いが重なったりすると応答に食い違いが生じ会話が中断し先に進まなくなってしまう。このような「コミュニケーション・ブレイクダウン」に陥ることで聴覚障害者が人と関わることに更に消極的になってしまうことが問題となっている。音声認識技術をもってしてもなかなか解決が難しいので、要約筆記者が聴覚障害者のコミュニケーション・スキルやコミュニケーション・ストラテジー（方略）を支援できるという面も注目されてこよう。

平成 23(2011)年度より厚生労働省からの委託を受けて社会福祉法人聴力障害者情報文化センターが実施してきた「要約筆記者指導者養成研修」の修了者 1,055 名、及び受講者を推薦した自治体 81 か所に対して、この度アンケート調査を実施し詳しく分析・検討した。本研修開講以降の大掛かりな調査の結果から今後に向けて努力すべき多くの課題も見出された。

要約筆記の恩恵に浴する全てのステークホルダーにとっても、専門性を身に付けた要約筆記者の社会的・経済的地位が向上し生業にも結び付くことが重要である。本報告書からさらなる展望が開けることを願ってやまない。

調査概要

1. 調査目的

平成 23(2011)年度より、厚生労働省からの委託を受けた社会福祉法人聴力障害者情報文化センターでは、毎年「要約筆記者指導者養成研修」を実施し、同研修「修了者」に対しては、修了後の講師活動についての調査・分析を行ってきた。本事業では、上記に併せ、受講者を推薦した自治体に対してもアンケート調査・分析を実施した。同調査結果を要約筆記者指導者養成研修の今後の運営に生かすことで、さらなる質の向上を目指す。

2. 調査内容

(1) 自治体向け調査票

受講者を推薦した理由、受講の際の経費負担及び要約筆記者養成講座運営等についてのアンケート調査を行った。

(2) 修了者向け調査票

受講動機、受講の際の経費負担及び修了後の要約筆記者養成講座での講師活動等についてのアンケート調査を行った。

3. 調査方法

令和 2 (2020)年 6 月末に、調査対象となる「修了者」1,055 名(平成 23(2011)～30(2018)年度/重複者除く)と推薦自治体 81 か所に対して、期間を定めて返信用封筒で回収する郵送法により調査票の配付と回収を行った。

4. 調査期間

令和 2 (2020)年 7 月 1 日～7 月 31 日

5. 調査の対象者数と回収率

(1) 自治体向け

82 自治体(47 都道府県、15 政令指定都市、20 中核市)に郵送し、71 件の回答(回収率は、86.6%)を得た。

(2) 修了者向け

1,055 人に郵送し、663 件の回答(回収率は、62.6%)を得た。

6. 報告書の作成

回収された調査票は、吉備国際大学の佐藤匡教授により分析され、要約筆記者指導者養成研修修了者実態調査委員会における検討を経て、本報告書にまとめた。

要約筆記事業の経緯と要約筆記観の変遷（参考）

要約筆記は中途失聴・難聴者の文字情報支援のうち、その場の音声情報を文字で通訳する役割を担っている。

昭和56(1981)年に厚生省(当時)から「都道府県障害者の明るい暮らし促進事業」「市町村障害者社会参加促進事業」の中に、要約筆記奉仕員の養成が加えられた。全国的に養成事業が開始したが、当初、10項目程度の簡単なカリキュラムがあったということだが、全国で平準化された養成は行われなかった。この事業もメニュー事業として、各自治体に実施が委ねられているものであった。

平成10(1998)年、厚生省(当時)内部で要約筆記奉仕員養成カリキュラム検討会が開催された。そこでの検討を受けて要約筆記奉仕員養成カリキュラム(全52時間)が作られ、平成11(1999)年に全都道府県、市町村に通達された。しかし、作成後見直すという意向もあったようだが、実際には改訂されることなく、奉仕員養成は継続していた。

翌、平成12(2000)年に社会福祉基礎構造改革の一環として「社会福祉法改正」が行われ、要約筆記事業は第二種社会福祉事業として法定化された。この段階で、要約筆記の担い手は社会福祉事業の従事者と位置付けられたが、その立場は奉仕員のままであった。

その後、厚生労働省は「奉仕員」が社会福祉従事者であることの矛盾を解消するために、(一社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会の助成事業として「要約筆記者等調査研究事業」の実施を要請し、平成16(2004)年度から4年間の検討が行われた。さらに、平成21(2009)年厚労省の補助事業(障害者自立支援プロジェクト)として、(社福)聴力障害者情報文化センターが、養成に関するアンケート調査を行った。対象は、平成19(2007)年度に厚労省の地域生活支援事業での補助金を申請した市町村と都道府県である。これらの調査結果から、要約筆記奉仕員養成カリキュラムに基づく養成講習会の実施は市町村では格差が大きく、開催市町村でも多くの問題を抱えていることが明らかになった。

こうした経緯を経て、平成23(2011)年3月、「要約筆記者養成カリキュラム(84時間以上)」が厚生労働省から都道府県あてに通知された。続けて、このカリキュラムに沿って養成講座を開講するための指導者の養成を目的として、平成23(2011)年度から今回の検討対象である「要約筆記者指導者養成研修」が(社福)聴力障害者情報文化センターへの委託により実施され、現在に至っている。

1 自治体の調査【n=71】

1 自治体の調査

1. 自治体の属性

問1 回答者について

回答者の、①自治体名、②所属部署名、③担当者名を記入してもらった。【省略】
(参考)

なお、調査対象とした「中核市」は、以下の20市である。

旭川市、函館市、秋田市、郡山市、川越市、柏市、八王子市、横須賀市、
長野市、岐阜市、岡崎市、豊橋市、西宮市、尼崎市、姫路市、明石市、
和歌山市、下関市、久留米市、鹿児島市

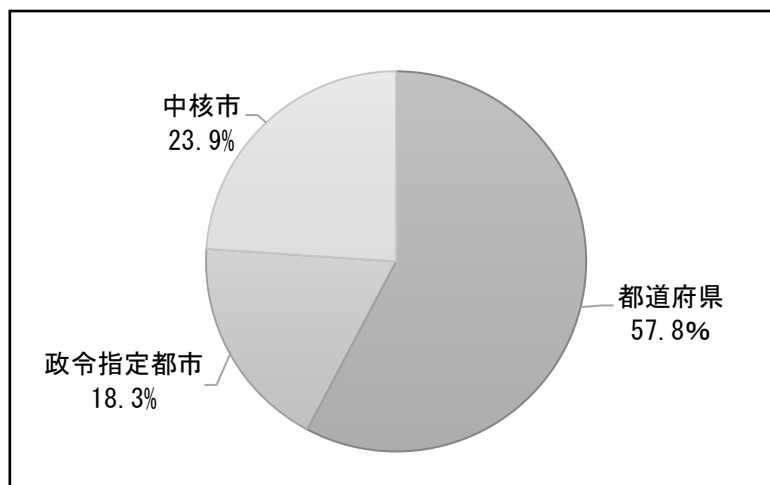
問2 自治体の属性

回答のあった71自治体の属性について、①都道府県、②政令指定都市、③中核市の
どこか尋ねたところ、表-1・図-1のように回答があった。

【表-1】自治体の属性

No.	カテゴリー	件数	%
1	都道府県	41	57.8%
2	政令指定都市	13	18.3%
3	中核市	17	23.9%
計		71	100.0%

【図-1】自治体の属性



2. 要約筆記者養成研修事業（要約筆記者養成講習）について

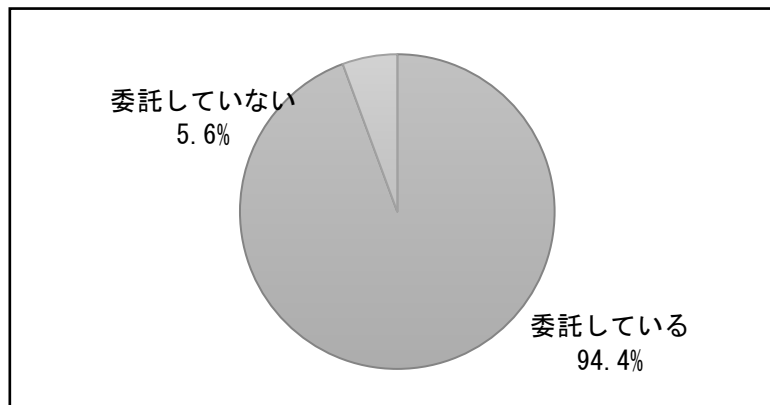
問3「要約筆記者養成研修事業」（平成30(2018)年度）の委託について

平成30(2018)年度障害者総合支援法の地域生活支援事業「要約筆記養成研修事業」を委託しているかどうか尋ねたところ、表-2・図-2のように回答があった。

【表-2】要約筆記者養成研修事業の委託

No.	カテゴリー	件数	%
1	委託している	67	94.4%
2	委託していない	4	5.6%
計		71	100.0%

【図-2】要約筆記者養成研修事業の委託



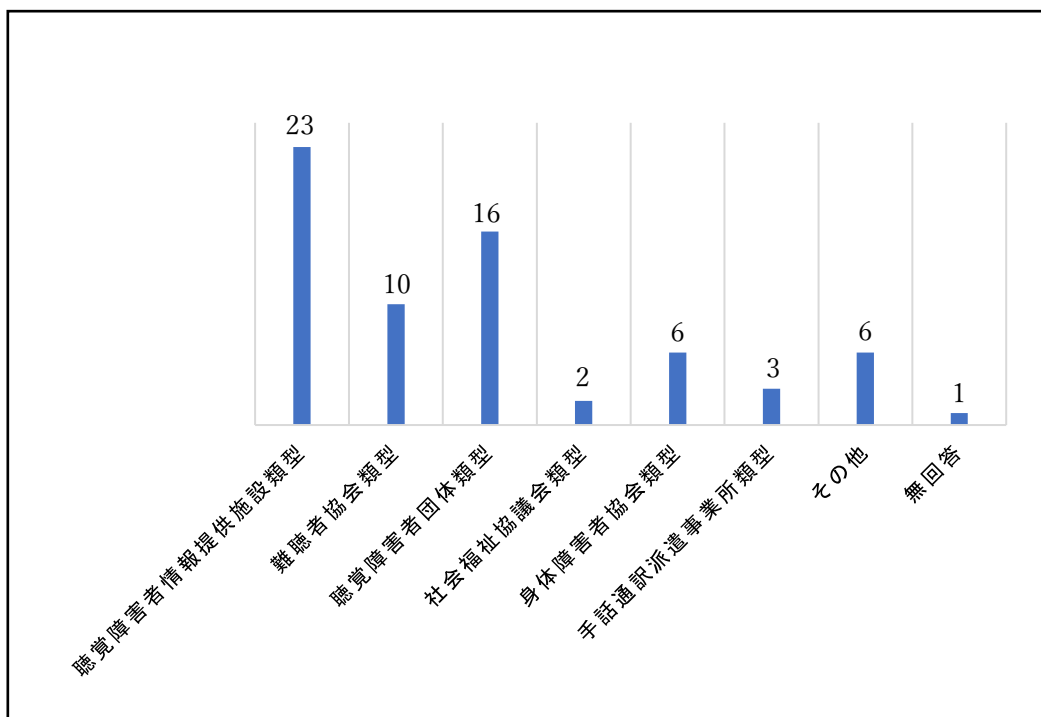
問3-1 委託先事業体の類型について

事業を委託していると回答した67自治体に、委託先事業体の7類型（①聴覚障害者情報提供施設類型、②難聴者協会類型、③聴覚障害者団体類型、④社会福祉協議会類型、⑤身体障害者協会類型、⑥手話通訳派遣事業所類型、⑦その他）のどれかを尋ねたところ、表-3-1・図-3のように回答があった。

【表-3-1】委託先事業体の類型

No.	カテゴリー	件数	%
1	聴覚障害者情報提供施設類型	23	34.3%
2	難聴者協会類型	10	14.9%
3	聴覚障害者団体類型	16	23.9%
4	社会福祉協議会類型	2	3.0%
5	身体障害者協会類型	6	9.0%
6	手話通訳派遣事業所類型	3	4.4%
7	その他	6	9.0%
	無回答	1	1.5%
計		67	100.0%

【図-3】委託先事業体の類型



※「その他」（6件）の回答として、「要約筆記団体」（1件）、「要約筆記サークル類型」（1件）、「障害者社会参加推進センター」（1件）とあった（他3件は無記入）。

問3-2 委託先事業体の名称について

事業を委託していると回答した67自治体に、委託先の「事業者名」を尋ねたところ、表-3-2のように回答があった。【実データは、省略】

【表-3-2】委託先事業体の名称について

No.	カテゴリー	件数	%
1	社会福祉法人	26	38.8%
2	一般社団法人	13	19.4%
3	公益社団法人	8	12.0%
4	特定非営利活動法人	9	13.4%
5	その他	11	16.4%
計		67	100.0%

問3-3 再委託について

事業を委託していると回答した67自治体に、平成30(2018)年度「要約筆記者養成研修事業」の委託事業体が、再委託している任意団体の類型を尋ねたところ、「登録要約筆記者の会」類型が2件(3.0%)、「要約筆記サークル」類型が2件(3.0%)、「全国要約筆記問題研究会（全要研）」類型が1件(1.5%)、「わからない」が7件(10.4%)、「その他」が29件(43.3%)、「無回答」が26件(38.8%)であった。

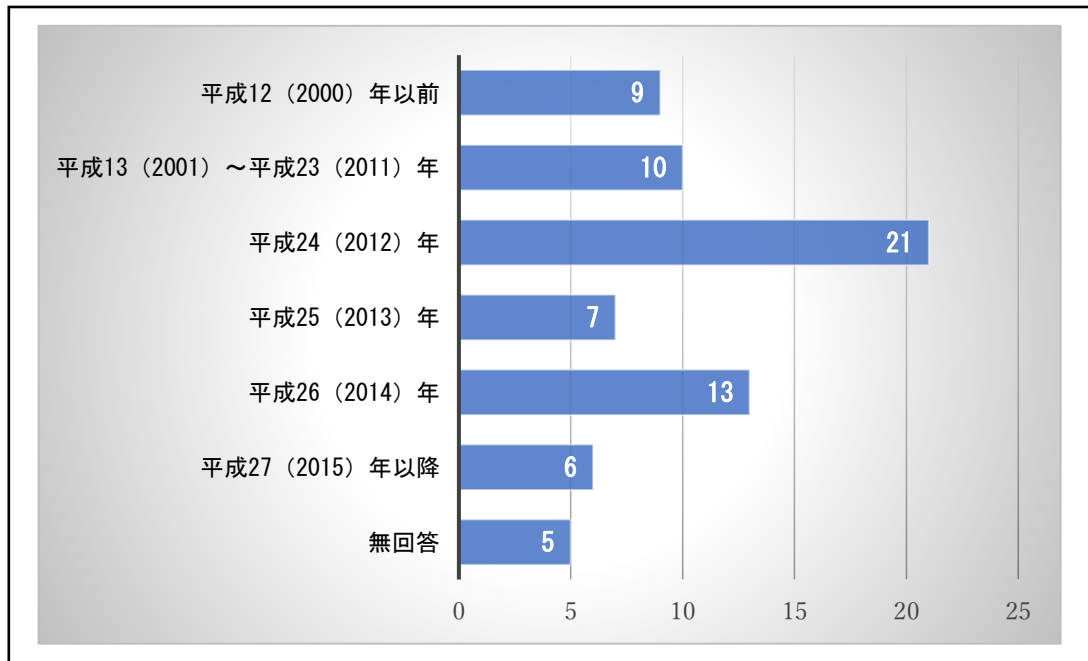
問4「要約筆記者養成研修事業」の初回実施年度について

71自治体全てに、「要約筆記者養成講習」の初回実施年度を尋ねたところ、表-4・図-4のように回答があった。

【表-4】「要約筆記者養成講習」の初回実施年度について

No.	カテゴリー	件数	%
1	平成12(2000)年以前	9	12.7%
2	平成13(2001)～平成23(2011)年	10	14.1%
3	平成24(2012)年	21	29.6%
4	平成25(2013)年	7	9.9%
5	平成26(2014)年	13	18.3%
6	平成27(2015)年以降	6	8.4%
7	無回答	5	7.0%
計		71	100.0%

【図-4】「要約筆記者養成講習」の初回実施年度について



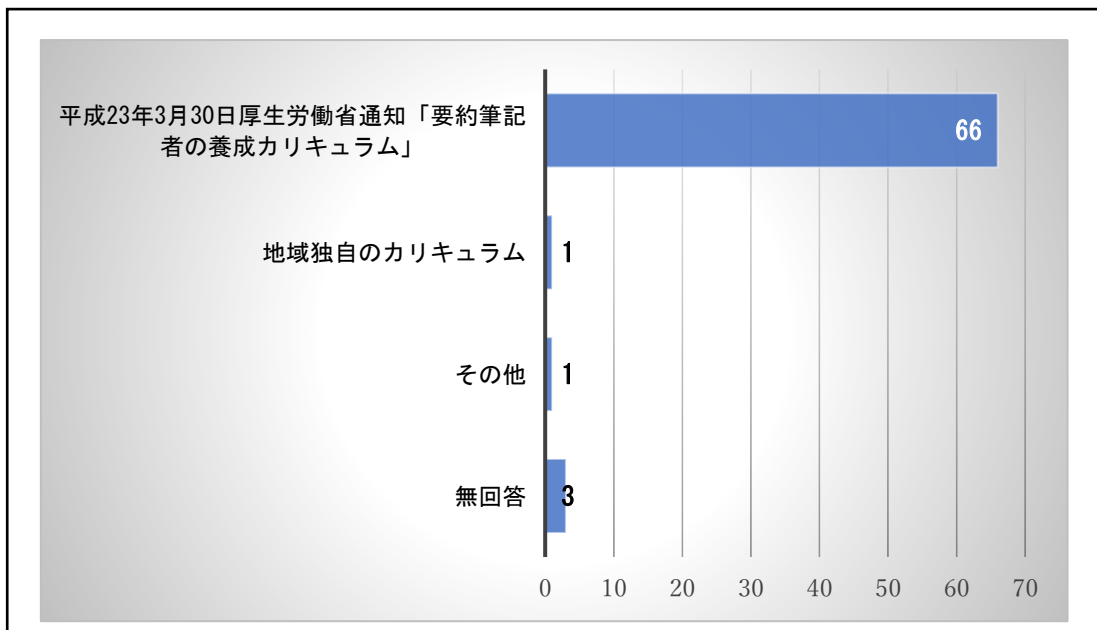
問5「要約筆記者養成講習」（平成30(2018)年度）のカリキュラムについて

71自治体全てに、「要約筆記者養成講習」（平成30(2018)年度）に用いたカリキュラムについて、①平成23(2011)年3月30日厚生労働省通知「要約筆記者の養成カリキュラム」、②地域独自のカリキュラム、③その他（具体的に）のうちどれかを尋ねたところ、表-5・図-5のように回答があった。

【表-5】「カリキュラム」について

No.	カテゴリー	件数	%
1	平成23(2011)年3月30日厚生労働省通知「要約筆記者の養成カリキュラム」	66	93.0%
2	地域独自のカリキュラム	1	1.4%
3	その他	1	1.4%
	無回答	3	4.2%
計		71	100.0%

【図-5】「カリキュラム」について



なお、「その他」（1件）として、『平成23(2011)年3月30日厚生労働省通知「要約筆記者の養成カリキュラム」＋交流会を入れた独自のカリキュラム』との回答があった。

問6「要約筆記者養成講習」(平成30(2018)年度)のテキストについて

71自治体全てに、「要約筆記者養成講習」(平成30(2018)年度)の使用テキストについて、

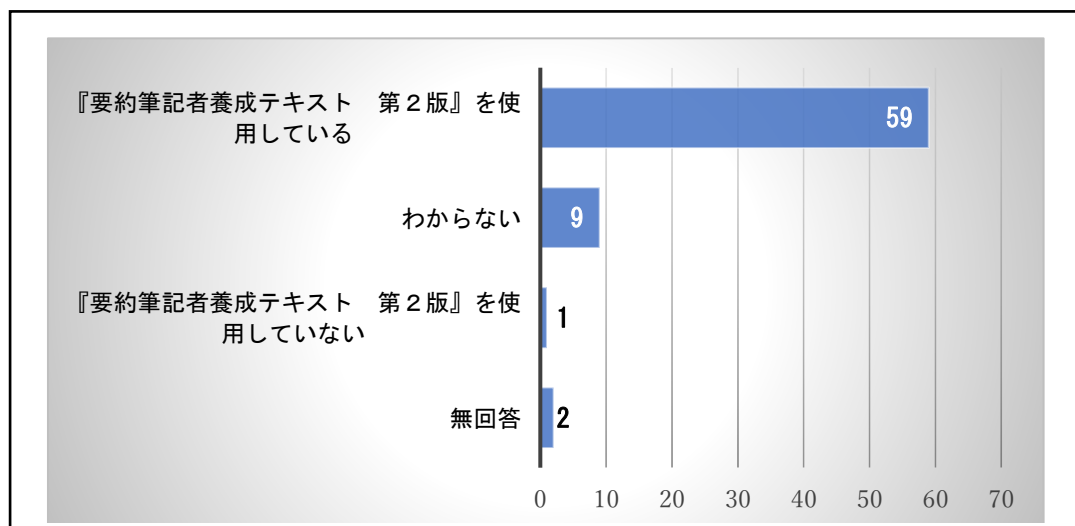
- ①『要約筆記者養成テキスト 第2版』(発行：要約筆記者養成テキスト作成委員会)を使用している
- ②わからない
- ③『要約筆記者養成テキスト 第2版』(発行：要約筆記者養成テキスト作成委員会)を使用していない

のうちどれかを尋ねたところ、表-6・図-6のように回答があった。

【表-6】「テキスト」について

No.	カテゴリー	件数	%
1	『要約筆記者養成テキスト 第2版』(発行：要約筆記者養成テキスト作成委員会)を使用している	59	83.1%
2	わからない	9	12.7%
3	『要約筆記者養成テキスト 第2版』(発行：要約筆記者養成テキスト作成委員会)を使用していない	1	1.4%
	無回答	2	2.8%
	計	71	100.0%

【図-6】「テキスト」について



問6-1 テキスト名称等について

問6で「第2版」を使用していないと回答した方へ、「使用テキスト名称・発行者名」を尋ねたところ、「担当講師がカリキュラム内容に準じて資料を用意し配布している」との回答があった。

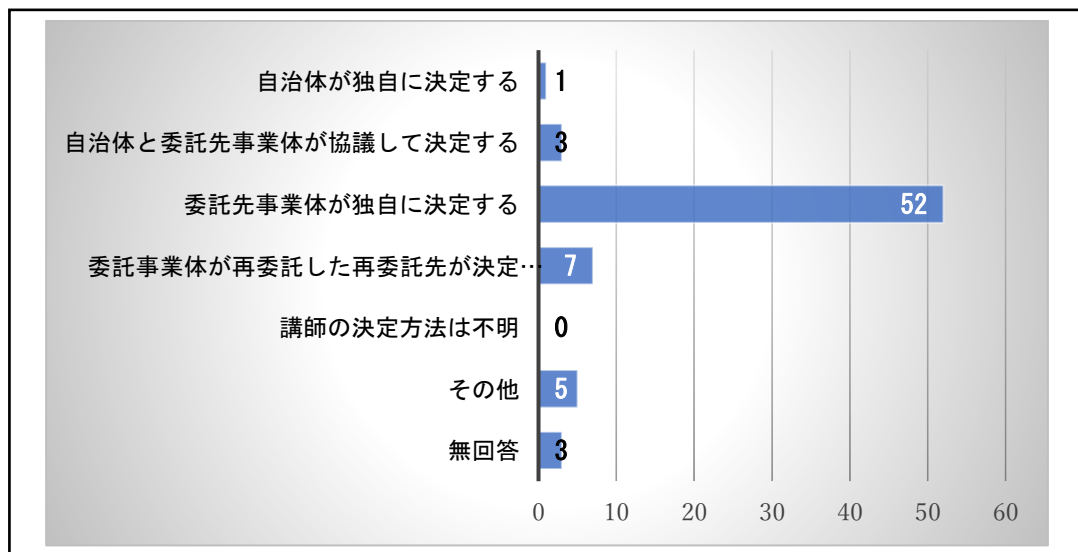
問 7 「要約筆記者養成講習」(平成 30(2018)年度)の講師の決定方法について

71 自治体全てに、「要約筆記者養成講習」(平成 30(2018)年度)の講師の決定方法について、①自治体が独自に決定する、②自治体と委託先事業体が協議して決定する、③委託先事業体が独自に決定する、④委託事業体が再委託した再委託先が決定する、⑤講師の決定方法は不明、⑥その他のうちどれか尋ねたところ、表-7・図-7のように回答があった。

【表-7】講師の決定方法について

No.	カテゴリー	件数	%
1	自治体が独自に決定する	1	1.4%
2	自治体と委託先事業体が協議して決定する	3	4.2%
3	委託先事業体が独自に決定する	52	73.3%
4	委託事業体が再委託した再委託先が決定する	7	9.9%
5	講師の決定方法は不明	0	—
6	その他	5	7.0%
	無回答	3	4.2%
	計	71	100.0%

【図-7】講師の決定方法について



〔問-7「講師の決定方法」の「その他」の回答〕

- ・委託先事業体が独自に決定するが、講師決定にあたり下記の条件あり。①全国統一要約筆記者認定試験に合格した要約筆記者であること。②原則要約筆記者指導者養成研修を修了していること。
- ・具体的な取り決めはないが、「要約筆記者指導者養成研修」の受講者が講師となることとしている。
- ・当事者団体が委託先に推薦し、決定する。

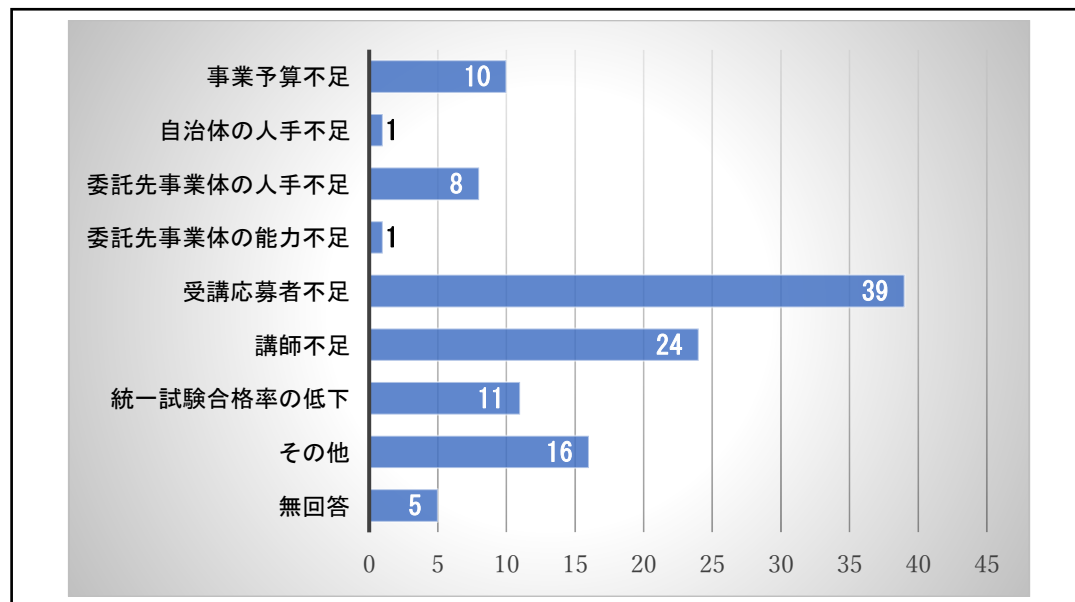
問 8 「要約筆記者養成講習」の運営について

71 自治体全てに、「要約筆記者養成講習」の運営についての課題を、①事業予算不足、②自治体の人手不足、③委託先事業体の人手不足、④委託先事業体の能力不足、⑤受講応募者不足、⑥講師不足、⑦統一試験合格率低下、⑧その他から、該当するもの全てを選んでもらったところ、表-8・図-8のように回答があった。

【表-8】講習会運営の課題について

No.	カテゴリー	件数	%
1	事業予算不足	10	8.7%
2	自治体の人手不足	1	0.9%
3	委託先事業体の人手不足	8	7.0%
4	委託先事業体の能力不足	1	0.9%
5	受講応募者不足	39	33.9%
6	講師不足	24	20.9%
7	統一試験合格率低下	11	9.5%
8	その他	16	13.9%
	無回答	5	4.3%
	計	115	100.0%

【図-8】講習会運営の課題について



〔問-8「要約筆記者養成講習」の運営についての課題の「その他」〕

（講師）

- ・講師の高齢化（若い講師の不足）。

（自然災害等）

- ・大雨や台風により休講となったため、不測の事態に備えて予備日を設ける必要がある。
- ・新型コロナウイルスの影響下での開催。
- ・開催場所。本年度はコロナの影響で人数制限もあり、密にならない講座の工夫。

（地域の特性）

- ・地域ごとの養成状況に偏りがある（開催地の選定）。
- ・地域によって交通の利便性に格差があり、利便性の悪い地域からの受講者が少ない。実施個所を増やすことが望ましく、そのための予算確保が課題。

（会場・機材）

- ・今まで事例はないが機材が派遣事業と共用のため、養成講座の日時と派遣希望日時と重なることがあった。
- ・会場及び機材保管場所の確保が困難。
- ・会場の確保。

（統一試験）

- ・統一試験の合格率について、上昇傾向ではあるが、まだ低い状況にある。
- ・タイピング能力が求められるが、一定のレベルに達していない方からの応募があり、合格につながらない。
- ・県の認定試験の合格率が低いこと。

（その他）

- ・当事者（難聴者等）とのかかわりを通して、様々なことを学ぶ視点が弱いこと。
- ・実習時の人手不足。
- ・関係団体との関係。
- ・厚生労働省通達の養成時間に達していない。

問9「要約筆記者養成講習」について【自由記述】

71 自治体全てに、「要約筆記者養成講習」についての意見等を尋ねたところ、以下のよう
に回答があった。

(指導内容)

- ・ 実習講習の部分の指導法が記載されていないため、講師の裁量で指導を行っている。
指導案集の内容をテキストにも応用できるように改善してほしい。チームワークでは
派遣現場と違う内容なので派遣につながる内容にしてほしい。
- ・ 認定後に派遣活動につながるよう、手書き要約筆記では「二人書き」、パソコン要約筆
記では、「連係入力」を講習に組み込んでいる。

(開催日程)

- ・ 講習会開催日（曜日・時間帯）により、受講応募者数に違いが生じることがある。

(受講条件)

- ・ 講座を3時間×34回で実施しているが、時間的にも長時間となり、また、パソコンの
場合は、受講生がパソコンを持参することを条件にしているため、申し込める人が限定
される。市独自での開催のため、手書き、PCの両方のコースを同一年度に開催するのは
難しい。

(難聴講師)

- ・ 難聴講師担当が一人のため、近い府県で共有できないか。

(新型コロナウイルス)

- ・ 新型コロナウイルスの影響により、遠方からの講師を呼ぶのが難しいため、オンライン
での研修に対応できるよう準備中。オンラインであれば、全国で同じ内容の座学ができ
るので、地域格差もなくなるのではないかと。

(その他)

- ・ 2019年度から社会福祉事業団に業務委託しています。
- ・ 地域格差の解消。

3. 要約筆記者指導者養成研修について

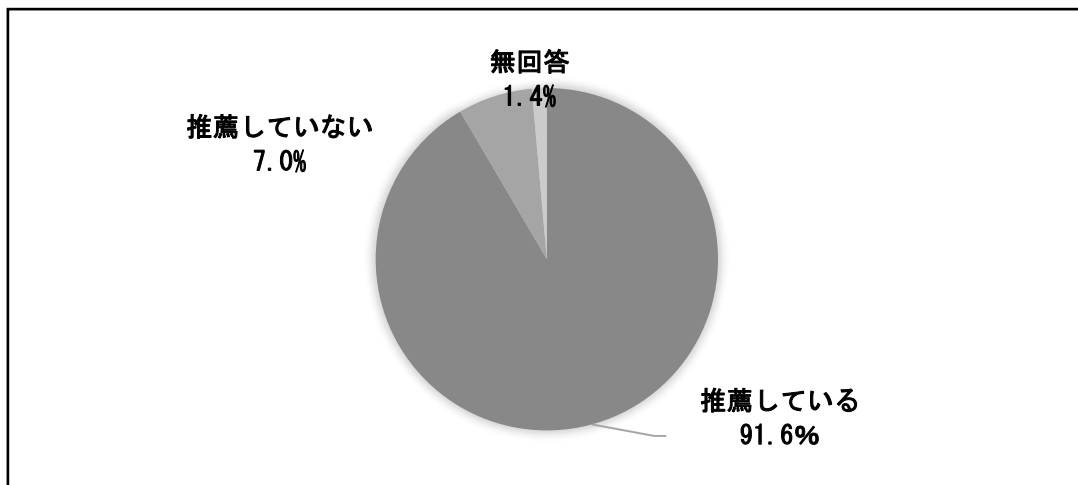
問 10 受講者の推薦について

71 自治体全てに、平成 23(2011)年～平成 30(2018)年の期間に、「要約筆記者指導者養成研修」の受講者の推薦をしているか尋ねたところ、表-10・図-10 のように回答があった。

【表-10】受講者の推薦について

No.	カテゴリー	件数	%
1	推薦している	65	91.6%
2	推薦していない	5	7.0%
	無回答	1	1.4%
計		71	100.0%

【図-10】受講者の推薦について



問 11 受講者推薦の要因について

71 自治体全てに、「要約筆記者指導者養成研修」に受講者を推薦した際の要因について、

- ① 「要約筆記奉仕員養成講習」での指導経験がある
- ② 「要約筆記奉仕員養成講習」での指導経験はないが、指導者としての活動に期待できる
- ③ 「要約筆記者養成講習」での指導経験がある
- ④ 「要約筆記者養成講習」での指導経験はないが、指導者としての活動に期待できる
- ⑤ 要約筆記サークルでの指導経験がある
- ⑥ 地域の難聴者協会からの推薦がある
- ⑦ 委託事業体からの推薦がある
- ⑧ 要約筆記サークルからの推薦がある
- ⑨ 本人からの強い参加希望がある
- ⑩ わからない
- ⑪ その他（具体的に）

のうち、該当するものすべてを選んでもらったところ、表-11・図-11 のように回答があった。

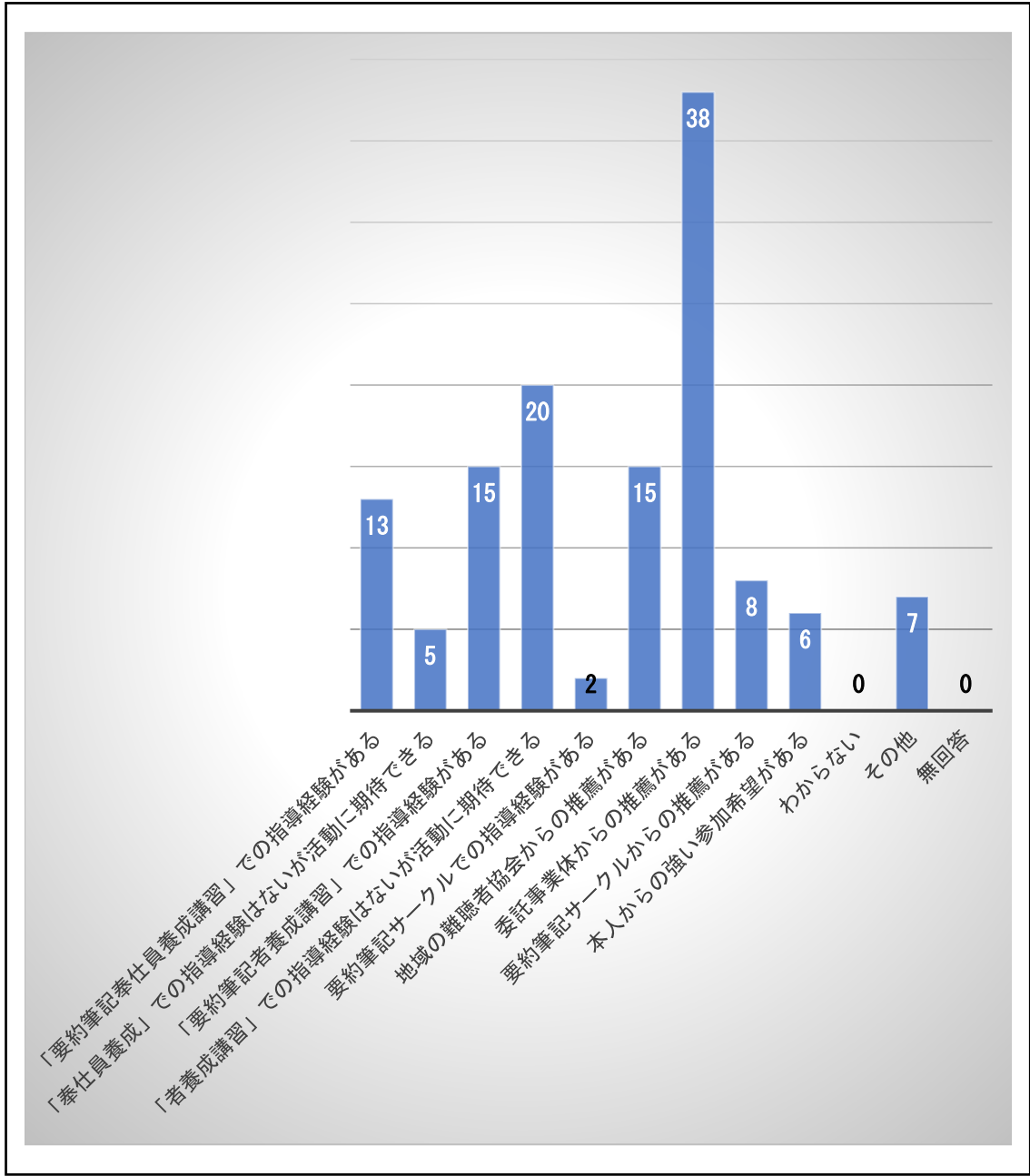
【表-11】受講者推薦の要因

No.	カテゴリー	件数	%
1	「要約筆記奉仕員養成講習」での指導経験がある	13	10.1%
2	「要約筆記奉仕員養成講習」での指導経験はないが、指導者としての活動に期待できる	5	3.9%
3	「要約筆記者養成講習」での指導経験がある	15	11.6%
4	「要約筆記者養成講習」での指導経験はないが、指導者としての活動に期待できる	20	15.5%
5	要約筆記サークルでの指導経験がある	2	1.6%
6	地域の難聴者協会からの推薦がある	15	11.6%
7	委託事業体からの推薦がある	38	29.5%
8	要約筆記サークルからの推薦がある	8	6.2%
9	本人からの強い参加希望がある	6	4.6%
10	わからない	0	—
11	その他	7	5.4%
	無回答	0	—
計		129	100.0%

〔問-11「推薦要因」の「その他」の回答〕

- ・市町村からの推薦がある。
- ・当事者団体からの推薦。
- ・支援者団体から推薦された者。
- ・講師会からの推薦。
- ・受講要件に合致すると思われる。

【図-11】受講者推薦の要因



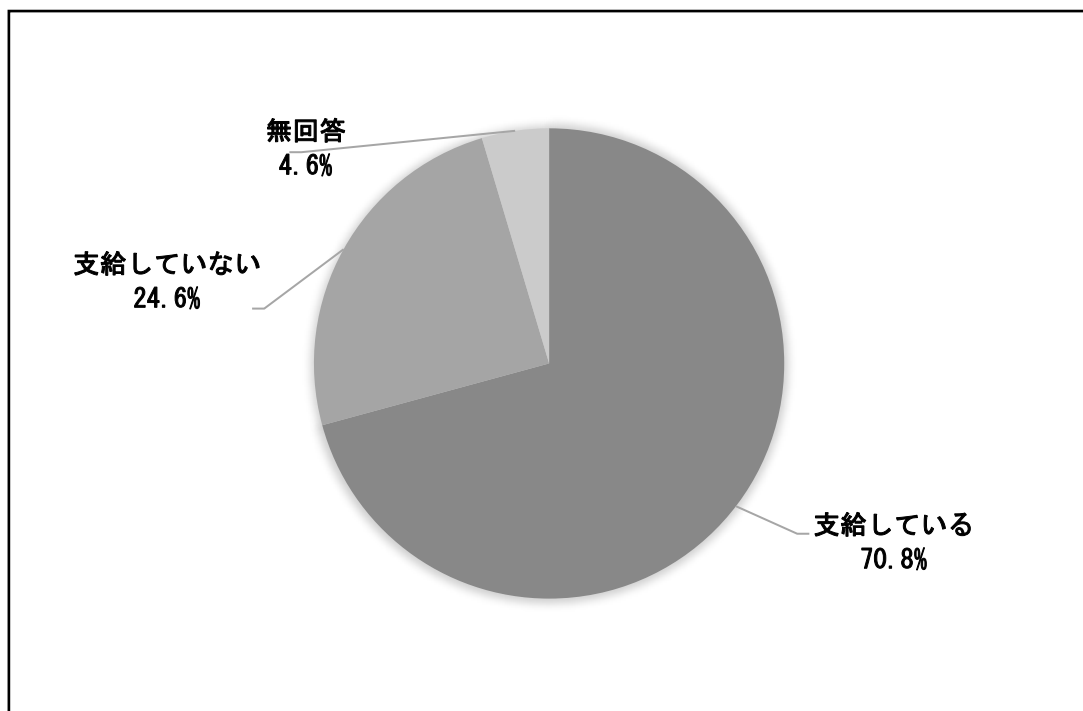
問 12 推薦受講者の経費（交通費・宿泊等）について

71 自治体全てに、平成 30(2018)年に「要約筆記者指導者養成研修」へ推薦した受講者への経費（交通費・宿泊費等）支給の有無を尋ねたところ、表-12・図-12 のように回答があった。

【表-12】経費支給について

No.	カテゴリー	件数	%
1	支給している	4 6	70.8%
2	支給していない	1 6	24.6%
	無回答	3	4.6%
計		6 5	100.0%

【図-12】経費支給について



問 12-1 経費の支払い状況について

問 12 で「支給している」と回答した方（46 件）に、その支給状況を、

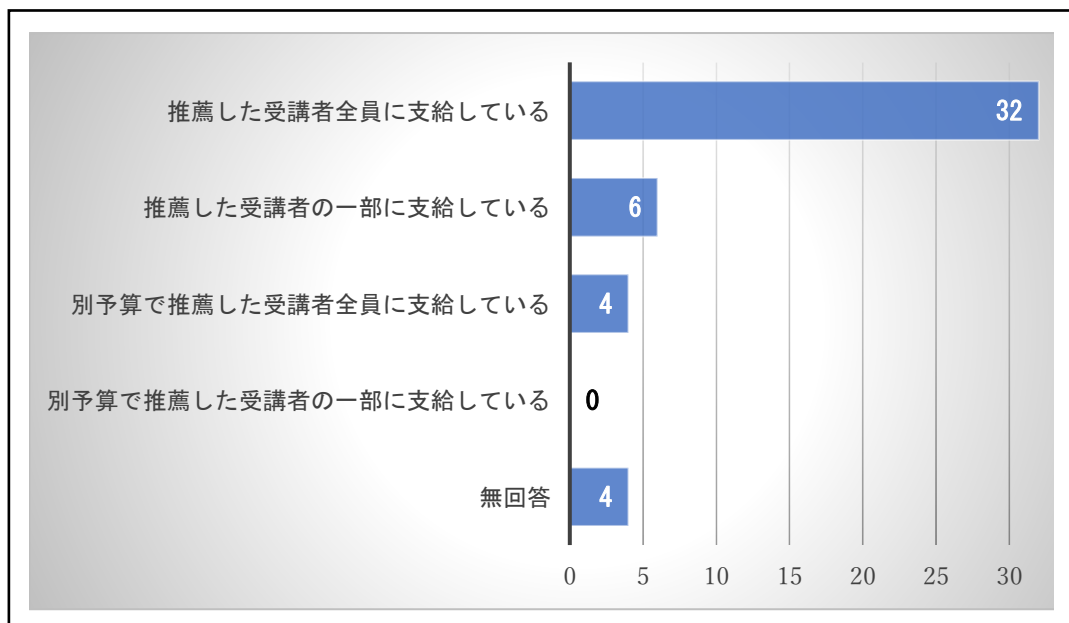
- ①特別支援事業費として推薦した受講者全員に支給している
- ②特別支援事業費として推薦した受講者の一部に支給している
- ③特別支援事業費とは別予算で推薦した受講者全員に支給している
- ④特別支援事業費とは別予算で推薦した受講者の一部に支給している

のうち一つを選んでいただいたところ、表-12-1・図-12-1 のように回答があった。

【表-12-1】経費の支給状況について

No.	カテゴリー	件数	%
1	特別支援事業費として推薦した受講者全員に支給している	32	69.6%
2	特別支援事業費として推薦した受講者の一部に支給している	6	13.0%
3	特別支援事業費とは別予算で推薦した受講者全員に支給している	4	8.7%
4	特別支援事業費とは別予算で推薦した受講者の一部に支給している	0	—
	無回答	4	8.7%
計		46	100.0%

【図-12-1】経費の支給状況について



問 13 指導者・講師への研修について

問 10 で「受講者の推薦をしている」と回答した自治体に、「要約筆記者養成講習」の指導者・講師への研修実施の有無を尋ねたところ、表-13 のように回答があった。

【表-13】指導者・講師への研修について

No.	カテゴリー	件数	%
1	実施している	1 8	27.7%
2	実施していない	4 5	69.2%
	無回答	2	3.1%
計		6 5	100.0%

問 13-1 「要約筆記者養成講習」の実施状況について

「要約筆記者養成講習」の指導者・講師への研修を実施していると回答した自治体に、その実施状況について、①自治体が予算化して自治体の実施、②自治体が予算化して委託先事業体の実施、③各種関連団体が独自に実施の3つから選んでもらったところ、表-13-1 のような結果になった。

【表-13-1】指導者・講師への研修の実施状況について ※複数回答

No.	カテゴリー	件数	%
1	自治体が予算化して自治体の実施	1 3	68.4%
2	自治体が予算化して委託先事業体の実施	2	10.5%
3	各種関連団体が独自に実施	1	5.3%
4	その他	3	15.8%
	無回答	0	—
計		1 9	100.0%

〔問-13「指導者・講師への研修の実施状況」の「その他」の回答〕

- ・ 委託事業に指導者養成を含めており、費用は当該委託料から支出している。
- ・ 講師が自主的に学習会を実施している。
- ・ 指導者養成研修に（その年）参加された方を講師として伝達講習。

問 14「要約筆記者指導者養成研修」について【自由記述】

71 自治体全てに、「要約筆記者指導者養成研修」についての意見等を尋ねたところ、次のように回答があった。

〔問-14「要約筆記者指導者養成研修」への意見等【自由記述】〕

（今後も充実・継続を）

- ・「養成講習」の土台となる大変重要な研修であるため、継続実施と、さらなる内容の充実をお願いしたい。
- ・ステップアップコースが追加されたことが、講師のレベルアップに繋がっている
ので、今後も期待したい。
- ・難聴者講師を対象としたステップアップ研修を実施してもらいたい。

（研修会場）

- ・研修会場が遠方であり、参加経費も受講者負担にしているため、なかなか参加が
難しい。都道府県単位での開催があれば、講師の人材不足解消につながると思う。
- ・交通費・宿泊費の負担が大きくなかなか研修を受けてもらいにくい状況で講師陣
の充実のためにも兵庫または関西圏で開催してほしい。
- ・東京だけの研修会になり、交通費がかかるため京都または大阪で開催してほしい。
- ・以前は全国2か所で開催されていたものが、東京での開催のみとなったため、
参加可能な受講者（地域で講師を担っている者）がほとんどいない現状。隔年で
実施する等により、関西等の他の地域での開催を検討していただきたい。

（その他）

- ・現行の研修日程は2泊3日×3クールとなっているが、要約筆記者養成講習の
講師、意思疎通支援事業の派遣の両立等から、参加が難しいという声がある。

2 修了者の調査【n = 1,055】

1. 属性

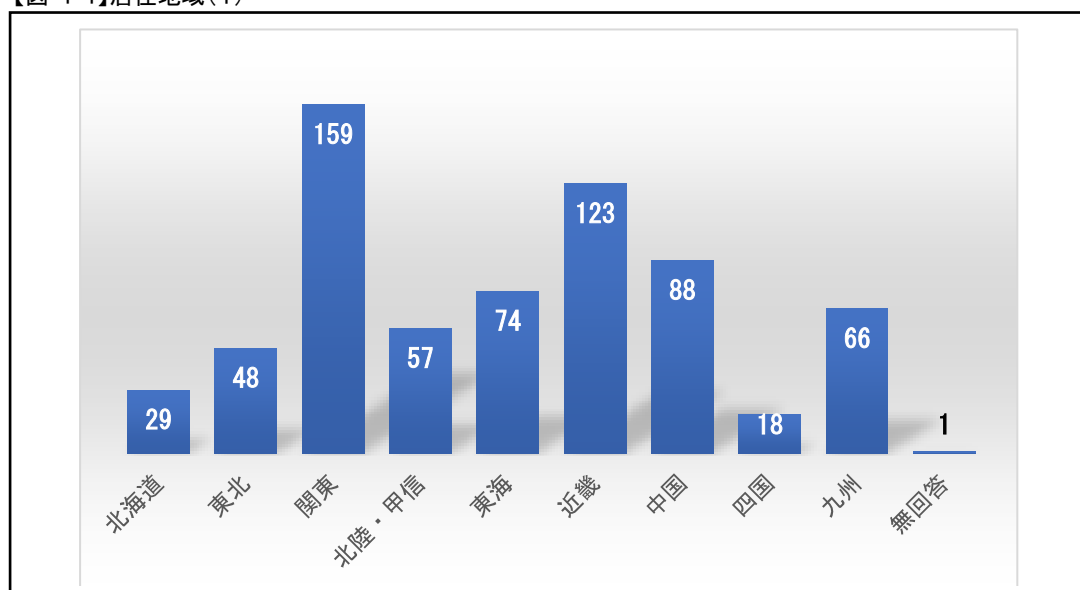
問1 回答者について

回答者の、①居住する自治体名、②性別、③年齢について尋ねたところ、表-1-1～8、図-1-1～3のように回答があった。

【表-1-1】居住地域(1)

No.	カテゴリー	件数	%
1	北海道	29	4.4%
2	東北	48	7.2%
3	関東	159	24.0%
4	北陸・甲信	57	8.6%
5	東海	74	11.2%
6	近畿	123	18.5%
7	中国	88	13.3%
8	四国	18	2.7%
9	九州	66	10.0%
	無回答	1	0.1%
	計	663	100.0%

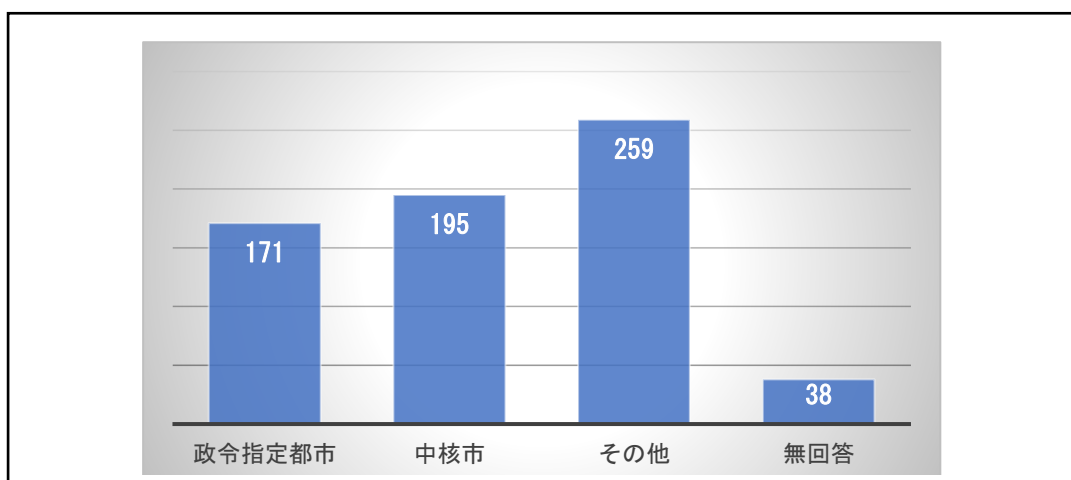
【図-1-1】居住地域(1)



【表-1-2】居住地域(2)

No.	カテゴリー	件数	%
1	政令指定都市	1 7 1	25.8%
2	中核市	1 9 5	29.4%
3	その他	2 5 9	39.1%
	無回答	3 8	5.7%
計		6 6 3	100.0%

【図-1-2】居住地域(2)



【表-1-3】居住地域(3)

No.	カテゴリー	件数	%
1	5 万人未満	5 8	8.8%
2	5 万～10 万人未満	9 7	14.6%
3	10 万～20 万人未満	9 7	14.6%
4	20 万～30 万人未満	7 1	10.7%
5	30 万～50 万人未満	1 1 4	17.2%
6	50 万～100 万人未満	7 7	11.6%
7	100 万人以上	1 1 1	16.8%
	無回答	3 8	5.7%
計		6 6 3	100.0%

※ 住民基本台帳に基づく人口（R2(2020) /1/1）現在をもとに作成

（市町村名の回答があった市町村名のみ）

【表-1-4】性別

No.	カテゴリー	件数	%
1	男性	6 7	10.1%
2	女性	5 9 4	89.6%
	無回答	2	0.3%
	計	6 6 3	100.0%

【表-1-5】年齢

No.	カテゴリー	件数	%
1	45 歳未満	4 6	6.9%
2	45～50 歳未満	5 6	8.5%
3	50～55 歳未満	7 2	10.9%
4	55～60 歳未満	1 2 8	19.3%
5	60～65 歳未満	1 5 2	22.9%
6	65～70 歳未満	1 0 5	15.8%
7	70～75 歳未満	6 5	9.8%
8	75 歳以上	2 8	4.2%
	無回答	1 1	1.7%
	計	6 6 3	100.0%

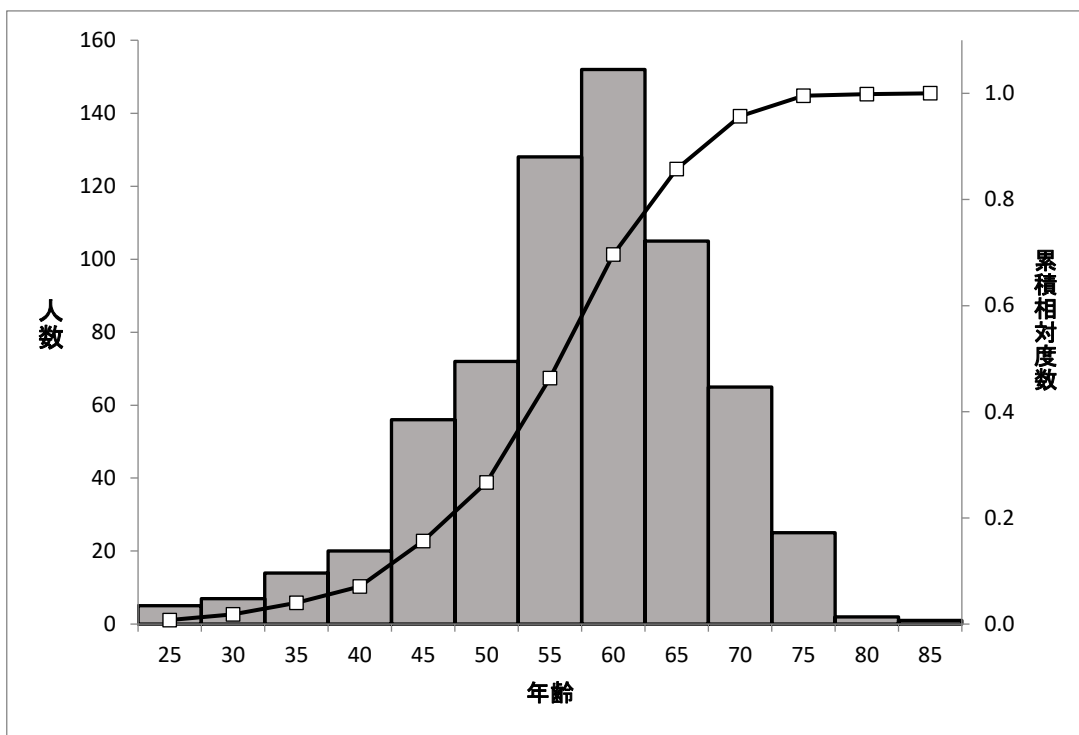
【表-1-6】平均年齢と標準偏差

	件数	平均	標準偏差
全体	6 5 1	5 9 . 4	9 . 7
男性	6 7	6 0 . 0	1 2 . 5
女性	5 8 4	5 9 . 3	9 . 4

※「性別」「年齢」の無回答（12 件）を除く

回答者の平均年齢は、男性が 60.0 歳、標準偏差 12.5 歳であり、女性の平均年齢が 59.3 歳、標準偏差 9.4 歳であった。

【図-1-3】回答者年齢分布



※ 回答者年齢分布は、このヒストグラムのようになっている。

【表-1-7】年齢別男女別人数(上段:度数、下段:%)

性別 年齢	全体	男性	女性	無回答
全体	663 100.0	67 100.0	594 100.0	2 100.0
45歳未満	46 6.9	8 11.9	38 6.4	—
45～50歳未満	56 8.4	8 11.9	47 7.9	1 50.0
50～55歳未満	72 10.9	6 9.0	66 11.1	—
55～60歳未満	128 19.3	10 14.9	118 19.9	—
60～65歳未満	152 22.9	8 11.9	144 24.2	—
65～70歳未満	105 15.8	6 9.0	99 16.7	—
70～75歳未満	65 9.8	13 19.5	52 8.7	—
75歳以上	28 4.2	8 11.9	20 3.4	—
無回答	11 1.7	—	10 1.7	1 50.0

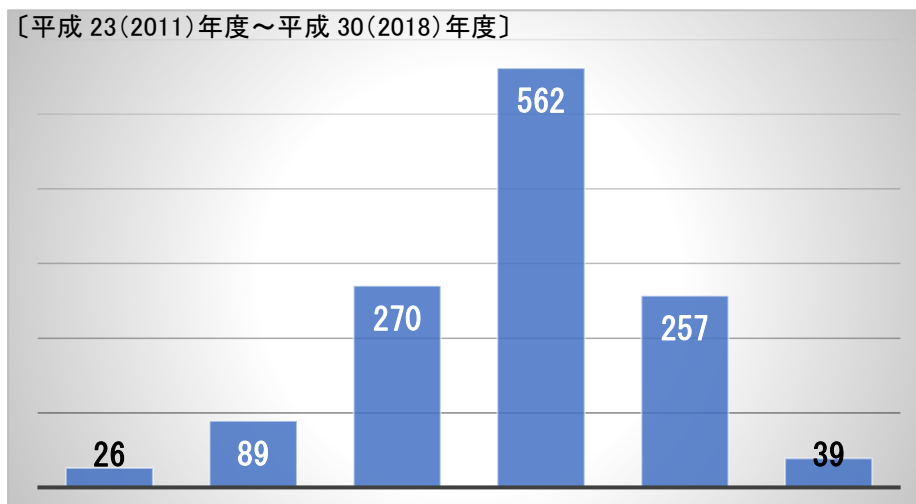
【表-1-8】回答者の居住地域別男女別人数と平均年齢と標準偏差と中央値

項目 地域	性別	n	平均	標準 偏差	範囲	最小値	最大値	中央値
北海道	男性	—	—	—	—	—	—	—
	女性	29	61.6	8.4	34	38	72	64
東北	男性	8	55.0	8.8	24	41	65	56
	女性	40	55.4	11.3	44	30	74	59.5
関東	男性	13	66.2	10.3	31	47	78	70
	女性	139	59.7	8.17	41	36	77	60
北陸 ・甲信	男性	5	60.0	9.5	25	46	71	59
	女性	51	61.8	8.7	35	44	79	60
東海	男性	9	62.4	12.4	33	43	76	63
	女性	64	56.5	10.1	46	27	73	57.5
近畿	男性	10	66.9	12.1	38	48	86	68.5
	女性	112	60.0	9.4	55	25	80	61
中国	男性	17	54.9	12.4	40	33	73	55
	女性	69	59.0	10.2	50	29	79	59
四国	男性	2	35.0	4.2	6	32	38	35
	女性	16	58.7	6.6	23	45	68	60
九州	男性	3	61.0	10.8	21	49	70	64
	女性	63	59.7	9.3	47	29	76	60

※性別等に関して無回答があるため、p. 24 の表-1-1 の数値とは一致しない

【参考】要約筆記者指導者養成研修「受講者」年代別人数（受講時点）

〔平成 23(2011)年度～平成 30(2018)年度〕



	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	計
人数	26	89	270	562	257	39	1,243
%	2.1%	7.2%	21.7%	45.2%	20.7%	3.1%	100.0%

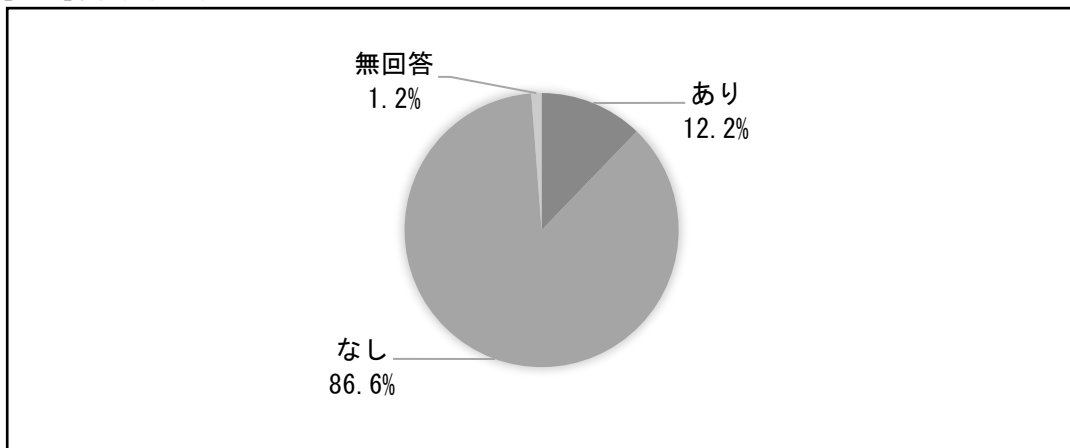
問2 聴覚障害の有無について

回答者の聴覚障害の有無について尋ねたところ、表-2、図-2のように回答があった。

【表-2】聴覚障害の有無について

No.	カテゴリー	件数	%
1	あり	81	12.2%
2	なし	574	86.6%
	無回答	8	1.2%
計		663	100.0%

【図-2】聴覚障害の有無について



問2-1 受講時の「登録形態」について

問2で「聴覚障害はなし」と回答した方に、「直近で「要約筆記者指導者養成研修」を受講した当時の「登録形態」について」尋ねたところ、表-2-1のように回答があった。

【表-2-1】受講時の「登録形態」について(複数回答)

No.	カテゴリー	件数	%
1	登録要約筆記者	415	72.3%
2	登録要約筆記奉仕員	167	29.1%
	無回答	7	1.2%
計		589	102.6%

※ 複数回答の質問で、総回答数は589件であった。それに対して問2で「なし」と回答した574人で割合を計算した。そのため、割合の合計は100%にならない。

■「受講時の登録形態」の分析

聴覚障害のない方への質問である。要約筆記奉仕員として研修を受けた件数が29.1%あった。

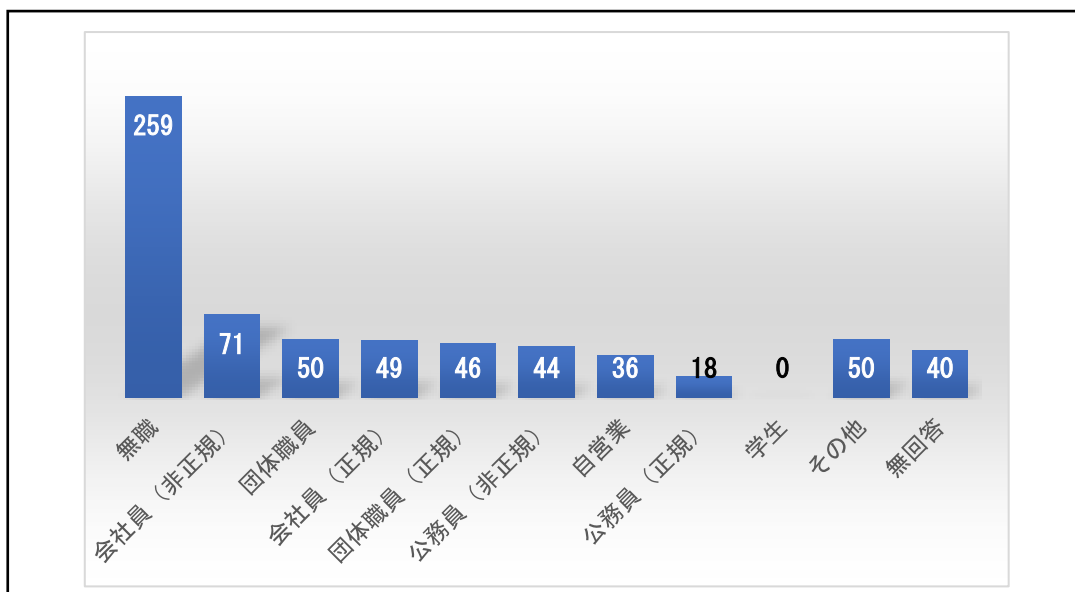
問3 職業について

回答者の現在の職業について尋ねたところ、表-3、図-3のように回答があった。

【表-3】職業

No.	カテゴリー	件数	%
1	無職	259	39.1%
2	会社員（非正規）	71	10.7%
3	団体職員	50	7.6%
4	会社員（正規）	49	7.4%
5	団体職員（正規）	46	6.9%
6	公務員（非正規）	44	6.6%
7	自営業	36	5.4%
8	公務員（正規）	18	2.7%
9	学生	0	—
10	その他	50	7.6%
	無回答	40	6.0%
計		663	100.0%

【図-3】職業



■「職業」の分析

職業は、無職が259人で、39.1%であった。回答者663人の中で正規／非正規にかかわらず働いているのは364人（55.0%）、無回答40人を含めると404人（60.9%）が働いている。

【問-3「職業」の「その他」の回答】

パート（5件）、個人事業主（2件）、歯科医院（2件）、自由業（2件）、家業（自営）手伝い（2件）、登録要約筆記者（2件）、非常勤職員（2件）、非正規（2件）、要約筆記者（2件）

【「職業」の実データ】（五十音順）※地域の名称は省略

- 1) NPO 法人協会団体（事務局）
- 2) アルバイト
- 3) 医療従事者（非正規）
- 4) 音楽教室講師
- 5) 介護支援専門員
- 6) 介護福祉士
- 7) 家業（自営）手伝い
- 8) 家事従事者
- 9) 華道講師
- 10) 休職中
- 11) 教室自営
- 12) 個人事業主
- 13) 自治体の会計年度任用職員（2件）
- 14) 事務系パート
- 15) 社会福祉法人職員
- 16) 週1回団体勤務
- 17) 自由業
- 18) 自由業（音楽教室）
- 19) 主婦
- 20) 市立の児童クラブで支援員をしています
- 21) 専門学校非常勤講師
- 22) 相談員
- 23) 非常勤講師
- 24) 大学職員（非正規）
- 25) 大学非常勤講師
- 26) たまに家族が経営している歯科医院を手伝いに行ったり、要約筆記者として仕事したり指導したりしている
- 27) 団体役員（県難聴者・中失者団体連合会）
- 28) 地域包括支援センター職員
- 30) 聴覚障害のある大学生の情報保障
- 31) 電話リレーサービスオペレーター
- 32) 登録要約筆記者（都道府県）
- 33) 登録要約筆記者（市）
- 34) 特別支援教育支援員
- 35) 難聴障害者情報提供施設（常勤）
- 36) 難聴者・中途失聴者団体連合会事務員
- 37) パート（4件）

- 38) パート（歯科医院）
- 39) 派遣事業体の登録要約筆記者
- 40) PC インストラクター
- 41) 非常勤講師（私立高校）
- 42) 複数の業のフリーランス（SE、スポーツクラブ副代表）
- 43) 放課後児童クラブ指導員
- 44) 要約筆記者として個人事業主の開業届を出しています

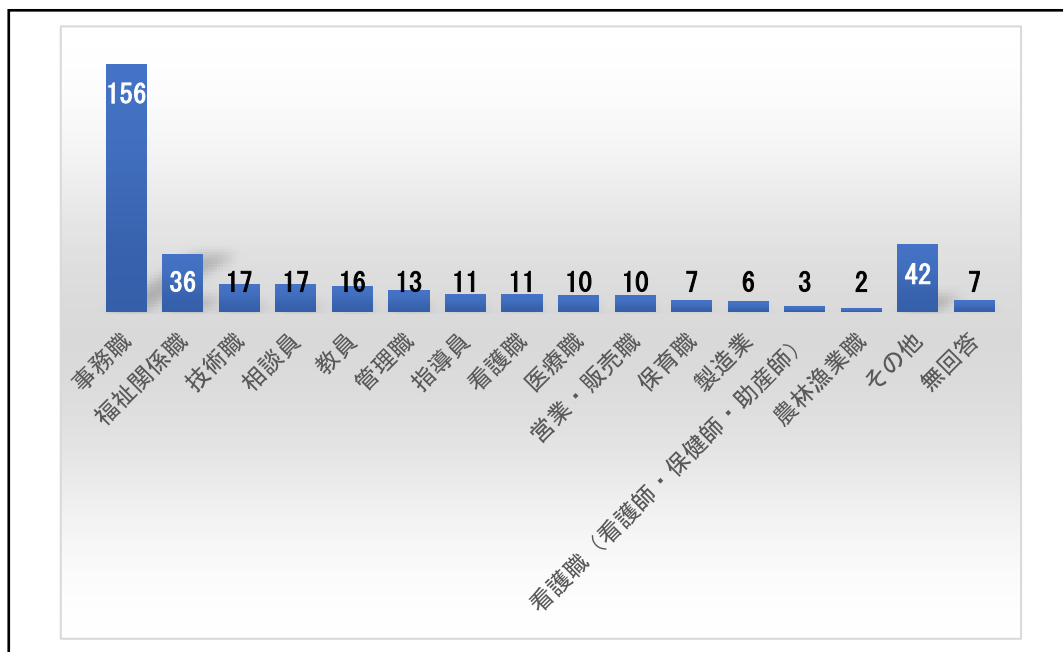
問4 職種について

回答者の現在の職種について尋ねたところ、表-4、図-4のように回答があった。

【表-4】職種

No.	カテゴリー	件数	%
1	事務職	1 5 6	4 2 . 9 %
2	福祉関係職	3 6	9 . 9 %
3	技術職	1 7	4 . 7 %
4	相談員	1 7	4 . 7 %
5	教員	1 6	4 . 4 %
6	管理職	1 3	3 . 6 %
7	指導員	1 1	3 . 0 %
8	看護職	1 1	3 . 0 %
9	医療職	1 0	2 . 7 %
10	営業・販売職	1 0	2 . 7 %
11	保育職	7	1 . 9 %
12	製造業	6	1 . 7 %
13	看護職（看護師・保健師・助産）	3	0 . 8 %
14	農林漁業職	2	0 . 6 %
15	その他	4 2	1 1 . 5 %
	無回答	7	1 . 9 %
計		3 6 4	1 0 0 . 0 %

【図-4】職種



【「職種」の実データ】(五十音順) ※地域の名称は省略

- 1) IT 講師
- 2) 介護保険認定調査員
- 3) 会社役員
- 4) 貸ガレージ経営
- 5) 学究生活サポーター(支援員)
- 6) 行政サービス(生活支援コーディネーター)
- 7) 広告制作業
- 8) 講師
- 9) 講師他
- 10) コールセンターのオペレーター
- 11) 個人事業主(パソコン教室・PC サポート)
- 12) 個人でのピアノ教室講師
- 13) サービス業(2件)
- 14) 支援教育介助員
- 15) 司書
- 16) 事務補助
- 17) 手話通訳者
- 18) 小学生の放課後の支援をしています
- 19) 上記問3の理由で要約筆記者・講師です
- 20) 清掃職

- 21) 接客業
- 22) 専門職
- 23) 相談支援専門員など
- 24) 聴覚障害者情報センター非常勤
- 25) 聴覚障害者団体で事務職と手話通訳を兼任
- 26) 調理師
- 27) 登録要約筆記者
- 28) 取締役事務職
- 29) 派遣事業体の登録要約筆記者
- 30) ピアノ教師
- 31) 非常勤日本語講師
- 32) 福祉職
- 33) 不動産
- 34) フリー編集
- 35) 放課後児童クラブ支援員
- 36) 法人役員
- 37) 法律系専門職
- 38) 要約筆記者（3件）

■「職種」の分析

要約筆記に関わる人の職種は広範囲である。多いのは事務職 156 人（42.9%）である。

問5 保有する資格（医療・福祉関連）について

回答者が保有する医療・福祉関係の資格について尋ねたところ、表-5のように回答があった。

【表-5】保有する資格（医療・福祉関連）

No.	カテゴリー	件数	%
1	保有なし	1 6 1	2 4 . 3 %
2	教員	6 3	9 . 5 %
3	穂横紋介護士（ヘルパー1・2級）	5 9	8 . 9 %
4	介護福祉士	3 2	4 . 8 %
5	保育士	3 0	4 . 5 %
6	社会福祉主事	2 9	4 . 4 %
7	介護支援専門家	2 3	3 . 5 %
8	社会福祉士	2 2	3 . 3 %
9	手話通訳士	1 7	2 . 6 %
10	看護師	1 0	1 . 5 %
11	精神保健福祉士	7	1 . 1 %
12	言語聴覚士	6	0 . 9 %
13	臨床検査技師	4	0 . 6 %
14	産業カウンセラー	4	0 . 6 %
15	障害者職業生活相談員	4	0 . 6 %
16	職場適応援助者（ジョブコーチ）	3	0 . 5 %
17	公認心理士	2	0 . 3 %
18	心理カウンセラー	1	0 . 2 %
19	医師	0	—
20	理学療法士	0	—
21	作業療法士	0	—
22	臨床心理士	0	—
23	認定補聴器技能者	0	—
24	その他	4 5	6 . 8 %
	無回答	2 4 8	3 7 . 4 %
計		7 7 0	1 1 6 . 3 %

※ 複数解答の質問で、総解答数は770件であった。それに対して、当調査の回答数663人で割合を計算した。そのため、割合の合計は100%にならない。

■「資格」の分析

保持している資格としては、教員の比率が高い。

【問-5「保有する資格」の「その他」の回答】

- 1) 手話通訳者、2) 福祉住環境コーディネーター、3) 視覚障害者ガイドヘルパー、4) 医療事務、5) 保健師、6) 医薬品登録販売者、7) 盲ろう者向け通訳・介助員、8) 相談支援専門員、9) 同行援護従事者、10) 放課後児童支援員

【「資格」の実データ】(五十音順) ※地域の名称は省略

- 1) 第一種衛生管理者
- 2) 医薬品登録販売者 (2件)
- 3) 医療事務 (医科・歯科)
- 4) 福祉住環境コーディネーター2級
- 5) 医療事務2級
- 6) 医療秘書、医療事務
- 7) 介護初任者研修 (2件)
- 8) ガイドヘルパー (視覚障害者、全身性障害者移動介護)
- 9) ガイドヘルパー (視覚障害者に対して)
- 10) 県登録要約筆記者、市登録手話通訳者
- 11) 歯科医師
- 12) 歯科技工士
- 13) 失語症向け意思疎通支援者
- 14) 社会福祉主事任用資格
- 15) 福祉住環境コーディネーター2級
- 16) 手話通訳者 (3件)
- 17) 盲ろう者向け通訳・介助員、相談支援専門員
- 18) 手話通訳者、盲ろう通訳介助員
- 19) 手話奉仕員、県盲ろう者ガイドヘルパー、福祉住環境コーディネーター
- 20) 障害者スポーツ指導員 (初級)
- 21) 介護支援専門員、児童発達支援管理責任者
- 22) 同行援護、ガイドヘルパー (精神身体)
- 23) 同行援護従業者 (視覚障害者の外出支援)
- 24) 同行援護従業者 (視覚障害者向けガイド)
- 25) 同行援護従業者、盲ろう通訳介助員
- 26) 認定心理士
- 27) 福祉住環境コーディネーター (2件)
- 28) 福祉住環境コーディネーター3級
- 29) 放課後児童支援員 (2件)
- 30) 防災士、子育て支援員
- 31) 簿記3級、PCワード・エクセル2級
- 32) 保健師、衛生管理者
- 33) 保健師、看護教諭
- 34) 民生委員、身体障害者相談員
- 35) メンタルケア心理士、メディカルクラーク
- 36) 盲ろう者向け通訳・介助員 (2件)
- 37) 薬剤師
- 38) 養護教諭、衛生管理者、保健師、助産師
- 39) 要約筆記者
- 40) ろうあ者相談員

2. 要約筆記者指導者養成研修について

問6 修了した年度・コース（クラス）について（複数回答）

回答者がこれまでに受講した「要約筆記者指導者養成研修」の、①受講年度、②コース（クラス）名について尋ねたところ、表-6のように回答があった。

【表-6】「修了年度」「コース（クラス）名」（複数回答）

年 コース	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	無回 答	合計 件数
手書き コース	67 10.1%	62 9.4%	57 8.8%	61 9.2%	3 0.5%	48 7.2%				298
PC コース	38 5.7%	28 4.2%	31 4.7%	81 12.2%	42 6.3%	37 5.6%				257
基礎研修 手書き							35 5.3%	19 2.9%		54
基礎研修 PC							36 5.4%	20 3.0%		56
ステップ 手書き							9 1.4%	21 3.2%		30
ステップ PC							8 1.2%	12 1.8%		20
難聴者							17 2.6%	9 1.4%		26
無回答									17 2.6%	17
合計件数	105	90	88	142	45	85	105	81	17	758

※ 上記の％は、回答人数（663人）に対する比率

【参考】

本研修は、平成 23(2011)年度から平成 28(2016)年度までは、「手書きコース」と「パソコンコース」の 2 コースを東日本会場と西日本会場の 2 会場で実施した。

平成 29(2017)年度以降は、これから指導者を目指す方のための「基礎研修コース（手書きクラス・パソコンクラス）」、過去の本研修を修了し現在講師活動に関わっている方のための「ステップアップコース（手書きクラス・パソコンクラス）」、そして、難聴指導者のための「難聴者コース」の 3 コースを、東日本会場（東京）のみで実施している。

なお、令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染拡大の収束が見えないなか、集合方式での研修を断念し、3 コースともオンライン講座形式での開催とした。

問7 受講動機について（複数回答）

「要約筆記者指導者養成研修」の受講動機について尋ねたところ、表-7のように回答があった。

【表-7】「受講動機」について（複数回答）

No.	カテゴリー	件数	%
1	委託事業体に勧められたから	252	38.0%
2	指導方法を学びたかったから	241	36.3%
3	講師をする予定があったから	210	31.7%
4	要約筆記者講習会の講師に勧められたから	204	30.8%
5	自治体に勧められたから	167	25.2%
6	自分で希望した	158	23.8%
7	要約筆記サークルに勧められたから	115	17.3%
8	研修の内容を知りたかったから	115	17.3%
9	カリキュラムを学びたかったから	98	14.8%
10	友人が参加するから	11	1.7%
11	その他	40	6.0%
	無回答	1	0.2%
計		1,612	243.1%

※ 複数回答の質問で、総回答数は1,612件であった。それに対して、当調査回答者数663人で割合を計算した。そのため、割合の合計は100%にならない。

〔問-7「受講動機」の「その他」の回答〕

- 1) 当時の難聴者協会理事長に勧められたから。
- 2) 1994 年度全国要約筆記者指導者養成講座（東京）受講。その後講師をしている。
- 3) 中途失聴・難聴者協会と要約筆記者講座開催の事業体より声をかけてもらった。
- 4) 委託事業体職員で、養成事業を運営していく上でも知っておくべき重要なポイントを学びたかったから。
- 5) 該当年次に達したから。
- 6) 家族状況が受講可能であったため。
- 7) 家族の勧め。
- 8) 県中途失聴・難聴者協会理事長に勧められた。（2 件）
- 9) 県聴覚障害者支援センターに勧められたから。
- 10) 講師 1 年目だった。自分の理論解釈の裏付けを得たかった。
- 11) 講師の質が低かったから。なぜこんなにできない人たちが講師を名乗れるんだ？ と思い、なら自分もやってみようと思った。
- 12) 講習の助手をするときに役に立てたかったから。
- 13) 講師をしていた。
- 14) 事業体の担当職員となったから。
- 15) 自治体から難聴協会（委託事業体）へ「難聴者 1 名」の推薦依頼があり、協会内で協議した。
- 16) 自治体の推薦に応募し、認められたから。
- 17) 自分が通訳者になって終わりではなく、1 人でも多くの通訳者を育てることをする側になることも大事だと思ったことと、3 回にわたり上京し受講するのは昼間に勤めている会社の仕事上、休みをとれるチャンスの年だったから。
- 18) 地元で要約筆記活動に役立てたかった。
- 19) 地元の要約筆記者養成講習会に関わっているので内容に興味があった。
- 20) すでに講師をしていたから。（2 件）
- 21) 全難聴、全要研の取り組みを知りたかった。
- 22) 全国の養成講座の情報交換をしたいから。
- 23) 誰かが講師を担当しなければならず、また自治体の推薦枠を維持する必要があることから、要約筆記者に合格した者が行くべきかと考えたから。
- 24) 知人に勧められたから。
- 25) 当時、委託事業担当であり、講師も担っていたため。
- 26) 当時、居住自治体で奉仕員講座、者講座とも開講できておらず、者講座を立ち上げるため。
- 27) 当時の県難聴者協会に難聴者講師（内部）がいなかったから。
- 28) 当時は市役所にて意思疎通支援事業、要約筆記担当として業務に従事しており、与えられた役割に懸命に向き合った結果です。
- 29) 難聴者協会（会員）より勧められた。
- 30) 難聴者団体の研修が毎年予定されており、私の筆記サークルが担当になったので、ネタ作りで受講。
- 31) 難聴者でも受講できることを知り、難聴者でも勉強したかった。
- 32) 奉仕員養成に関わっていたので違いを学ぶため。
- 33) 地元は当時、者養成講座は未開催で開講時に役立ちたいと思ったから。
- 34) 要約筆記者のなかまに勧められたから。（同様 2 件）
- 35) 要約筆記者養成事業・派遣事業を担当することになったから。（同様 2 件）
- 36) 利用している要約筆記の勉強。

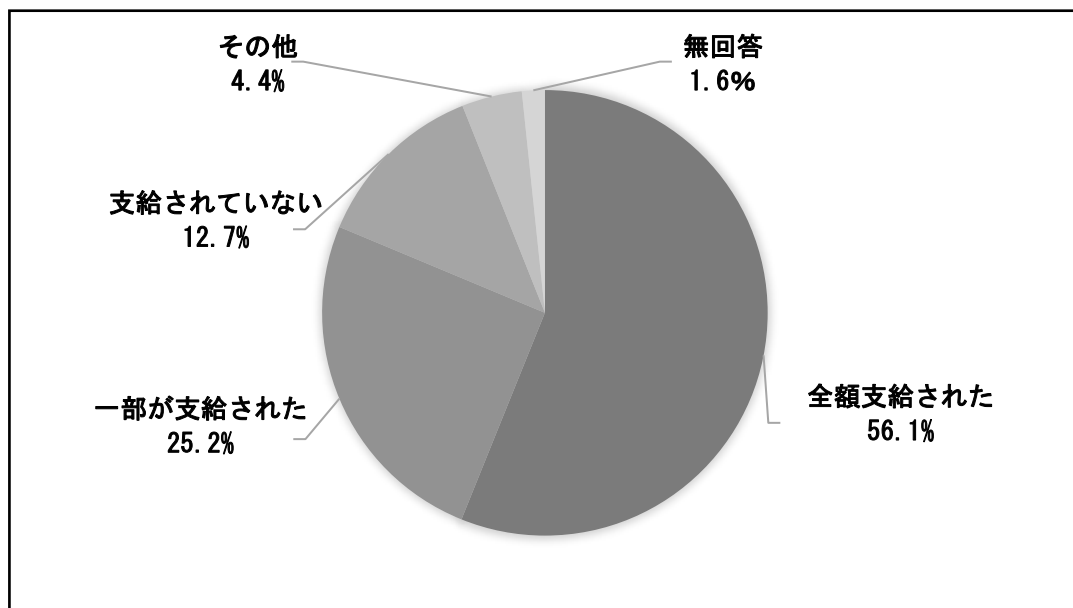
問 8 受講に係る経費について

「要約筆記者指導者養成研修」を受講した際の経費（交通費・宿泊費等）が、推薦した自治体から支給されたかどうかについて尋ねたところ、表-8-1、図-8、表-8-2のように回答があった。

【表-8-1】「経費の支給」について

No.	カテゴリー	件数	%
1	全額支給された	372	56.1%
2	一部が支給された	167	25.2%
3	支給されていない	84	12.7%
4	その他	29	4.4%
	無回答	11	1.6%
計		663	100.0%

【図-8】「経費の支給」について



【表-8-2】「経費の支給」について(居住地域別)

上段:度数

下段:%

項目 地域	全体	全額支給 された	一部が 支給された	支給されて いない	その他	無回答
全体	6 6 3 1 0 0 . 0	3 7 2 5 6 . 1	1 6 7 2 5 . 2	8 4 1 2 . 7	2 9 4 . 4	1 1 1 . 6
北海道	2 9 1 0 0 . 0	1 0 3 4 . 5	1 1 3 7 . 9	7 2 4 . 1	1 3 . 5	— —
東北	4 8 1 0 0 . 0	3 1 6 4 . 6	1 4 2 9 . 1	2 4 . 2	1 2 . 1	— —
関東	1 5 9 1 0 0 . 0	8 0 5 0 . 3	3 2 2 0 . 1	3 5 2 2 . 0	9 5 . 7	3 1 . 9
北陸・甲信	5 7 1 0 0 . 0	3 2 5 6 . 1	2 0 3 5 . 1	1 1 . 8	2 3 . 5	2 3 . 5
東海	7 4 1 0 0 . 0	4 2 5 6 . 8	2 4 3 2 . 4	8 1 0 . 8	— —	— —
近畿	1 2 3 1 0 0 . 0	6 7 5 4 . 5	2 3 1 8 . 7	2 0 1 6 . 3	9 7 . 3	4 3 . 3
中国	8 8 1 0 0 . 0	6 5 7 3 . 8	1 3 1 4 . 8	5 5 . 7	5 5 . 7	— —
四国	1 8 1 0 0 . 0	1 7 9 4 . 4	— —	1 5 . 6	— —	— —
九州	6 6 1 0 0 . 0	2 8 4 2 . 4	2 9 4 4 . 0	5 7 . 6	2 3 . 0	2 3 . 0
無回答	1 1 0 0 . 0	— —	1 1 0 0 . 0	— —	— —	— —

【「経費の支給」の実データ】(五十音順) ※地域の名称は省略

- 1) 1万円だけいただいたが、他は自費負担。
- 2) 5名参加者がいましたが、県からは1名分の交通費、宿泊費のみが支給されず。
- 3) 一部負担有り。
- 4) 覚えていません。
- 5) 基礎は市からは出ていない。直近のものは県費。
- 6) 経費として交通費しかいただけなかったのですが、宿泊をしたので差額は自己負担しました。
- 7) 県が認識がなく、予算化されていず、県難連から連絡し1名分のみ支給で、2名分が半分とした。
- 8) 県職員の出張規定範囲内の支給に合わせた出費におさえた。
- 9) 県の規定金額が支給された。
- 10) 交通費のみ全額支給。(3件)
- 11) 交通費は全額支給。宿泊した場合、宿泊費は自腹。
- 12) 市から交通費の支給はされないため、市手話通訳問題研究会から会員の研修の補助と

して支給された。(2件)

- 13) 実費ではなく、県の旅費規程の金額を支給された。
- 14) 自費だったように思います。
- 15) 受講時、委託事業体の職員でした。研修に空きがあったため、自治体から推薦をいただきました。業務として受講、経費は職場で負担していただきました。
- 16) 職場が負担した。
- 17) 所属する聴力協会団体より支給。
- 18) 全額負担なので市の事業に個人で申し込み、半額相当の援助を受けた。
- 19) 当時は問7で記載したように、まったく自治体と意思疎通ができていなかった。
WGを立ち上げ、自治体に働きかけていた時期であった。一方、研修は自費(自由意志)とも考えていた。難聴者協会から交通費が出たが気の毒で寄付した。
- 20) 難聴者協会から支給された(自治体より予算化されていたかどうかはわかりません)。
- 21) 日帰り参加として交通費支払いあり。実際は通うのが難しいため宿泊にした。
- 22) 1人一律2万円支給。
- 23) 平成25(2013)年度手書きコースは支給なし(ステップアップ)。平成30(2018)年度は支給あり。

3. 要約筆記者養成研修事業（要約筆記者養成講習）について

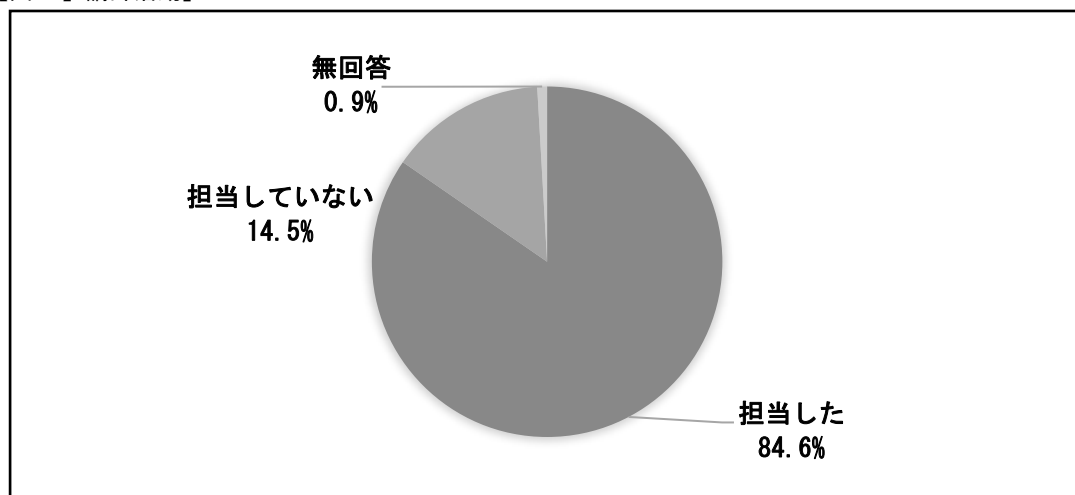
問9「要約筆記者養成研修事業」での講師活動について

直近の「要約筆記者指導者養成研修」修了後に、要約筆記者養成講習の講師を担当したか尋ねたところ、表-9-1、図-9のように回答があった。

【表-9-1】「講師活動」について

No.	カテゴリー	件数	%
1	担当した	561	84.6%
2	担当していない	96	14.5%
	無回答	6	0.9%
	計	663	100.0%

【図-9】「講師活動」について



担当していないと回答があった方に理由を尋ねてみると、表-9-2のように回答があった。

【表-9-2】「担当していない」理由

No.	カテゴリー	件数	%
1	講師依頼がないから	45	46.9%
2	体調不良のため	10	10.4%
3	要約筆記者を辞めたから	10	10.4%
4	難聴者協会を辞めたから	3	3.1%
5	その他	53	55.2%
	無回答	0	—
	計	121	126.0%

※ 複数回答の質問で、総回答数は121件であった。それに対して、問9で「担当していない」と回答した96人で割合を計算した。そのため割合の合計は100%にならない。

■「担当していない理由」の分析

直近の「要約筆記者指導者養成研修」修了後、要約筆記者養成講習の講師を担当しなかった理由はさまざまであるが、「講師の依頼がない」が45件（46.9%）と最も大きな理由であった。またその他の理由の中では、テキストマイニングの結果を見ると、「仕事との両立が難しい」などが理由となっている。

【「担当していない理由」の実データ】（五十音順）※地域の名称は省略

- 1) 「手書きコース」の講座がないため。
- 2) 1つのサークルがほぼ独占している。
- 3) アシスタント担当。
- 4) アシスタントを少し依頼されました。
- 5) 委託要約筆記サークルため。
- 6) 依頼された日の都合が合わなかったから。
- 7) 会社業務との兼ね合いで時間が合わなかったから。
- 8) 家族の介護のため。
- 9) 家庭の事情で十分な準備ができないため。
- 10) 業務多忙のため、要約筆記ができる状態でない。
- 11) 居住地と推薦自治体が違うため講師間のチームワークなど難しいため。
- 12) 勤務と講習会の日時が合わなかったから。
- 13) 県委託事業体の推薦でないため県養成講習の講師依頼はない。また近隣の中核市ではいまだ養成講習が開催されていない。居住市の入門講座の講師は担当している。
- 14) 見学、アシスタントをしている。
- 15) 現在忙しく、数年後受ける前提で受講したので。
- 16) 健聴者が講師のため。
- 17) 県に登録しなかったため。
- 18) 講座の開講がなかったから。
- 19) 講座の離島開催がないため(ニーズもあまりない)。
- 20) 講師ではなく、養成講座の実施主体のため。
- 21) 講師を選ぶ人が人のより好みが多く気に入った人しか依頼しない。その人には指導者研修を受講したからといって講師になれるとは限らないと言われた。
- 22) 高齢の両親の看護など。
- 23) サブ講師として依頼があり引き受けた。
- 24) 資格がない。
- 25) 時間の調整がつかない(就業のため)。
- 26) 仕事（介護職）のため。
- 27) 仕事、家庭の事情の変化。
- 28) 仕事が忙しいため。

- 29) 仕事が忙しかったから。
- 30) 仕事が休めなかった。
- 31) 仕事との両立が難しいため。
- 32) 仕事を始めたため。
- 33) 自治体での養成講習会が未開催（令和3度開講）。
- 34) 地元では「者」の養成講座は実施していない。「要約筆記」の講座を実施し、次の「者」へのステップへ結びつけている。
- 35) 多忙。
- 36) 多忙のため。受講しただけでは難しいと思うから。
- 37) 担当直前に妊娠したため。その後も育休中。
- 38) 聴覚障害者情報提供施設として要約筆記事業に関わっているため。
- 39) 直後はアシスタント。講師依頼後は講座が中止になったため。
- 40) 直近は平成31(2019)年のステップアップ研修を受講。その年はパソコンの養成勉強会しかなかったため。
- 41) 都合が悪く勉強会に参加できないから。
- 42) 当初より講師でなく府南部にも研修修了者がいてほしいとのご要望でした。地元の啓発講座にはかかわらせていただいております。
- 43) 難聴なのでアシスタントとして。
- 44) 奉仕員から要約筆記者へのステップアップ講座の講師を担当。その後は指導方針の違いから講師を辞退。
- 45) 他に仕事をしていたため。
- 46) 補助は行った。
- 47) 本職が多忙なため。
- 48) 見習い中。講座見学はしている。
- 49) 向いていないと思ったから。
- 50) 要約筆記者ではないから(奉仕員)。
- 51) 要約筆記者認定試験に合格していない。
- 52) 要約筆記体験講習の講師担当。
- 53) 力量がないため。

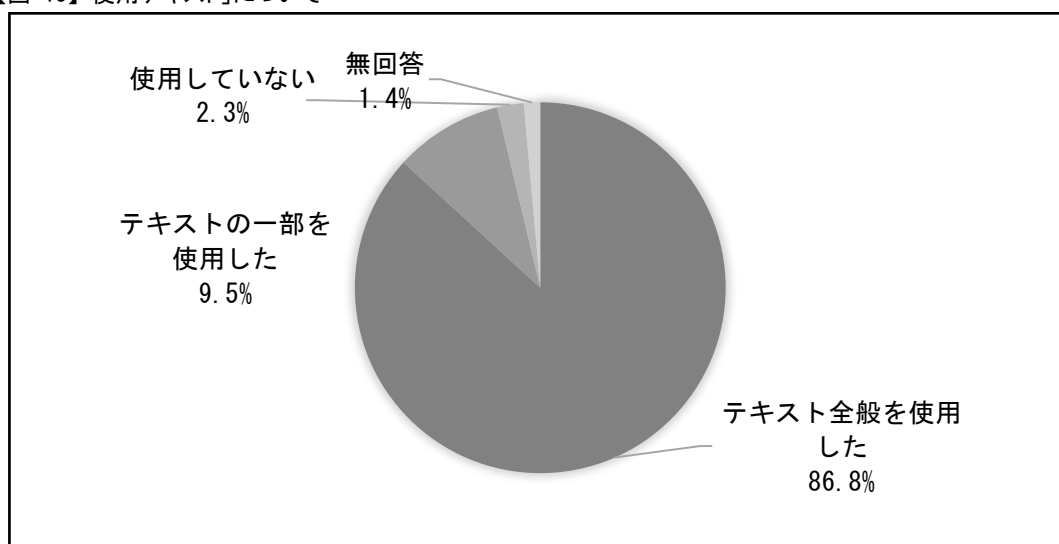
問 10 使用テキストについて

問 9 で、「講師を担当した」と回答した 561 人に、直近の「要約筆記者指導者養成研修」担当時に、平成 23(2011)年 3 月 30 日付厚生労働省通知「要約筆記者の養成カリキュラム」準拠テキストを使用したか尋ねたところ、表-10-1、図-10、表-10-2 のように回答があった。

【表-10-1】「使用テキスト」について

No.	カテゴリー	件数	%
1	テキスト全般を使用した	487	86.8%
2	テキストの一部を使用した	53	9.5%
3	使用していない	13	2.3%
	無回答	8	1.4%
計		561	100.0%

【図-10】「使用テキスト」について



■「使用テキスト」の分析

問 9 で直近の「要約筆記者指導者養成研修」修了後、要約筆記者養成講習の講師を「担当した」と回答した 561 人のうち、平成 23(2011)年 3 月 30 日付厚生労働省通知「要約筆記者の養成カリキュラム」準拠テキストの全般、あるいは一部を使用した人は、540 人 (96.3%) であった。

【表-10-2】「使用テキスト」について（居住地域別）

上段：度数

下段：%

項目 地域	全体	テキスト 全般を使用し た	テキストの 一部を使用 した	使用して いない	無回答
全体	561 100.0	487 86.8	53 9.5	13 2.3	8 1.4
北海道	20 100.0	17 85.0	1 5.0	1 5.0	1 5.0
東北	43 100.0	38 88.4	3 7.0	2 4.6	— —
関東	119 100.0	89 74.8	20 16.8	8 6.7	2 1.7
北陸・甲信	52 100.0	50 96.2	2 3.8	— —	— —
東海	63 100.0	56 88.9	5 7.9	— —	2 3.2
近畿	108 100.0	99 91.7	8 7.4	— —	1 0.9
中国	83 100.0	79 95.2	3 3.6	— —	1 1.2
四国	16 100.0	12 75.0	3 18.8	— —	1 6.2
九州	56 100.0	47 83.9	7 12.5	2 3.6	— —
無回答	1 100.0	— —	1 100.0	— —	— —

問 10-1 講義テーマについて（複数回答）

問 10 で、「テキスト全般を使用」と「テキストの一部を使用」と回答した方に、直近で講義をしたテーマについて尋ねたところ、表-10-1 のように回答があった。

【表-10-1】「講義テーマ」について（複数回答）

No.	カテゴリー	件数	%
1	チームワーク	274	50.7%
2	ノートテイク	239	44.3%
3	要約筆記の基礎知識Ⅱ	232	43.0%
4	話しことばの基礎知識	219	40.6%
5	演習	181	33.5%
6	要約筆記の基礎知識Ⅰ	167	30.9%
7	要約の学習	128	23.7%
8	伝達の学習	107	19.8%
9	聴覚障害の基礎知識	83	15.4%
10	要約筆記者のあり方	74	13.7%
11	日本語の基礎知識	68	12.6%
12	対人援助	37	6.9%
13	社会福祉の基礎知識Ⅱ	22	4.1%
14	社会福祉の基礎知識Ⅰ	19	3.5%
15	聴覚障害者運動と手話	19	3.5%
16	その他	42	7.8%
	無回答	12	2.2%
計		1,923	356.2%

※ 複数回答の質問で、総回答数は 1,923 件であった。それに対して、問 10 で「テキスト全般を使用」と「テキストの一部を使用」と回答した 540 人で割合を計算した。そのため、割合の合計は 100%にならない。

■「講義テーマ」の分析

これは、テキストを使用した講師がテキストのどの部分を活用したかを確認するための質問項目であった。問 10 で「テキスト全般を使用した」、「テキストの一部を使用した」と回答した 540 人で割合を計算した。「チームワーク」（274 件、50.7%）、「ノートテイク」（239 件、44.3%）、「要約筆記の基礎知識Ⅱ」（232 件、43.0%）、「話しことばの基礎知識」（219 件、40.6%）が、よく活用されていた。

【「講義テーマ」の実データ】（五十音順）※地域の名称は省略

- 1) 2講に入る前の振り返り（4講・5講）
- 2) 3人で受け持ち（統括1人、チームワーク1人、ノートテイク1人）○15については、ノートテイクの実習を担当した
- 3) OHC チームのチームでの動き方
- 4) 市講習の場合
- 5) 主に実技指導に入ったので、講義自体はしていない
- 6) 各担当の役割（手書き）
- 7) 基礎的な表記
- 8) 共有情報の活用・ノートテイクの技術・場面对応
- 9) 現場実習（2件）
- 10) 現場実習 6H、総合学習（実技）4H
- 11) 試験対策
- 12) 社会福祉の理念と歴史
- 13) 使用機器及びネットワーク各担当の役割
- 14) 第15講「演習」模擬実習のシナリオ作り、助手H28～30
- 15) チームワークの技術（手書き）
- 16) 中途失聴・難聴者の臨床心理
- 17) 聴覚障害者のコミュニケーションから第2講、通訳としての要約筆記
- 18) 聴覚障害の基礎知識については難聴者と共に
- 19) 伝達の学習
- 20) 特別講座（聴覚障害疑似体験、難聴者との交流体験）
- 21) 途中失聴・難聴者の臨床心理
- 22) 中失者の現状と課題・難聴者と語り合おう
- 23) 難聴者運動と要約筆記の歴史
- 24) 難聴者からの発信
- 25) 難聴者の心理
- 26) 日本国憲法と基本的人権の尊重について
- 27) 日本語の特徴（全般）
- 28) ノートテイクの留意点
- 29) 話しことばと書きことば
- 30) 話しことばの特徴と活用
- 31) 二人入力の実習
- 32) 模擬実習
- 33) 要約の定義と意味
- 34) 要約の定義と意味、情報伝達における要約
- 35) 要約筆記者のあり方
- 36) 要約筆記者の位置付け、通訳としての要約筆記
- 37) 要約筆記者養成の必要性和この講座の狙い
- 38) 要約筆記の三原則
- 39) 要約筆記の実習
- 40) 要約筆記の表記・要約技術（2件）
- 41) 要約筆記の目的、要約筆記の三原則
- 42) 連係入力

- 43) 連係による入力
44) 話しことばと書きことば、話しことばの特徴と活用

問 10-2 講義テーマについて（自由記述）

問 10 で、「テキストを使用していない」と回答した方に、直近で講義をしたテーマについて尋ねたところ、表-10-2 のように回答があった。

【表-10-2】「講義テーマ」について（自由記述）【テキストマイニング結果】

No.	カテゴリー	件数
1	学習	4
2	基礎知識	4
3	伝達	4
4	ノートテイク	3
5	チームワーク	2
6	要約筆記	2
7	話し	2

【「講義テーマ」の実データ（2）】（五十音順）※地域の名称は省略

- 1) 書いて伝えること
- 2) 第5講 話しことばの基礎知識
- 3) 伝達の学習（3件）
- 4) ノートテイク
- 5) 要約筆記の基礎知識、模擬実習（手書き・パソコン）
- 6) 要約筆記の基礎知識Ⅱ
- 7) 連係入力、ノートテイク
- 8) 話しことばの基礎知識、伝達の学習、チームワーク、ノートテイク、要約筆記者のあり方

■「テキストを使用しなかった講師の講義テーマ」の分析

これは、問 10 においてテキストを使用しなかった講師 13 件が、どのようなテーマを担当して講義をしたかを調べるものである。伝達の学習などの講義をしている。

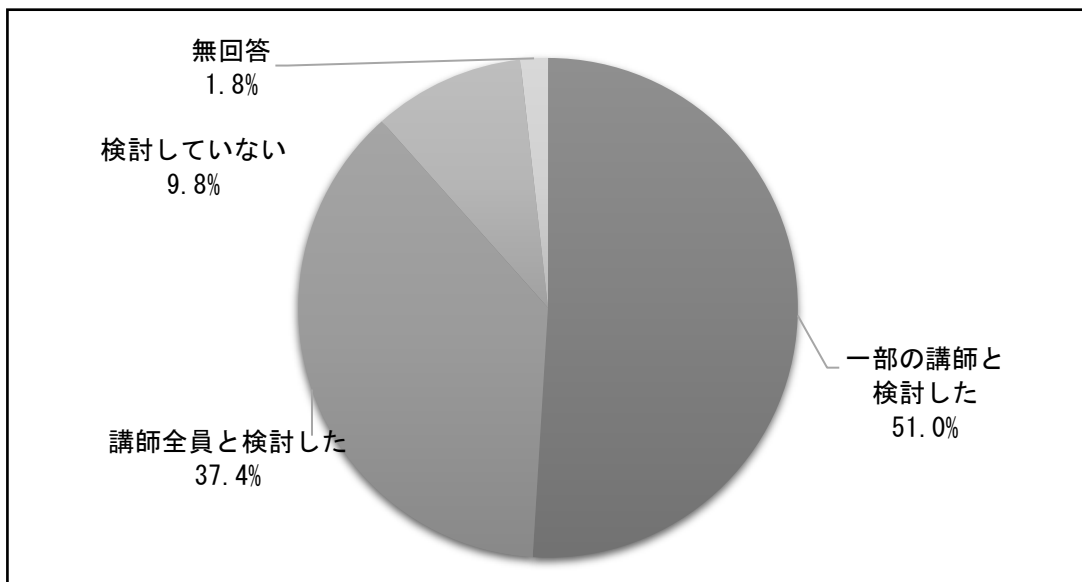
問 11 講師間での講義内容の検討について

問 9 で、直近の「要約筆記者指導者養成研修」修了後、要約筆記者養成講習の講師を「担当した」と回答した 561 人のうち、他の講師と講義内容の検討をしたか尋ねたところ、表-11、図-11 のように回答があった。

【表-11】「講師間での講義内容の検討」について

No.	カテゴリー	件数	%
1	一部の講師と検討した	286	51.0%
2	講師全員と検討した	210	37.4%
3	検討していない	55	9.8%
	無回答	10	1.8%
計		561	100.0%

【図-11】「講師間での講義内容の検討」について



■「講師間での講義内容の検討」の分析

問 9 で直近の「要約筆記者指導者養成研修」修了後、要約筆記者養成講習の講師を「担当した」と回答した 561 人のうち、他の講師と講義内容の検討をしたのは、「全員と検討した」が 210 件（37.4%）、「一部を検討した」は 268 件（51.0%）であった。

問 11-1 講師間で検討した講義項目について

他の講師全員と講義内容の検討をした方と一部の講師と検討したと回答した方に、検討した「講義項目」について尋ねたところ、表-11-1 のように回答があった。

【表-11-1】「講師間で検討した講義項目」について

No.	カテゴリー	件数	%
1	チームワーク	273	55.0%
2	ノートテイク	236	47.6%
3	要約筆記の基礎知識Ⅱ	225	45.4%
4	話しことばの基礎知識	194	39.1%
5	演習	172	34.7%
6	要約筆記の基礎知識Ⅰ	125	25.2%
7	要約の学習	111	22.4%
8	伝達の学習	80	16.1%
9	要約筆記者のあり方	68	13.7%
10	聴覚障害の基礎知識	50	10.1%
11	日本語の基礎知識	47	9.5%
12	対人援助	34	6.9%
13	聴覚障害運動と手話	18	3.6%
14	社会福祉の基礎知識Ⅰ	13	2.6%
15	社会福祉の基礎知識Ⅱ	13	2.6%
16	その他	21	4.2%
	無回答	9	1.8%
計		1,689	340.5%

※ 複数回答の質問で、総回答数は1,689件であった。それに対して、問11で「一部の講師と検討した」、「講師全員と検討した」と回答した496人で割合を計算した。そのため割合の合計は100%にならない。

■「講師間で検討した講義項目」の分析

これは、テキストを通して講師同士の連携が取れているかを確認するための質問項目であった。問11で「講師全員と検討した」、「一部の講師と検討した」と回答した496人で割合を計算した。チームワーク（273件、55.0%）、ノートテイク（236件、47.6%）、要約筆記の基礎知識Ⅱ（225件、45.4%）、話しことばの基礎知識（194件、39.1%）がよく活用されていた。

【「検討した講義テーマ」の実データ（２）】（五十音順）※地域の名称は省略

- 1) 書いて伝えること。
- 2) 1年間の振り返りと次年度に向けた方向性の確認。改訂テキストの説明会の報告や追加の情報提供。
- 3) 現場実習。
- 4) 現場実習・総合学習。
- 5) 講師団会議や講師学習会で協議されている。協議内容は欠席者にも共有される。
- 6) 合同講義は全員と共有し、コース別ではコース担当講師全員で検討。
- 7) 今年度の開講が決まった段階で講師会議を開いた。
- 8) 参加する回は講師全員で検討している。
- 9) 試験対策。
- 10) 実技例文の適不適。
- 11) 実習(実技)の検証のあり方について。
- 12) 使用機材、セッティング、情報、保障、新型コロナ対策他。
- 13) 全ての項目の指導案や資料を共有クラウドサーバーに担当講師が入れて、講義が近づく毎に意見があればメールや共有ソフトで連絡する。基本的に全員が確認する。
- 14) それぞれが自分の担当について話し合った。
- 15) 聴覚障害者のコミュニケーション交流疑似体験。
- 16) 難聴者が要約筆記利用する立場でモラル等を皆で話し合いました。
- 17) 難聴者の検証（手書き、パソコン）。
- 18) 二人入力。
- 19) ペアになった講師とは毎回検討する。
- 20) ほぼ全てについて実施しました。
- 21) 模擬実習と現場実習、実習計画。
- 22) 要約筆記の実習。
- 23) 連係入力。
- 24) 連係による入力。

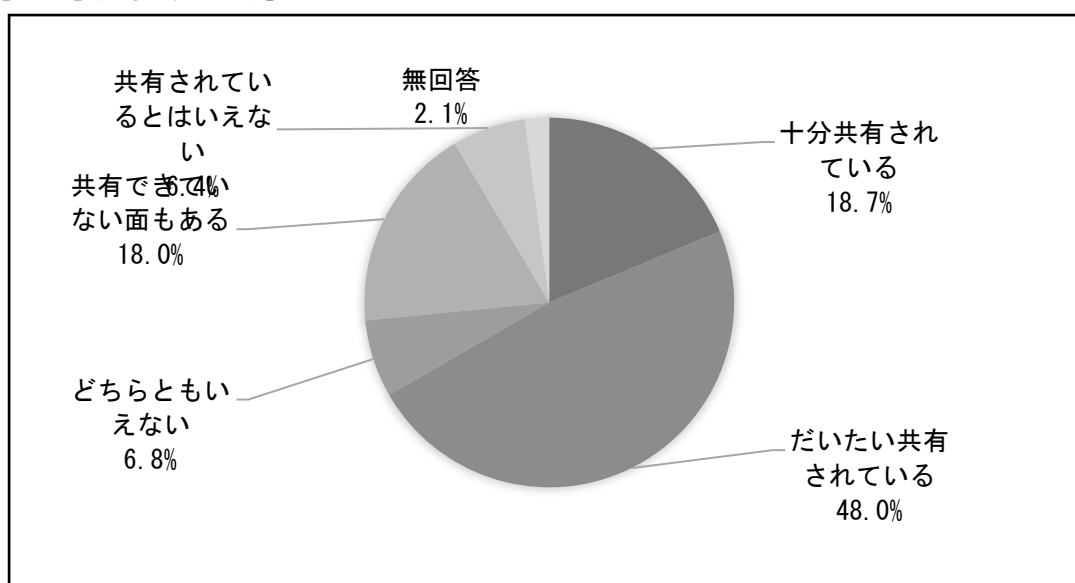
問 12 指導者間での指導内容の共有について

問 9 で、直近の「要約筆記者指導者養成研修」修了後、要約筆記者養成講習の講師を「担当した」と回答した 561 人のうち、指導者間での指導内容の共有について尋ねたところ、表-12、図-12 のように回答があった。

【表-12】「指導内容の共有」について

No.	カテゴリー	件数	%
1	十分共有されている	105	18.7%
2	だいたい共有されている	269	48.0%
3	どちらともいえない	38	6.8%
4	共有できていない面もある	101	18.0%
5	共有されているとはいえない	36	6.4%
	無回答	12	2.1%
	計	561	100.0%

【図-12】「指導内容の共有」について



■「指導内容の共有」の分析

問 9 で、直近の「要約筆記者指導者養成研修」修了後、要約筆記者養成講習の講師を担当したと答えた 561 人のうち、指導者間で指導内容の共有が「十分共有されている」、「だいたい共有されている」と答えたのは、374 人（66.7%）であった。

問 13「要約筆記者養成」について【自由記述】

【自由記述の編集にあたって】

1. 回答のあったものについては、全て掲載いたしましたが、地域や施設・団体・機関等の名称が特定されると思われる文言は編集段階で修正いたしました。
2. また、回答をテーマごとに分類（下記「分類項目」参照）し、それぞれに番号を振りました。
3. 長文の回答の中に、いくつかのテーマが内在しているものにつきましては、それぞれを該当するテーマに振り分け、別の番号を振りました。
4. ㊸、㊹の略語は、それぞれ、「要約筆記（者）」、「難聴者」に開きました。
5. その他、句読点の修正、表記の統一などにつきましては、適宜、事務局で行いました。

〔分類項目〕

1. 「要約筆記者指導者養成研修」関連
 - 1) 研修日程・会場
 - 2) 研修内容等
 - 3) 研修の費用等
 - 4) その他
2. 「要約筆記者養成講座」関連
 - 1) 指導法等
 - 2) 受講者・受講条件
 - 3) 教材等
 - 4) 資格試験
 - 5) その他
3. 要約筆記者派遣事業関連
4. 本調査関連
5. その他

1. 「要約筆記者指導者養成研修」関連

1) 研修日程・会場

1-1-01: 業務をかかえているので3日間の3クールは厳しい。自宅学習を含めるなど工夫して日程を短くしてほしい。

1-1-02: 研修開催地がもっと細分化されてもよいと思います。仕事・家事都合により「3

日、3クール」になかなか参加できない人が多いので。また、3年、5年など定期的なフォローアップ研修があってもよいとも考えられます。地域での要約筆記に対する認知がまだまだ低いため、講習会参加が少なく指導者研修の成果を発揮する機会が少ないのも残念な点であります。

1-1-03：研修を関西でも実施していただきたい。

1-1-04：関西圏での開催をご検討ください。

1-1-05：指導者養成研修を東京だけでなく関西でも開催してほしい。

1-1-06：指導者研修が地域ごとに開催されたらありがたいです。

1-1-07：全国の指導者を平準化するのが目的であれば、開催地を東京のみとせず、地方にも広げてほしい。

1-1-08：指導者養成の開催地についてですが、情文センター職員さんのご負担もあるでしょうが、西日本・東日本の2か所での開講が難しければ、交互に開催できないものか。特に今年度はコロナ禍で東京への移動が心配される声が多いのでは？ 会場の変更の考えは？

1-1-09：短期間のため、1日の研修時間が長く、疲れました。

1-1-10：日数は3クール×3日必要。それだけ内容は充実していました。平成30(2018)年度は、7月上旬から8月下旬の2か月間の間に集中して実施されたため、講義＋実習内容が、より定着しました。各クールの間はあまり開かないほうが良いと思います。受講は現在の自分の活動に大変役立っています。

1-1-11：講座が毎年開かれるのは喜ばしいし、予算が付くことはありがたい。ただ予算は使わないといけないので、年々参加してもらう人の人選が難しくなっていると感じている。継続して登録し、現場経験を積んだ人は多くないので、少し前から「えっ！あの人が」という人にも参加してもらってる感じ。受講したら講師経験もなるべく間を置かず積んでもらいたいが、講師というにはちょっと…ということもあるし、講師陣の人数が増えすぎて1人あたりの担当が少なくやりづらくなったり、質の担保が難しくなったりしていると思う。基礎とステップアップを隔年で行うぐらいでよいのでは…とったりしている。講師の数より質が大事になってきているのでは。

1-1-12：仕事をしていたため、平日を含む日程は参加しづらい。場所（東京）が駅から遠く移動がきつい（地方から参加のため）。講師の言動につじつまが合っていないと感じることがあった。

1-1-13：全国统一オンライン授業を開いてほしい。地域色が強く、教えてもらえない内容

があり、自分は苦勞した。本部から直接的な発信があれば、地域差を減らせるかもしれない。

1-1-14：問8 関連で、私が受講した年は県から1人だけだったので、費用が全額自治体から支給されたが、それ以前は一部支給だった年もあったようだ。そのような不公平はなくしてほしい。ステップアップコースが設けられたことはよいことと思うが、関東・関西だけでなく、地方でも受講出来るようにしてほしい。（東北であれば仙台とか）代表者1人が参加するにしても、養成講座を進めながら数少ない講師をステップアップコースに送り出すと、他のメンバー（講師）に負担がかかる。

1-1-15：要約筆記者指導者養成研修会場ですが、平成23(2011)～25(2013)年（第1回～3回）は大阪研修でしたが、その後、東京会場だったり、埼玉会場だったり、京都会場だったりとめまぐるしく変化しています。受講者も北海道から沖縄まで広範囲に参加されているので、遠い人ほど交通費がばかになりません。負担と時間が大きい、苦痛です。せめて、西日本と東日本交互に開催できないでしょうか。もっと、受講者の立場を考えていただきたいと思います。よろしくご配慮をお願いします。

1-1-16：講師をしながらも、家庭の事情、仕事等で9日間の養成研修に行けない人もいます。リモート受講の体制ができれば、そんな方たちも学べるのではと思う。また、すでに講師をやっている人も、リモート講義で再受講できれば、指導時の気づきもあるかと思う。講師にも学びの場は必要。常に新しい情報、指導方法を知りたい。講師の数が多ければ、次々と養成研修に参加し、技術を伝えられるが、私の地域のように講師の数が少ないと、新しい情報や技術は伝わりにくい。

1-1-17：フォローアップの研修を受講したいが、遠方での開催であったり、仕事との日程調整が難しい。

1-1-18：講師の資質があっても、宿泊を伴う研修に参加が難しい人が何人もいます。DVDやWebなどの方法は考えられないのでしょうか。

2) 研修内容等

1-2-01：座学中心の講義は映像を作成し、配布していただきたいと思います。（第1、2、3、6、7、8、13、14講）

1-2-02：時代の流れにあった形も取り入れてほしいと思っています。

1-2-03：オンライン可能の講義はZoomを利用するなど対応はできないのでしょうか？

1-2-04：指導者研修で学んだこと、いただいたテキストなどを参考に講義原稿を作って

いて、大変助かりました。2年目の講習会が始まりましたが、また読み直して講義の準備をしています。もう一度行きたいですが、それは無理ですね。残念です。

1-2-05：指導者同士の情報交換や、新しい情報を得るため、引き続きステップアップ講座や、レベルアップ講座、研修、情報交換会を実施してほしい。

1-2-06：指導者としての人格・知識・心構えなど、改めて重要性を痛感しました。受講できてよかったと思っています。

1-2-07：指導者の質、講義能力の向上が求められると思う。

1-2-08：「ステップアップ講座」をもう一度受講したい。

1-2-09：受講したことで指導者間での指導内容の共有が大切だとわかった。

1-2-10：要約筆記者としてある程度の実績を積んで自信も必要か。指導者になるべく覚悟も必要と思いました。

1-2-11：平成 23(2011)年での指導者養成研修の受講であり、その後の指導方法、目途の情報が入らない。もし変化があるのなら、概要でもよいので開示してほしい。

1-2-12：2度受講しましたが、その都度に得るものが多く、講師として向上させることができる。再度受講したいと思っています。

1-2-13：いい勉強をさせていただいたと感謝しています。

1-2-14：各地の要約筆記に携わる人と知り合え、状況を知ることができたので、よい刺激となりました。ただ、それを地元を持ち帰り次に生かすことまではできておりません。まずは平準化（事業そのものの）をお願いします。

1-2-15：基礎研修、ステップアップ研修を受講した人による伝達講習をしているので、講義部分は一定の共有をされていると思う。10 講要約を担当したときに、研修時のメモを見たり、他の人に聞いたりしたが、自分で理解できていないところがあり、情けなかった。モデル講義を再度受講したいと思った。

1-2-16：研修時の講義内容「養成カリキュラム準拠」のテキスト指導案集は、全て講義する上で大変参考になり、いつも利用させていただいています。ありがとうございました。

1-2-17：研修チームのメンバーとは情報交換などを行っている（現在はコロナの中での要約筆記のあり方など各県の様子を知れる）。全国から集まるのはよいことだと思う。

1-2-18：研修で学んだことが、講師を担う点において非常に役立ちました。また事業の運営に関わる観点からも、よい機会を得ることができました。どうもありがとうございます。

ざいました。

1-2-19: 研修を受けた方を対象に、研修や交流、情報交換をする機会があればよいと思っています（難聴者の場合は、ステップアップ研修もないので）。

1-2-20: 指導者養成研修で学んだことは大変参考になり、励みにもなり有難いと思っています。要約筆記自体があまり知られていないので、講習会に人が集まらず毎年苦労しています。要約筆記者も人数が増えず、派遣も限られていて登録者のモチベーションも上がらない中で養成するのはつらいところがあります。

1-2-21: 指導者養成も回を重ねるごとに良くなってきている（進化してきている）と思うので実際に指導を行った人たちが集まっての現任研修や指導者研修を受けた後、指導までの期間が空いてしまった人のための講座があるとよいと思います。

1-2-22: 地元の講座実施時に出た疑問を指導者講座の中で質問させていただきました。回答いただいた内容を講座に反映させていくことができ感謝しています。

1-2-23: 地元の講座をしっかりと聴講して「講師をする」という自覚を持ってから受講したほうがよいと思う。自分自身もただ参加したというのみで、今こそ再受講したいという気持ちがある。

1-2-24: 社会状況により、要約筆記者の在り方も変化しているので、養成に臨むのに定期的な指導者の勉強会や交流会は必要かと思う。

1-2-25: 社会福祉の基礎知識、対人援助の内容をもう少し要約筆記に近づける。あるいはつながりをわかりやすい内容にしてほしい。

1-2-26: 充実した内容の研修を経験できる方が、今後も増えていくことを期待しております。

1-2-27: 全国の要約筆記者と顔を合わせて、いろいろと話ができたことはとても楽しく、これが私の一番の成果でした。講義も勉強になりました。

1-2-28: 第2クールから第3クールはグループワークで、模擬講座のために時間を費やすけれど、正しい講座の見本と、その都度、解説をしてくれたほうが、実際、講師をするときに有効だと思いました。

1-2-29: 他地区の講師がどんな資料（テキスト含む）を使っているか、Web等で公開してほしい（OKを得た人だけでも）。

1-2-30: テーマ別研修（単発）を開いてほしいです。

1-2-31: テキストと私の地域の関係方式が別物なのでギャップを感じた。

- 1-2-32: 4講・5講の内容でノートテイクの特徴と合わないところがある。全体投影を基準に考えてよいか、5講で要約技術を教えたあと、9講・10講で要約につなげていくのが難しい(技術として教えられないので)。方法を教えるのも大事だが学習で要約技術とつながりをもった指導ができないか、その例文のようなものが欲しい。PCの教え方の配分として、理念を伝える講義と技術を教える学習はどう割り振るのがいいのかわからない。実習の時間を多くとっていたが、理念を伝えないと学びが深まっていけないと思う。
- 1-2-33: 新しい生活様式に対応できる養成講習会の全国の例をご紹介いただけると参考になると思います。
- 1-2-34: 10年経った今、現任講師の悩み・疑問など出し合う、情報交換の場を考えていただきたいです。そういう場に参加することで、指導者としてのスキルが上がり、自信につながるのではないかと考えます。
- 1-2-35: 現在、要約筆記者として活動していく上で、大変役に立っています。また、他地域の方と情報交換できたことも大変有意義でした。
- 1-2-36: 講師団会議も開催され、意見交換する機会も多く順調に講習が進んでいる。テキストと指導者用のテキスト、指導案集をたよりにしている。
- 1-2-37: わが県では、派遣元、利用者、要約筆記者の三者合意で二人書きをすすめていますが、全国の研修では二人書きは全く無視されていまして、わが県の現状とは合わず、テキストを使用するのは難しかったので、自分たちなりのレジュメを作って講義に使っていました。細かい指導法などは参考にさせていただきましたが。
- 1-2-38: カリキュラム、テキストの内容を熟知した講師がいてはじめて成り立つものだと、指導をしていて痛切に感じています。
- 1-2-39: きちんと目的をはっきり定めてどう進めていくか、受講者が習得できるように、指導案の準備をしていくことの大切さがよくわかった。
- 1-2-40: 受講動機は別のものがありましたが、終わると講師として講義することはわかってました。県要約筆記者養成講座の講師として養成講習はすごく役立っています。内容他別に指導の基本も学びまして、今もそのことは頭に入れてやっています。
- 1-2-41: 指導者養成研修は、講師を担当する前に受講した。その後講師担当となるまで3年空いた。養成研修は、講師担当した後か、講師を受ける直前に受けるとより効果的と感じた。ステップアップコースはとても役立った。
- 1-2-42: ステップアップ講座について県の理解が得られない。多くの講師を養成したいとは聞いているが人数枠も減った。コロナの影響もあり県外に行きにくいというこ

とである。ステップアップ講座については遠隔も検討いただきたいです。

1-2-43: ステップアップコースが開講されたことはありがたかった。コロナ感染も心配な中、オンライン講義なども可能な限りの工夫が必要かとも考える。指導者研修受講者が地域の中で手書きが少ないため、複数名予算確保から取り組み、指導者確保したい。

1-2-44: フォローアップや現状に合わせたテキスト講義追加指導など、プリントでお知らせしてほしい。(例) 制度が新たに加わったことでの指導の仕方など。

1-2-45: 平成 24(2012)年度に参加し、大変役立ったので周囲の要約筆記者にも参加するよう勧めたが、平成 29(2017)年度のステップアップコースは今イチだと感じた。自分の問題なのか、カリキュラムの問題なのか消化不良のまま。

1-2-46: カリキュラムに座学・机上の学びが多すぎると思う。現場の難聴者とのふれあい時間を大切にして、難聴者と一緒に活動に取り組もうという意識が欲しい。試験合格後、自治体に登録後、要約筆記サークルへの入会を自治体も推して欲しい。地元のサークル活動を通じて難聴者との交流が深まるので。

1-2-47: 難聴講師にもフォローアップ(ステップアップコース)が必要に感じる。情勢は日々変化しており、最新の福祉の動向等をしっかり学ぶだけでも講師のスキルアップにつながると思う。

1-2-48: 私は平成 26(2014)年度に難聴者として手書きコースを受講しました。難聴者にとっては講義のスクリーンを読むのは講義に追いつかず苦勞しました。現在、地元で要約筆記者養成講習講師をしています。他に難聴者が3人、要約筆記者指導者養成研修を受講していない人も講師をしています。他の県の方に聞くと、指導者養成研修を修了した人しか講師はできず、指導者養成研修を修了が必須だそうです。講座の講師をするための研修なのに、養成研修を修了した人と研修を受講していない人が講師ができるならば、指導者養成研修の意味がありません。他の県は、指導者養成研修を修了した人しか講師はできないという条件だと聞いています。要約筆記者養成事業事務局として全国への方針を徹底してくださるようお願いします。

1-2-49: 難聴者コース(平成 28(2016)年)を受講しましたが、要約筆記者のようにステップアップというか、修了後の講習もしてほしい。1日~2日ぐらいでいいので、他の難聴者講師との情報交換などできればいいのでは?と思います。

1-2-50: 難聴者の学ぶ機会が少なく、同一の地域で修了者が不在のため、指導内容の共有ができない。もっと難聴者の学ぶ機会(地域・会場の設定)などに配慮してほしい。

1-2-51: 難聴者講師が研修を終えた後の学びの場がない。要約筆記講師のみステップアッ

ブ研修があるというのは当事者（利用者）を軽視してはいないでしょうか？コロナ禍の中の講座運営に関しての情報発信が遅かったのは残念でした。自治体にDVD講義を提案したが「寄り添う」という支援に結びつかないと却下された。現場で指導するのも不安との闘いです。テキストの内容の更新もテキスト丸ごとでなくてもよいので、PDFなどで発信していただけると助かります。要約筆記者として合格しても「仕事」として生活していけるレベルではないことの明記がないため、理想と現実の狭間で指導に悩むことがあります。修了しても合格しなければ要約筆記者として活動できないのは仕方なくとも、試験合格へのフォローなども考えるべきかと悩んでいます。2年かかって合格された方もいらっしゃるので、そのあたりの指導なども共有できればうれしいです。よろしくお願いいたします。

1-2-52：2度受講しましたが、その都度を得るものが多く、講師として向上させることができる。再度受講したいと思っています。

1-2-53：地元の難聴者協会がNPO法人になって、30歳代男性理事が難聴者講師を希望している話があったが、コロナ禍で今年の「当事者指導者養成研修（難聴者コース）」が中止となってしまった。どうしよう。

1-2-54：難聴者として参加した。でも、要約筆記者養成講習内容では、一部しか講師として参加できないのが残念である。

1-2-55：難聴者のステップアップコースがない。

3) 研修の経費等

1-3-01：研修を希望するときに自費でもよいのでまた受講したいです。

1-3-02：県の補助で指導者養成研修を修了しても講師にならない人が多数いる。また年齢を理由に講師を抜けていく人がいて、常に講師が不足していて、一人ひとりの負担が大きくなっている。私自身も働きながらだと大変なので、毎年そろそろ抜けたいと考えてしまう。

1-3-03：ステップアップ研修も交通費、宿泊費の自治体からの支給が必要と思う。

1-3-04：養成講座を受けるにあたり、交通費、宿泊費を一部負担してくれる所もあれば、自己負担の自治体もあるのが現状です。

4) その他

1-4-01：指導者講習に参加する希望者がいない。育たない。

- 1-4-02: 指導者の指導にあたる人の資質の判断は何か? 試験等で決められているのか、不透明。養成講座はまず合格することを目指す。そうせざるを得ない状況となっている。そこを課題ととらえる様子が見られない。不透明。
- 1-4-03: 指導者のなり手がいない。私の地域の場合は県と市それぞれの推薦があるが待遇が違う。要約筆記者指導者養成研修は大変勉強になり、講師をするきっかけになる。市では今年4月から手話言語条例が施行され公的私的を問わず、手話を目にすることが多くなった。聴覚障害者＝手話と一般社会に誤解されやすくなったのではないかと条例を喜びつつ危惧もある。要約筆記者は今、人手不足の状況で多くの要約筆記者を誕生させなければならぬと思う。各関係団体でもPRに力を入れているが、中心の団体でも頑張っているPRしてほしいと思う。社会一般に知らない人が多い。
- 1-4-04: 指導者養成研修を受講したにも関わらず、講師を担当してくれない人がおり困っています。毎年お願いしているのですが…。
- 1-4-05: 首都圏は別として、地方の県単位での養成は、指導者不足で難しい局面にきていると感じます。
- 1-4-06: 要約筆記者指導者養成研修後、2～3年かけてステップアップ研修を実施し、指導者認定の検定が必要。
- 1-4-07: 要約筆記者指導者養成研修を修了後、毎年指導者として講座にかかわっています。指導者としての技術を向上させる場が少ないように感じています。
- 1-4-08: 指導者養成研修を受けた要約筆記者は現場に派遣されるだけではなく、実際に講師として指導にあたってほしい。また、指導者にもアドバイス、指摘もお願いしたい。(他県はどうなっているのかわかりませんが) 他県の様子もお知らせいただきたい。
- 1-4-09: 情文センター主催の指導者養成研修を受講した人から新しい情報を得て、講師間で共有するようにしています。もし、研修を受ける人がいない場合などでも、指導内容の変更・改善点がある場合は、全国的に統一された指導ができるよう各地域に周知をお願いしたいと思います。特に実技に関しては改善点があるようなので、よろしくをお願いします。
- 1-4-10: 県内で年々新たな講師が誕生し、ありがたく喜ばしいことである。ただ人数が増えすぎて(全員が講師を担うわけにはいかない)、人選が受託団体のみに委ねられていることに不安を感じる。
- 1-4-11: 育児や介護、加齢等、さまざまな理由で活動を継続できない人が増えているため、

養成は急務だと感じている。

1-4-12: このコロナ禍では難しいと思うが、初級・中級・上級などの（技術）レベルに分けた研修（指導者養成研修のように、東・西日本等の大きなグループで）をやってほしい。情報交換もできるし、向上心が高まると思う。

1-4-13: 10 年たったのに何も変わっていない、変えられなかったと無力感を感じるこの多いこのごろです。10 年後には通訳だけで食べていってやる！！と思っていたが、この分じゃ 100 年たってもムリかな？とさえ思います。

1-4-14: 自分は講師になってから足りないところ、至らないところ、教えるための労力がどれほど大きいかを知りました。が、ですが！！養成講習に「行った」だけで自分はすごい！えらい！とかん違いしている方もちらほら見受けられ、そんな方の力量も見ずに安易に講師にアサインしてしまう事業体への不信がつのります。講師間の情報共有、ネットワークづくりもできておらず、第2種福祉事業従事者がこんなレベルで育つのかと思いつつ仕事にあたっています。

1-4-15: 正直なところ、私は年齢が若いので、他の講師に対して強く言うことは（言っていますが）あまりできません。家庭をもったことから、これはボランティアだからと講習に時間も労力も割けなくなってきたこともあり、環境も変えられないことから、恐らくあと数年で講師はやめます。

1-4-16: 事業体は講習さえ受けさせれば、立派な講師が出てくる。自分たちはフォローしなくていいと思ってるのかな？？と感じています。

1-4-17: 指導案について 現在全要研が示しているカリキュラムは実習の時間が少なすぎるので改訂すべきと考えます。技術は一度習ったらすぐに使えるようになるものではありません。また、一人で復習すれば足りるような内容ばかりではないため、講師指導の下の実習時間がさらに必要です。

1-4-18: 講座について 講座内容を地域の実情に合わせてアレンジすることを妨げないでほしいです。「指導案」の実習時間が少ない等を改善すべき講師の工夫は許されず、全要研テキストを完全模倣した指導を強要されるという理不尽な事態に現場は陥っています。理由は全国標準化のためとのこと。全国標準化すべきは養成された通訳者、あるいは通訳内容に関して。それを養成する講座は、それぞれの環境（受講人数・受講生のレベル等）に合わせた工夫が許されるべきと考えますが、それが許されていないのが実情です（机配置など、些末なことまで）。これは自治体等の理解力の問題でもあろうかと思いますが、主体側からその点を明示していただかないと、がちがあかない状況となっています。

1-4-19: カリキュラム作成において多くの人の意見を聞くことが大切だと考えます。目標

とする要約筆記者像を描いてカリキュラムが作られるのだと思います。現在のカリキュラム作成は全要研・全難聴が中心となっているのでしょうか。利用者の中には彼らの方針に異を唱える人も少なからずいます。そのような人たちを、運営・カリキュラム作成のメンバーに入れ、さまざまなニーズに合った合理的配慮が提供できるようにすべきですし、そういう人を養成すべきと考えます。現在は、自分たち以外の意見を尊重する柔軟さが無いと感じます。

1-4-20：平成 23(2011)年度受講者は体調悪くされ、講師として活動しなかった。平成 24(2012)年度、同行だった 2 人は行政の方で、都合で退職、転職された。自治体は、奉仕員の移行研修を実施して、要約筆記者の試験を実施した。全要研のテストでないため、集会へ参加しても肩身が狭かった。今も独自のテスト。

1-4-21：2 年前から地域の専門家に担当を引き継ぐことができ、安心しています（社会福祉の基礎知識）。受講当初から本職に追われ、他に研修該当者が乏しかった時期でもあり、受講いたしましたが、結果的には継続に至らず、貢献できずに心苦しい限りです。50 代後半から聞き取りにも不安が生じ、筆記者としての現役も退きました。若い人を育ててほしい。

1-4-22：平成 23(2011)年度の最初の指導者養成研修後から養成講座を担ってきましたが、その後テキストの改訂等もあり、指導の方法も少しずつ変化してきているのかもしれない。新しくなっていく情報をどのように講師間で共有していけばいいのか、時間が限られる中で一つの課題かなと思っています。

1-4-23：指導者養成研修を修了しても、修了しただけの講師がおり、指導力量が担保されていないと感じる。特に平成 23(2011)～25(2013)年度修了者はその傾向が強い。要約筆記者の登録試験も受けず、講師のみ継続する方もおり、共通認識を持ってない。

1-4-24：講師間のレベルに差があるため養成研修修了時に可否判定を希望します。

1-4-25：受講時提出した課題の添削もなく、返却されなかった。今は改善されたと聞けるが、そのときの状況の説明もされないままだ。主催としての責任を果たしてもらいたい。指導する上で自信が持てなかった。

1-4-26：どうしても家の都合などで全てを受講できなかった者に対する処置として、翌年受けていない部分だけの受講を可能にしてほしい。

1-4-27：登録後すぐ受講する人もいれば、講師経験者もいる。受講資格を定めたほうが受講生のレベルが揃い、学びも深くなると思う。

1-4-28：登録通訳者として、地域により必ずしも者ではなくても（奉仕員）登録可能なので、受講の必要なしと考える人も多い。者の講習については、資格として個人のものな

のでとの自治体の考えもあり、補助がないので上記の件もあり当地域からの受講は少ない。

1-4-29：とても充実した内容で勉強になりました。ありがとうございました。地域によっては驚くほど差があり、参加する方々の意識が重要だと思いました。

1-4-30：レベルの違いにびっくり。受講して非常に勉強になりました。

1-4-31：要約筆記者の数が少なく、指導者養成研修を受講できる者がほとんどいないため、私も登録2年目のときに指導者研修を受けた。勉強にはなったが、何分実戦経験が少ないため、指導に厚みが出ない。やはり一定程度経験を積んだ方が指導者講習を受け、養成研修会を担ってほしいが…人材がいないということが課題。

1-4-32：要約筆記者の平準化には、全国の講師の平準化が最も求められていると感じています。

1-4-33：今年、新型コロナの予防のため、Webによる講座を開催していただき、県でも利用させていただいていますが、国内どの地域でも本部講師による講義を受講できるのは意義があります。コロナ対策という特別措置というのではなく、今後も継続していただけると嬉しいです。

1-4-34：講師に力がなさすぎる。現状の講師の養成でも（あの程度の内容と時間で）講師力の向上は望めない。普通の「おばさん」、何の教育系の学習も訓練もしていない人を講師にするには、もっと選別的な手法をとって、厳選すべきだと思う。テキストをただ読んだり、テキストのままをパワーポイントに作り直すだけの講師がいて愕然とする。テキストに載っていることでさえ、その内容を精査・深めることなく自己流に解釈して平然と話す講師すらいるのが現実です。

1-4-35：都道府県、市町村により、状況はかなり違うと思います。講師候補、受講生の数など、毎年の育成、量産には無理があると思われますが…。現在の講師の質向上など、別の形のものや交互に行うなど、他の研修・講座があってもよいかと思います。

1-4-36：「要約筆記者指導者養成研修」を受講した者として残念な思いではありますが、平成28(2016)年度までは「要約筆記者養成講座」の地元県下3市町村講師として担当していたものの、平成28年後半頃から家内の体調が思わしくなく介護が必要になりました。そのような家庭の事情もあり、令和2(2020)年度総会をもちまして難聴者協会を退会致しました。受講の際は、聴力障害者情報文化センターの皆様は懇切丁寧にご指導いただきまして心からお礼申し上げます。ありがとうございました。

2. 「要約筆記者養成講座」関連

1) 指導法等

- 2-1-01: 統一カリキュラムに沿った養成は必要と思う反面、地域の派遣ニーズに合わないと感じることが増えた。講習会で学んだ上、現任研修で地域の実態を反映させた補習が有効だが、講習会で学んだことにとらわれてしまい、頭の中の切り替えが難しいようだ。
- 2-1-02: PC は 4 講、5 講を指導しても、次につながらない。(5 講の)要約技術を PC の入力にどう生かすか、手書きとは異なる要約方法を指導する単元を望む。さもないと単に音を聞いて入力してしまう方ばかりになる。
- 2-1-03: PC コースの養成について、養成の段階では特定の要約筆記ソフト (IPTALK) のみに準拠してしまうのはどうかと思う。極端かもしれないがエディタかメモ帳ソフトでもよいのでは。
- 2-1-04: Web 会議が必要な社会情勢形成されつつあります。パソコン要約筆記の応用編としてカリキュラムに組み込むことが必要ではないかと感じます (Web 会議を実行するためのマニュアル作成が急がれるかと)。
- 2-1-05: 同じように指導者養成研修を受講しても、個々人で理解力の差があると感じることがある。ある程度、派遣に出て経験を積んでからの受講でないと内容もとらえきれない。受講後に指導できない現象も見受けられる。これは意識の差なのか。受け身でいる限り養成の質は高められない。
- 2-1-06: 音声通訳アプリなどで要約筆記者の必要性が少なくなるような気がしている。特に手書きの利用が減り、受講生をどのように導いていったらよいのか悩む。
- 2-1-07: 音声認識、遠隔通訳、手書き文字認識など、テクノロジーの進化に対応できるようなカリキュラムも必要だと思います。
- 2-1-08: 音声認識アプリ UD トークなど、情報保障として使用される場面を多く見受けられるようになりました。テキストや講座では、今後どのように取り上げていくべきなのでしょうか。
- 2-1-09: 音声認識が身近な存在となり、利用者のニーズも変化していると感じる。PC では要約というより整文。突然はさまれる英語や時事的な言葉をぱっと出せるように。養成後、現場で耐えられるか。要約や言い換えメインでは限界があるように感じる。
- 2-1-10: オンラインにおける指導法を学びたい。

- 2-1-11 : 技術も大切ですが、傾聴、聞こえない人に寄り添う、聞こえない人たちが社会においてどのような立場に置かれているのか等を学んで身につけていかなければ、要約筆記者の養成とはいえない。受講生へのべたほめばかりでは伝えることの大切さは身につかない。
- 2-1-12 : 手書きは表記を最低限読めるようにと伝えますが、くせは修正が難しい。近年は字を書くことも日常はあまりないこともあり、手書きコースは早い段階で手本の配布を考えたらいいのだろうか。
- 2-1-13 : 技術偏重になりがちである。理念、対人支援者としての基本を常に意識付けしつつ講義を進めることが重要であると考え。受講者には専門職としての高い志を植え付けたい。講師自身が自分を高め努力し続けることが必須である。
- 2-1-14 : 近年の傾向として非常に細かいマニュアルまで知りたがり、納得できるまで食いつかる受講生が増えた。例えば「手書きノートテイクの派遣にはどんな服装で行くのが決まりですか？」講習会の時間外に個人的に回答することもあるが、年々受講生の扱いに苦慮することが増えた。
- 2-1-15 : 県、政令指定都市、中核市等、それぞれで行うよりも、県レベルで統一して養成した方がよいように感じている。
- 2-1-16 : 現在の講義時間で要約筆記者を養成できるとは全く思えない。人数を増やす考えがあるのかも疑問に感じる。
- 2-1-17 : 現在の準拠テキストで受講生に内容を理解してもらうことは、文書量が多すぎて難しいと思います。テキストの内容をかみ砕き、時事的な事例をパワーポイントや資料にまとめなければ、印象に残りません。私自身、認定試験に合格したのは過去問のおかげです。今よりもわかりやすいテキストにし、音声認識に対応する内容を盛り込む必要があると思います。
- 2-1-18 : 現在は指導者を育てるため指導内容の共有はできている。表記のゆれがあり、統一するのが難しい。講義時間が多く、実技が育ちにくい。
- 2-1-19 : 県内の講師で会議を持ち、研鑽しているが、講師各人の実力(指導力)の差があると感じるし、それが養成講座終了後の要約筆記者の質にも関係していると感じている。講師のスキルアップも必要だと実感する日々です。
- 2-1-20 : 講座と試験が結びつかないことに、指導の方法を迷っています。受講生がレベルアップできる指導ができるように、もっと学びたいです。
- 2-1-21 : 理論も大切ですが、やはり現場での活動の「模擬演習（練習）」を通じた相互研鑽が重要だと感じます。

- 2-1-22：手書き・パソコンの別のない1本のカリキュラムになることを望んでいます。
具体的にはパソコン要約筆記者養成の内容＋手書き（選択）になると、現状で最も望ましい内容になります。
- 2-1-23：手書き養成講座は今後必要なのか疑問を感じる。パソコン、音声認識を柱にしてはどうか。
- 2-1-24：手書き要約筆記者です。ここ数年、手書き全体投影の現場は大きく減っています。
今年に入り、コロナ禍の自粛期間中にリモート講習や遠隔での文字支援などの試みを経験し、大きな可能性を感じました。当市の養成講座が今年度もスタートしましたが、テキストに沿い、これまでどおりの内容の講座を続けていくことに迷いや疑念を持っています。
- 2-1-25：テキストに準じて講義を進めることは当然のことですが、講師間での考え方に温度差がある。講師としては、受講生にはわかりやすく、より深く理解してもらいたいと思い創意工夫した内容をプレゼン資料に加えたいが、「テキスト通り」という安易な考え方？意見でシナリオの統一が図られる。もう少しプレゼン資料、配布資料の統一を熟慮し、少なくとも養成研修で講師が利用されたプレゼン資料に見合う内容にしたいが…。プレゼン資料（テキスト）のご提供を…。
- 2-1-26：テキストの内容通りに進めたくても、上からの指示で試験ではテキスト通り答えてほしいが実際はこちらで…と言われた。納得いかなかった。
- 2-1-27：テキストのみの養成はしないでいただきたい。聴覚障害者は多種多様である。
外見上で判断してもらうのは非常に困る。たくさんの当事者と関りながらの養成も必要。
- 2-1-28：問 12 で、今後もっと共有していくために、情報交換や会議を増やす予定です。
- 2-1-29：わかりやすく説明をと考えてはいるが、なかなか難しい。要約筆記を全く知らない人に一からわかってもらうのと同時に、カリキュラムを教えるのは受講者にとってもハードルが高いように思うときもある。指導方法についても、教材の選び方などわからないことも多いので、自身も学べる場があればと思うが、仕事をしているため制約もあってチャンスが少ない。
- 2-1-30：全国要約筆記問題研究会から指導に来られた方で、実習時書き手が「門」と表記したら、これではだめです。「門（略字）」です。と。書き手の文字、内容、きちんとしていたのに、そこまで指摘されるのかと思った。
- 2-1-31：私の市では講座数が現時点で 57 時間のままで、テキストの全てを講義しても実習時間が不十分です。予算確保を何年も前から言っていますが、無理なようで

困っています。

2-1-32：年々受講生が少人数となってきた。要約筆記だけでは生活できないので、自分の生活のための本業をやりくりしながら若い（現役）世代が頑張っている。80時間前後もの講義時間が本当に必要なのだろうか。

2-1-33：要約筆記者認定試験結果、登録講師からの意見、委託事業体からの意見などを踏まえ、テキストやカリキュラムの見直しなどのご検討を希望します。

2-1-34：難聴者のニーズに合わせた要約筆記の活動となるよう、カリキュラムの内容をよりよく考え直していただきたいです。

2-1-35：難聴の方々との交流経験が必要ではないかと思います。

2-1-36：現在は講師を退いていますが、難聴講師を務めたことは貴重な経験でした。難聴講師の担当は耳のしくみや難聴者の歴史だけでなく、他の項目も担当するようにしてスキルアップしていったほしいと思います。

2-1-37：カリキュラムはあまりにも「頭でっかち」になっていると感じます。私自身、「奉仕員」時代から登録者として活動してきたが、今は2年間の講義中、難聴者との接点、コミュニケーションが占める割合が低すぎると思っています。

2-1-38：県内の難聴者協会は、小さな規模で活動も活発ではありません。要約筆記を利用する人もそう多くないので、認知度が高くありません。そのこともあってか、受講者も多くはなく、ボランティア感覚であることが多いです。講座で学ぶ中で、「権利擁護」の役割を担うことを学び考え、最終的に「荷が重い」と登録を断念する人もあります（しっかりと学んでくださった表れではありますが）。講師として、どう導いていけばよいか迷っているところです。

2-1-39：勉強することや要約筆記者同士のやり取りだけでなく、普段から聴覚障害者との関わりを持ってほしい。

2) 受講者・受講条件

2-2-01：「要約筆記」という言葉がまだまだ知られていない。わかりやすく周知していく必要がある。くだけた名称にしてみるなど。

2-2-02：「手書きコース」合格者が「パソコンコース」の受験を希望する際について。自治体によって養成講座を全講座受講しなくてはならない地域と、パソコンの講義など受験に必要な部分を受講させてもらえる地域があるようです。受講生の負担減と、技術を生かすために全国で統一して必要に合わせた受講が可能になる

とよいと思います。

2-2-03 : 「者」への受講制限をはずし、受講の機会を広げてほしい。

2-2-04 : 応募してくる受講生は国語力・年齢も様々です。4・5講座終了時に楷書的文字を習得するまでには至っていません。個々に修正の仕方や自宅練習方法をアドバイスして継続するよう指導しています。表記だけでなく、その都度問題が出たときは、全要研に問い合わせをしてもらったり、内々の講師団で考えたりしてきました。できれば全国の指導者がどのようにされているか話を聞いてみたいです。

2-2-05 : 私の県の受講生の募集では東京のようなテストがないため、受講生のPCスキルに差が出る場合もある。本来の指導内容以前にPC操作に時間を取られる課題がある。

2-2-06 : 教え方を学んでも、人それぞれのとりようにより違ってくることがある。大事なポイントの指導法についても違いがある。また、活動の経験年数による違いもある。事前に講師間で指導案の共有をして、指摘をしても違いが出てくる。さまざまな教えの違いが受講者に与える影響を考えてしまう。

2-2-07 : 教える側、教わる側双方にとって負担が大きく、費用（精神力、時間も含めて）対効果のバランスが悪いと思う。試験対策は困難なのに、一度落ちたら次は1年後しかチャンスがないのでリトライしづらいと思う。講座受講中も、者になってからもずっとモチベーションを維持し続けることは難しい。講師の打合せも受講者の学習もボランティアの要素が大きい。そして負わされる責任は重い。これもアンバランスで辛い。

2-2-08 : PCの知識もままならない人が講座に入り、まるでPC教室のようになったこともある。今後もっと必要になってくる社会福祉事業だと思うのに。人間関係から要約筆記から離れる人もいると聞く。そういう人たちのフォローも養成講座外でやっていかないといけないことだと考えさせられる。

2-2-09 : 最近を受講生もパソコン・手書き合わせて5～6名と少なく、毎年講座を開催することに疑問を感じています。また、手書きは活動の場が少なく、モチベーション維持も難しい状況。地域に合った養成講座開催を検討してほしい。

2-2-10 : 受講される方たちのパソコンに対するスキルが様々なので、どこまで「宿題」として課すのか、また、一人ひとりの状況を把握して進めていくのか等、判断が難しいです。

2-2-11 : 受講者が1人～2人でも講習会を開くことに疑問を持っています。他の方々も税金を無駄に使っていると感じています。予算を公平にして県南にもと思う。

- 2-2-12：受講者間にはかなりの差があり、歩調をそろえて進めていくのが難しかった。
- 2-2-13：受講者数（パソコン）は毎年一桁であり、3名という年もあった。難聴者にも一般の方にも要約筆記の認知度は低いと感じる。利用する側への周知も必要かと。
- 2-2-14：受講生が少ない。多くの人に受講してもらい、よいPR方法があれば知りたいが、それも難しいようだ。
- 2-2-15：受講生が少なく、後期には減っている現実となっていますが、続けて養成講習会を行うことが大切と思っています。勿論、現状について関係者で話し合っています。
- 2-2-16：受講生の年齢が高いのですが、全国的にはどのような状況なのでしょう。PC要約筆記者はまだ少しは若い人もあると思うのですが、手書きは40代の受講生はほぼありません。
- 2-2-17：受講生の年齢等の違いでは指導方法が異なりますが、基礎の重要性は大切です。
- 2-2-18：受講生一人ひとりの理解度や技術の差を埋めるのは難しい。講師間の理解や情報共有の場を取るのもとても難しい。中心となる機関やリーダー的な人が、そういったことを仕切ってほしいと思うが、どんな立場の人がリーダーに適切なのかもわかりません。講座終了後の受講生の受け入れ先（サークルなど）の手配は、だれが行うのがよいのか。受講して合格したら終わりではないと思うが。
- 2-2-19：受講生を集めるのが難しい。広報紙に載せたり、公共施設などに案内を置かせてもらったりしているが、応募は少ない。よい方法があれば聞きたい。
- 2-2-20：受講申込者が増えない。
- 2-2-21：受講目的や要約筆記の理解度がまちまちな受講生を最後まで受講してもらうことが難しい。講座に関わる人の共通認識を持つことがなかなかできない。
- 2-2-22：手話のように敷居を下げた1日～3日程度の研修(?)をして、まず要約筆記を世に知らせ、アナタにもできると紹介し、若年層を誘いたい。始める年齢が高すぎて、数年でリタイア…の現状。せっかく指導者養成研修に行かせてもらったのに、まともに恩返しできず申し訳ない。
- 2-2-23：新規に受講してくれる人が少ない。
- 2-2-24：前期修了者全員が後期受講できればいいが、3分の2あるいは3分の1くらいに減るのが残念。
- 2-2-25：長期間の受講になるので躊躇される方が多い。受講者は意欲的で、互いに励まし合いながら受けておられる。長丁場になるので講師も工夫が必要。

- 2-2-26：長期講座、職業（生計が立つ）ではない、ノート PC を保有していない、PC 操作に不慣れなどの理由で受講生が増えません。予算・講師の確保が難しい自治体は養成できず、現任の要約筆記者は遠方への派遣が増加。講師をかけ持つのは負担が大きく、講師のなり手も増えない。市や社協（主催者）からは事業の費用対効果を疑問視され、講師も兼任する要約筆記者は疲弊していく一方です。
- 2-2-27：私の地域での要約筆記者養成講座での悩みは、①受講者が少ない（他の地域ではどうか。募集方法はどのようにしているのか）、②認定試験に合格しても、派遣に行ってくれない人がいる、③認定試験不合格者が再受験してくれる人はほとんどいない。②・③の対策はないか。
- 2-2-28：連係入力（一文交代式）ができない人しか育たない。パソコンの設定がまったくできない人でも育ってしまう→現場が困る。
- 2-2-29：要約筆記者養成講座受講者は年々減少傾向。サークルでは Zoom によるオンライン会議。音声認識（遠隔）など年々変化する状況に対応する内容を望みます。
- 2-2-30：養成講座受講生が少ない。広報の必要性を感じる。
- 2-2-31：養成講座の受講希望者が減少している。今年度はコロナの影響もあるが、手書きコース（後期）は実施されない。後継者を育成することの難しさを案じている。
- 2-2-32：養成講座を受講する人が少ない。
- 2-2-33：当県では受講前の PC タイピングや操作などの振り落としはしていない。受講中に技術の差が顕著に現れる。振り落としをすれば受講生が少なくなる。一定の技術への引き上げに悩む。
- 2-2-34：要約筆記者としての立場、生活を支えられる基盤体制がない現状で若い方の受講と継続は困難だといえる。受講も高齢の方の割合が多く、若年の担い手が増えてほしいと考えています。
- 2-2-35：人口 5 万人の山間市に居住している。県の要約筆記者養成講座の実施される県庁所在地まで片道 2 時間が必要。講師を務めるための行き来がかなり負担。市内で実施していた奉仕員講座の講師を何回か一生懸命勉強してやらしてもらった。しかし、ここ 2 年受講希望者がいなくて途切れている。奉仕員だけでも毎年要養成したいが、受講生がないのはいかんともしがたい。講師としての能力は落ちていく。何より聴覚障害者にとって、筆記者が育っていかないことは制度が動かないのだからつらいこと。悩むところです。

3) 教材等

2-3-01 : (新) 文例集を作成いただけたらうれしいです。

2-3-02 : 教材の音源があると助かります。

2-3-03 : 講義に合う音源を知りたいです。

2-3-04 : 音源探しに苦労しています。初級～試験対策～実務等、各レベルに応じた音源を集めたCDなどがあると助かります。

2-3-05 : 音源を選ぶのにいつも悩みます。CDで練習用の音源がテキストについているととてもうれしいです。

2-3-06 : 音源を探して、文字おこしをして、準備するのが大変です。その講に合った適切な音源が見つからない。文章を読み上げ音源とするとしても、質の良い録音ができる環境にない、法律的に問題のある音源を使っている、などの問題があります。

2-3-07 : 音源を探すのに苦労する。音おこしもするので、使うまで時間がかかる。

2-3-08 : この單元にはこれ！というように、音源が決まっているほうが検証もしやすいし、平準化になると思う。ぜひとも作成していただきたいと思います。

2-3-09 : 実技の際の音源は基本として全国统一の力がつくよう指導者用の音源付きのテキストがあればよいなと思います。

2-3-10 : 実技の実習時に使用する音源選びがとても難しいと感じています。受講者からは見本(こう書けば良いというもの)を示してほしいと言われ、正解を求められます。参考教材として、音源と要約例を紹介していただけるとありがたいです。また、講師が指導上、確認したい事柄が生じた場合に質問できる体制があると助かります。よろしくお願いいたします。

2-3-11 : 実技の場合の音源を探すのが大変。使用可の音源の提供を(できれば無料)お願いしたい。特に長時間ものが不足している。文字おこしたものがあればなおいいのですが。

2-3-12 : 例文集、音源CD、指導のポイント集など、養成指導する上で、副教材があるとよいと思います。

2-3-13 : 要約筆記者の養成カリキュラムのテキストに沿った実習用の音源が用意されているといいと思いました。

2-3-14 : 狙いにあった音源・教材が必要です。

2-3-15 : 実習指導用例文集の発行を希望します。

- 2-3-16: 実習で使用する音源を提供（紹介）してもらえると講師の負担も減るし、適切なものが使えると思います。
- 2-3-17: 実習で使用する音源を用意してほしい。使用している音源が各段階にふさわしい音源なのか不安。
- 2-3-18: 現在、全国統一要約筆記者認定試験の合格率は地域格差がありますが、その要因の1つは実技指導にあると考えます。カリキュラムに沿った音源の提供と、それを用いた指導方法、さらには要約の学習まで終えた後の指導方法や効果的な自宅練習のためのアドバイスなどについて、さらに具体的に学べたらと思います。
- 2-3-19: 仕事を皆持っているので、全員集まっただけの検討が難しい。実習の音源選びに悩むことが多い。一人ひとりのできないところを見極め、アドバイスする力をどうやったらつけられるのかと思う。
- 2-3-20: 教材の作成に時間をとられることが多い。休んだ受講生に対する補講ができないので、その後の展開についていけない受講生がいる。どのような指導をしたらよいか悩むことがある。
- 2-3-21: 教材も全国統一してほしい。どの県にいても同じように要約筆記ができるように指導方法を統一というなら、教材も同じにして、全国で同じ検証になるようにすべきでないのか。
- 2-3-22: 癖字や崩れを修正できない受講者が、数値でその特徴を理解できるようなソフトがあれば、講座に取り入れたいです。
- 2-3-23: 経験が浅いこともあるが、講義の準備に時間やエネルギーをかなり要する。講師になってほしい人物がいても、フルタイムの仕事をしているような人は受講しても担当するのが難しい。要約筆記者も指導者も何の身分保障もないので、限られた人の「気持ち」だけで成り立っている。
- 2-3-24: 実技の試験対策のテキストがあればと思います。
- 2-3-25: 実習等に変更や改善があった場合、講師をしていれば知りたいことが多々あります。そのようなことをお知らせいただくとありがたいです（年々指導者養成講習会へ出る人数も少なくなっています）。
- 2-3-26: 指導するにあたって適切な教材かどうかの判断に迷うことが多い。講師全員で検討することが必要なのだと思うが、いつも担当者で考えている。その講に見合っているか不安なときもあるので、研修の際に具体的な例をひとつでもあげていただければうれしい。

2-3-27：そろそろテキストを改訂するべきではないか？聴覚障害についての新しい知見（APDなど）。難聴者運動の歴史、世界の動向など。音声認識への考え方など。これらを加える必要があると思う。

2-3-28：受講者を指導する際に出てくる疑問を解消できるような指導書やQ&A冊子があれば、指導者としての学習もできると思う。

2-3-29：自身の受講後に改訂された指導者用テキストを有償でもよいので入手できたらと思う。入手可能な指導者用テキスト、教材があるとよいと思う。

4）資格試験

2-4-01：地域で活動しない人の参加が多い。また、合格されないので増えない。手話ほどの扱いを受けていないのに、この育ちにくさに問題を感じていないのでしょうか。現場はもうかなり厳しい。

2-4-02：要約筆記者養成はこのような方法でよいのか悩むことが多い。（例）統一試験でなくローカル試験合格で「者」になれる。カリキュラムが都合に合わせて変更される（特にコロナ禍でメチャクチャ）。

2-4-03：指導者は講座修了者の中から試験合格者を数多く輩出することを第一の目標に掲げなくてはならないのかという葛藤を抱えます。必要とされる要約筆記者の養成のあり方について、事業体・委託団体、指導者間で意識的な乖離を起こさないためにも共通認識が大事であり、フォローアップも必要と考えます。

2-4-04：講座終了後に試験合格レベルに達するだけの指導ができていない。不合格になった人が学ぶ場が少ない。1度の不合格であきらめてしまう人も多い。

2-4-05：講座の前半から統一試験について話をしたいと思うのですが、いかがでしょうか。
例：ここは試験に出るから覚えておいてくださいとか。

2-4-06：試験合格を目指す養成講座ではないことを講師で共有し合うことが大切。ともすれば「ここは試験に出る」という表現をする講師もいるので気をつけたい。

2-4-07：試験制度になってから、主催者も受講者も試験のための養成講座になってしまい、不合格になった人は奉仕員としての活動もしていません。合格者はいわゆる「テング」になって、実践よりも「頭でっかち」になって（特にPC）しまいました。サークルに入ってから研修もしていません。手書きにおいても過度な要約に重点をおいて情報が正しく伝わっていません。個人の力量の差が大きく、簡単に要約しても伝わらない。そのため、私の担当の講習では試験合格のじゃまになる（受講生の混乱を招くことも考えられるため）講師をやめました。試験試験で地方ではサークルがいくつもつぶれ、活動が停滞しています。試験のための養成ではなく、聴覚障害者

が本当に望んでいる情報保障は何か根本から見直す必要があると思います。また、人工内耳の普及やAIによる同時文字化が進んでおり、手書き、PCとも要約筆記のニーズや方向を考え直す時期に来ています（実際私の地元では養成がどんどん減っています）。

2-4-08: 試験に合格しないと登録要約筆記者になれないため、養成講座も受験対策のようになってしまう。養成講座修了者がインターンの活動しつつ受験するための対策講座で研鑽していくことは難しいのだろうか。

2-4-09: 試験に合格するためだけの講習をせざるを得ないことはいかなるものでしょうか？

2-4-10: 市においても要約筆記者養成研修が受講できると要約筆記者試験を受ける方も取り組みやすくなると思います。現在は県での開講なので、ハードルが高いようです。

2-4-11: 受講生の方々は登録者試験に不合格となったところで、皆さん要約筆記者の場から離れてしまわれます。要約筆記者が育たないのが心苦しい。

2-4-12: 数年前に委託を受けている聴障協会を退職し、講師も現在は担っておりません。カリキュラムは非常にすぐれたものですが、すぐれた指導者も意識の高い指導者も、質の悪い委託先とそれに迎合する行政では、無機能になります。非常に残念です。十八番の手話関連もひどい状況ですので、要約筆記は形骸化しているのではないのでしょうか。聴障協会の「おまけのように仕方なくやっている」事業という認識そのものが問題です。きちんと指導すべきでしょう。

2-4-13: 担当した講義には他の講師から聴講してもらい、事後に意見をいただいています。また、テキストに記載されていない「最近までの社会福祉の動向」について、独自に資料を作成して講義しています。さらに「対人援助」では、テキストの事例の他に聴覚障害者の差別にあたる事例も紹介しています。

2-4-14: 地域ではパソコン要約筆記は連係でのみ行っています。テキストとの違いをどのように扱えばよいか、また試験対策と合格後の現場との差をどう埋めたらよいかと悩んでいます。

2-4-15: 手書きとPCの講習会では難聴者講師の関わり方が違うので立場的に難しいと感じることがある。検定試験の配点・観点・視点の難しさがある。

2-4-16: 手書きの派遣依頼が少ない状況で養成することに違和感を覚えます。募集をするときにPCと人員の差があってもよいと思います。私自身も手書きの派遣は数えるほどしか経験がなく、不安を抱きながら講師を務めました。

2-4-17: 統一試験の筆記試験問題に関係する「難聴者の運動と要約筆記の歴史」は、使用されている厚生労働省カリキュラム準拠「要約筆記者養成テキスト」(第2版)上巻の中から必ず出題される確率が高いとしていますが、その反面統一試験(筆記試験)とは別に、自分たちが住んでいる各都道府県などの各地域で「難聴者の運動と要約筆記の歴史」の事を詳しい指導者養成研修を修了した講師の人たちがいらっしやると思います。統一試験とは別にして、任意として「各講師が住んでいる地域(県など)の「難聴者の運動と要約筆記の歴史」について、少しでも受講生の人たちに、知識的に認識的に学んでいただいたほうが望ましいと思います。空いている(講義の時間の一部)時間があることを考えて、講義をしていただくと有難いです。ご検討ください。もちろん、統一試験(筆記試験)で問題が出題される要約筆記者養成カリキュラムのテキストの通りで、(養成講習会の)受講生の皆さんに説明・指導することは必須的条件でちゃんと教えています。ご理解ご承知ください。よろしくお願いします。

2-4-18: 当事者講師の役割が明確化されていない。役割が明確化され、当事者自身が事業を理解して指導できる力を身に付ける必要がある(研修を受ける必要がある)。

2-4-19: 講座が始まると同時に“試験、シケン”と言われると受講生はかなり引いていく状況。受講生は少ないし、試験後辞していく人がほとんど(手書き)。

2-4-20: 養成の後、試験に合格して登録の流れになっているが、養成講座は試験合格を重視せざるを得ないため、「一人入力」を主に指導することになっている。しかし実際の現場はすべて「連係入力」なので、登録しても使いものにならない者ばかり養成しており、現実的ではない。試験を見直す必要があると考えている。それに合わせて養成の仕組みも変えていくべきと考える。

2-4-21: わが市には、独自認定試験が存在しており、それに合格すれば十分との考えが染みついている。「要約筆記指導者養成」イコール「少なくとも統一試験合格」を意味するようにしてほしい。つまり、独自試験廃止、統一試験のみにしてほしい。情報センターのお力を借りたい。

2-4-22: パソコンコースの場合、認定試験合格のために時間をさく必要があるため、実際の現場を見据えての指導にまで踏み込めない。そのため、合格者へのフォローアップ(現場に出るための)で地域に即した指導を追加している。

2-4-23: わが県手書きの認定試験合格率が非常に低く、奉仕員だった人も新しい要約筆記者養成講座を受けて受験した人も、2回落ちたら再挑戦はしない。講座受講後すぐに合格を勝ち取るには講座でも実践的な要約力を身につけることに時間も講師の力も割いてほしい。

5) その他

2-5-01:「要約筆記」という言葉がまだまだ知られていない。わかりやすく、周知していく必要がある。くだけた名称にしてみるなど。

2-5-02: 要約筆記の認知度が行政も低く、通訳でも不当な扱いを受け、大変ストレスを感じているが、そのケアは一切なし。気持ちが下がっています。

2-5-03: 養成講座の開催地は県庁所在地で、しかし県は広域なので前泊が必要となり、経費もかかる。

2-5-04: 「者」を増やすために、全要研としても養成の場の工夫等を行政の方に要望書を出したりしているが…。担当者が変われば…??

2-5-05: 開講するためには、要約筆記を知ってもらわねばならず、その広報活動に力を入れるべきだと思う。

2-5-06: 機器の発展的变化についていける講師が必要だ。OHPの使用がなくなったこと。UDトークなど翻訳機械が進歩していること。全文を文字化できるようになる。

2-5-07: 現在は居住地とは異なる地域等から現任研修として、対人援助等の依頼が多い。

2-5-08: 県で要約筆記者養成のための講習会の募集をしても、最近は数名の参加に減ってきていると聞きます。ある程度浸透し、飽和状態なのでは? と思いますが、今後とも毎年この事業を続けていくことの疑問を感じています。そのための指導員養成事業もしかりです。税金の無駄遣いではないかと、少数者のためにかける時間と労力は多大です。

2-5-09: 今のこの時代に「手書きコース」もどうかと思います。果たして需要がどのくらいあるのか? と。リモートが進み、PC要約が当然のように増え、UDトークでスマホからスクリーンに全文流せる時代です。それでも希望があり、どうしても要約筆記者を養成する…のなら、各地で行うのではなく、東京と大阪2か所くらいで開催し、受講者の交通費の負担を考え、講義は凝縮し、回数を減らす、また、講師は実績があり慣れている全要研の派遣講師などに依頼するのがよいのではと考えます。今回思いがけず10年目のアンケートをいただきましたので、ちょうどよい機会と思い、書かせていただきました。

2-5-10: 講義内容によって、2時間かけずとも1.5時間にしてよい講義もあると思う。柔軟性がほしい。

2-5-11: 講義や実技の中でも少しずつ変化しているものがある。事業の当初のころに指導者講座を受講している自分としては、最近の様子が見えないので、研修を新しく受講した人たちからの情報も必要と感じている。また手書きの全体投影の現場が

減少していることも危惧する案件である。

2-5-12：講座終了後の受け皿が大変重要。現場に出るためには、その後の研鑽を積んでもらう必要があるが、難しい。

2-5-13：講座の内容は毎年ほぼ同じで担当講師も同じ。よくできている。新講師は1～2年はサポートが多く、指導者の講座で学習したことはあまり活かされていない気がします。講師より現場に出ていることが主な活動となっています。納得しています。

2-5-14：講座はテキストに沿って進めているが、地元の活動を伝える時間がなく、修了後の受講生のフォローが難しい。昼食休憩の時間などで紹介してきたが、サークル入会は受講生の1割程度の現状で、要約筆記者数が増加しないことが悩みです。

2-5-15：講座を修了したあと、サークルや全要研への加入へと結びつかない。60歳を過ぎて受講をする人の中には難しすぎてできないという人もいます。受講をしても実際に要約筆記者としての活動までには至らないのが現状です。

2-5-16：講師になるために研修受けたのに、一度もさせてくれません。また、他の講師のサブと言われたが、当の講師より「1人でできるからよい」と。それ以降、何も連絡ありません。講師のための研修を、仕事を休んでまで受け、何のお役にも立てなかったことが残念です。

2-5-17：講師の負担が大きく、なかなか担い手が育たない。

2-5-18：講師は今年で卒業したいと思っています。

2-5-19：講習の指導内容については、年2回講師団会議において情報の共有を行っている。又、問題が生じた場合は都度講師間で協議している。

2-5-20：講師を3年前に引退したので、現状はどのように行われているのかわかりませんが、受講者数が減っているのではと思う。

2-5-21：コース内と共通部分は情報を共有しているが、コース別も詳細を共有できるとよりよい。他県は講座受講のみで要約筆記者認定試験に合格できるレベルに達するのか知りたい。

2-5-22：今年になってようやく指導者に使用資料の共有を進める方針の話し合いができたが、担当者にしかならず意識の共有に非協力的なベテランがいる。話し合いの場をもっと持って、意識のすり合わせを行いたい。

2-5-23：子供が小さいとき、養成講習会に参加させていただきましたが、毎日だと大変でした。留守番させて弁当を作ってから通っていました。主人は仕事で留守。

- 2-5-24: コロナウイルス感染予防のためソーシャルディスタンスを取ると手書きOHCで2人書きが難しい。育たない。
- 2-5-25: コロナウイルスと共生する現状の社会においての要約筆記の個人派遣のあり方は、以前のテキストに書かれていたように実施できず、手さぐりな状況です。今後の指導の方法についても変わってくることを考慮し、新しい個人派遣のあり方について、きちんと指導ができるようにしてほしいです。利用者にも広く周知できるようにしてほしいです。
- 2-5-26: コロナ禍で手書きであっても機器に対応できることが大切だと感じています。機材についてのテキスト内容も検討していただけると嬉しいです。
- 2-5-27: コロナ禍のなか、三密を避けるためノートテイクなどの現場が減っている気がします。利用者にもよりますが、遠隔通訳についても、今後の課題になるのではないのでしょうか。
- 2-5-28: コロナ禍で今年度は養成講座が開催できなかった。これを機にオンライン講座を開設していただき、全国共通で質の高い講義を受けられたらと思う。
- 2-5-29: コロナ禍にあって…というのではないですが、オンラインでの講義が活用できると指導側、受講側ともに負担が減るかなと思います。
- 2-5-30: コロナ禍の中、遠隔情報保障について、いろいろ模索中です。実際に要約筆記者全員ができるようになるには、改めての指導も必要になると思います。モデルケースやその指導方法などをマニュアル化していただけると進めやすいと思います。
- 2-5-31: コロナ禍の中、感染防止対策を取りながら開催していますが、チームワークやノートテイクの回の対応に関して、何らかの方向性を示していただけないものかと思っています。
- 2-5-32: コロナ禍をきっかけにリモートでの要約筆記などの要望も多くなっている。最新の技術への対応も必要かと思う。
- 2-5-33: コロナショックのため、要約筆記者の活動場所がなくなり、リモートでの作業を学ぶ必要ができてきたと思います。時代に合わせた対応をできるだけすみやかに行動を起こしてください。
- 2-5-34: 今回の新型コロナウイルス流行感染問題を経験し、今後は利用者、要約筆記者を守るための学習が必要だと強く感じます。
- 2-5-35: 今後は新型コロナウイルスの感染防止対策も考えないといけないと思う（講座の内容や開催方法など）。

- 2-5-36 : 最近の指導内容が「要約技術」の部分に重点を置きすぎて「要約筆記」を行うものとは、どういう支援を求められているのかが軽んじられていると思います。このスペースでは書ききれないほど意見があります。
- 2-5-37 : 自己都合により登録辞退して3年になりますので、記憶が不明瞭な点があります。
- 2-5-38 : 仕事や派遣を行いながら講師としての準備をすることが、年を重ねるごとにきついです。指導者としての義務といわれえると…。続けていく自信がありません。
- 2-5-39 : 仕事を持っている人が多いため、養成を行う場所や日時、期間が受講の足かせになってしまうことがあります。それが要約筆記者が増えない一因だと思う。
- 2-5-40 : 市の要約筆記サークルがパソコンと手書きに分断されており、なかなか指導箇所の共有ができない。仕事を持っているかどうかで、事前に集まることも難しく、課題であるとする。
- 2-5-41 : 自分自身が高齢化しはじめ、若い指導者を養成する必要がある。奉仕員養成がなくなり、県域での者養成になった。地域での要約筆記の広め方、要約筆記に興味を持つ人の増やし方、育て方に戸惑っているのが実情です。
- 2-5-42 : 修了後、登録者として現場で要約筆記の利用者への支援が仕事として行われると思います。講習時から地元の利用者や登録者、サークル員等との交流が必要と思います。
- 2-5-43 : 修了者がサークルに入会しない。合格者も入会しない。講座が「試験一辺倒」になりつつあり、根本的なことからずれ始めている。合格した人間が偉いわけじゃないと思う。やはり情報をたくさんほしがる難聴者が多い。そして高齢者もスクリーンを見ている。
- 2-5-44 : 受講後の活動展望が見えにくいというえ、要約筆記者の社会的認知度が低いため受講生が集まりにくいと思います。
- 2-5-45 : 今後、新しい生活様式に対応するリモートの活用、遠隔通訳などが必要になってくると思いました。
- 2-5-46 : 手話ほどは知名度がないせいか、要請が少ないせいか、修了後現場に行けるまでになる方が少ないと感じている。
- 2-5-47 : 職業としての位置付けにならない限り、本業を持っている者にとっては、本業をやめて（休んで）まで、指導者として活動することは難しいと感じている。
- 2-5-48 : 新型コロナウイルスの感染防止を踏まえた講座のあり方を研修したいです。

2-5-49:「要約筆記」の国民的認識度は「手話通訳」に比べて低いと思います。もっと国民みんなが広く要約筆記の大切さを認知できるような全国的な啓発活動が必要です。そのことによってこそ要約筆記者養成の気運は高まると思うからです。YouTube を活用し、1 コマ 30 分程度の「要約筆記者養成講座の動画」を流してほしいです。「要約筆記」という名称にもかかわらず、全文も文字化する活動と同一視する誤解が利用者に散見されます。「要約筆記通訳」という名称変更も大切ではないでしょうか？

2-5-50: 新型コロナのために今年度の要約筆記者養成研修会は中止になってしまいました。来年度はできることを祈るばかりです。Zoom などを使って行う方法がとれるとよいのですが。よいやり方があったら教えていただきたいものです。

2-5-51: 少しずつではありますが、県内の要約筆記者は確実に増える傾向にあると感じています。音声認識等のアプリに押されぎみではありますが…。決してなくしてはいけないと思っています。よろしくお願いします。

2-5-52: 要約筆記の認知度が低く、養成講座の受講生が集まらない。要約筆記者が育成されない状況の中で指導者が育つ環境となっていない。要約筆記者が本当に必要なのか…さえも当事者からも伝わらず、現実とのギャップがうまらずに時間だけが経過しているように見える。

2-5-53: リモート情報保障にも触れていく必要があるのでは。また、音声自動文字化アプリ等との連動についても。

2-5-54: 要約に入る前に、そぎ落としなどは難聴者協会に所属している人にとっては理解できると考えられるが、一般市民に対しての講義は疑問に思うのではないかと。置換も、話者の意図を変えない表現を望む。決して要約筆記者の言葉にしていけないと思うので、原則話し手の言葉を使って表記するのがよいのではと思う。講座に関わる難聴者・要約筆記者にとって理解できることであっても、一般市民に対してはよほどの文言でなければやってほしくない。国語力が試される。

2-5-55: 要約筆記者集団と難聴者協会、そして主催である情提と協議しながら養成を進めている。日程・内容・講師等全てを三者で話し合っている。

2-5-56: 養成講習会で習ったことは、登録後に現場で実践することの土台となるものなので、考え方や実践のもとになる根拠を確実に共有させることが必要だと感じます。統一試験に受かるためだけの講習会にせず、登録後を見据えて技術と意識を育てていきたいです。

2-5-57: 養成講習を開講していないため、特にないです。

2-5-58: 養成者の育成に努め、増員をし、これからの高齢化傾向に利用できるようにすべきと思います。

2-5-59: 養成だけしても現場に出さないと辞めてしまう。養成し、登録したら現場へ出して教えてあげることが大切だと思います。

2-5-60: 県東部でも講習をしてほしい。

2-5-61: 養成講座開催の内容、時期などの周知が不足。要約筆記そのものの認知度も低い。すばらしく役立つ技術なのでもったいないことと思います。

2-5-62: 私の県内は、長い間 1 サークルの講師が独占しており、他のサークルの資格者が養成講座の講師になることが皆無に等しかった。ある時から講師、助手の希望の募集があり、講師になりました。長時間講師をしているベテランに講師のための勉強会を開いていただきたいと希望を出したが、却下。講師間の打ち合わせもないまま、サークルで勉強会をしていただき、担当した当日、ベテラン講師にあいさつしたところ、「足を引っ張らないで！」と言われました。合格者を増やしたいという思いの養成講座の講師間の検討は未だ他のサークルの講師にはない。2回目からの講師希望は県の障害者情報センターが決めることになり、他のサークルの資格者が入る余地はほとんどありません。新しい人材を育てるという思いはサークルを越えてやるべきではないかと思っています。その思いは他のサークルの人たちも感じており、悩んでいる人も多いです。

2-5-63: 平成 30 年 4 月に登録要約筆記者を辞しております。我市の意思疎通支援事業はかなり先進的に制度整備が行われましたが、利用者、登録要約筆記者の意識面では疑問が残ります。技術に加えてそうした面での指導が大切かと思います。

2-5-64: 募集時に適性検査などの事前面接も必要なのではないかと思う。県により対応はバラバラのようなのだが、これを義務化しないと養成をしても意味のないものになってしまう可能性もある。合格率も下がってしまうことになるのではないか。

2-5-65: フルタイムで働く女性が増え、講師・受講生ともに平日の講座が開催しにくくなってきました。それに加え、言語文字変換システムが急速に進化して、要約筆記そのものの利用価値も変化してきています。

2-5-66: 私どもの県の講座の予算は 200 万と聞いていますが、県庁所在地のみに使用されております。県南地域の方々はぜひ県南でもやってほしいという希望が多い。遠方のため、受講者が少ない。もっと県の予算は受講者のために考えるべきだと思います。200 万もの予算があるのに合格者は毎年少ない。

2-5-67: 難聴講師担当のところは、担当できる人が 1 人しかいないため、将来に不安を持

っている。近い府県で協力できないか。

2-5-68: 難聴者の役割が明確でない。難聴者の関わりを拒否する自治体・事業体もある。情報保障のための予算がとられていないため、難聴者の関わりが必要であっても難聴者が関われないこともある。明確にすべきでは？

2-5-69: 難聴者講師の資格を得たのに講師依頼がないのは残念ですね。いつも講師ではなく、難聴者として呼ばれるのが常で、活動しても意味がないとやめました。

2-5-70: 以下のことについて。講座実行委員長（責任者）の講習も。また講義中の講師に対するエチケット（モラル）も講習に。去年に初めて講義しました。自分としては初めての割にはうまくいったと思いましたが（この研修のおかげ）講義中に計2名（うち講義経験者、今年受講予定いずれも者）3回も突然「口出し」され、講義を壊されてしまいました。特に3回目はOHPのエピソードを話したとき（事実）にいきなり「違う！！」と乱入され、こちらはパニックになってしまいました。誰も止めることもない。のちにこのエピソードの張本人に証明してもらいました。もちろん講座実行委員会“ML”で抗議しましたが無視されました。この人はこの後の講座でも再び「口出し」をしたそうです。（問題意識が全くない）地元協会には失望。不信感で辞めました。⇒現在は別の地域に所属。

2-5-71: 難聴講師と健聴講師の意見交換など、ほとんどない状態。健聴講師（現任要約筆記者）にまかせっきり。反省会もなし。

2-5-72: 難聴者講師が指導する講座が限られているので、もっと範囲を広くしてはどうか？講師を担当する人が少ない地域もあるので。

2-5-73: 病気になり、講師活動ができなくなりました。すぐに復帰できると思っていましたが、まだ当分無理なようです。一から勉強しないと無理かな？と。当事者として要約筆記者に感じるのですが、支援は通訳でもボランティアでも必要な場面は多い。難聴者もすみ分けをきちんと理解し、要約筆記者も混同しないような意識を持つことがとても大切だと思う。

2-5-74: 難聴当事者の講師が少ない。利用者の立場からの指導・評価が必要。しかしながら、現実には難聴者自身要約筆記の利用経験が全くといっていいほど無い（用意された全体投影を見たことがあるだけで主体的な利用経験はほとんどない）ので、何をどう評価すればよいのかわかっていないところがあり、そのために講師を引き受けるのが難しいという現状がある。難聴者団体として講師育成に向けた取り組みの必要性を感じる。

3 要約筆記者派遣事業関連

3-01：私の地域はまだまだ奉仕員が通訳現場で聴覚障害者のコミュニケーション（情報保障）を促しているところが多い。

3-02：84 時間以上学んでもらって、統一試験に落ちるとそのまま要約筆記を一度も現場ですることなくやめていく人がいて、福祉現場の人手不足をみたとき、どうにかならないものかと思う。合格しても職業としてなりたっているわけではない。要約筆記を生活もできる収入源となる職業にできるわけでないなら、この 84 時間学んだ人材を地域で活躍する道筋を作ってほしい。（修了認定試験の実施は、オンラインで何度も合格するまでトライできるタイピング技能タイプなど）統一試験の筆記部分だけでも、何度も挑戦できるようにして、実技は年 2 回など形を変えることはできないのか。

3-03：P C 要約筆記の現場は、ほとんどの地域で連係入力をしている。一人入力で養成し、統一試験合格後、連係入力で現場に出られるまでの養成は地域任せになっている。そのあたりを今後整備していく予定はあるだろうか。利用者が P C 要約に求めるものは、手書き要約筆記とは全く別物になっているが。養成部分でも見直し、改善が必要なのではないだろうか。

3-04：未だにボランティアに派遣を任せている自治体がある。養成カリキュラム修了後、統一試験という流れを無視しているのは問題である。また、カリキュラム修了後の研修の機会と指導者の確保も難しい。

3-05：わが地域は派遣が少ないです。要約筆記者養成が本当に必要なのか？ 当事者たちから派遣の依頼もないので本当にくやしい気持ちです。いくら養成講座で頑張っているけどむなしい気持ちです。役に立ちたいと思っているのですが…。生まれ変わってもまた要約筆記者として働きたいです。要約筆記者の仕事は大好きです。

3-06：依頼元は障害福祉関係の部署が多いが、職員自身に要約筆記に関する知識がないケースが多い。準備・打合せなどに支障をきたすことがある。

3-07：遠隔での情報保障にも対応できる養成も必要ではないでしょうか。

3-08：現場で使える力、実技の力がもっと付けられるような講座の構成にできないものか。

3-09：いったん要約筆記者になると、スキルアップに熱心でなく、研修に縛られるのを嫌って県の登録からはずれる方が増えている。派遣実態に見合った養成が望まれる。

3-10：統一試験に合格した者のみ要約筆記通訳者としての登録になるため、人材不足である。

3-11：統一認定試験の実技において、合格基準に疑問を感じている。PC コースで入力文字数が少ないと思われる人が合格しているが、派遣現場での活動は難しい。

- 3-12：要約筆記通訳者の少ない現状です。講座終了後の試験の採点で合否が決まり、合格した者は通訳者と資格が与えられますが、その合格者決定の窓口を広くして、サークル活動をしていく中で未熟なところは学んでいく。テストで落としたのでは、通訳者も増えず、テストに合格したので満点の通訳とは言えず、コツコツと携わることで要約筆記も上手になるのでは。通訳者を増やしてほしい。
- 3-13：毎年 92 時間のカリキュラムで実施し、終了後は統一試験対策で 14 時間。合格しても派遣は少なくモチベーションを保つことが難しい。講師として受講生にどのように接していくか悩むことが多い。現場で覚えることが少ない。
- 3-14：本年度はコロナ感染症の対策のため、要約筆記者三密の回避方法が模索されている。ネットを利用した Web 会議や遠隔情報支援など新しい情報を伝えてほしい。
- 3-15：プロとしての要約筆記者養成は大変有意義だとは思いますが、地域で活動するためには従来の奉仕員制度の方が柔軟ではないかと思う。
- 3-16：パソコンコースの養成カリキュラムについて「要約しながらの一人入力」の指導がベースになっています。しかし利用者は話されたこと、ニュアンスのほとんどを知りたい方がほとんどです。実際の現場も連係入力が採用されています。社会に対応して話されたままに近い文を入力できるよう「連係入力」の指導をベースにしていだきたいと考えます。
- 3-17：パソコン要約筆記者を統一試験合格から現場に派遣できるようになるまでの指導が難しい。ベテランの人たちと組んで連係入力ができるようになるまで 2 年近くかかってしまう。新人研修やサークルの学習会をどう支援していけばいいのか、試行錯誤の連続です。
- 3-18：日々進歩していたり、自分の知らなかったこと（地域的にも）を共有して、質の高い要約筆記者を育ててほしい。
- 3-19：派遣現場では講習会では学んでいない様々なことが起こります。現場での指導が課題と思います。
- 3-20：派遣元と養成講座主催がちがうので、温度差がある。派遣元がしっかり担うべき（要員どころか担当者も出してこないのはどうかと思う）。
- 3-21：県外に転居するとまた試験を受けなおさなければならず、資格は抹消されるのも考えてほしいです。
- 3-22：私の地域の要約筆記利用者（難聴者協会）は高齢者が多く、今のテキストで育った要約筆記者の書き方に物足りなさを感じるようです。難聴者との関わりも少ないせいか、対人援助部分の理解が足りないように思います。

4 本調査関連

4-01：せっかく行うのですから、もう少し踏み込んだ質問を用意してはどうでしょうか。

「指導にあたる人の職業、資格、受講動機、現在の指導状況」だけでどんなことを調査？

4-02：アンケートの回答は地元の講義について記入しました。市町村の講座にもサークル員として携わっていますが、養成カリキュラムが十分には活用されず、今までのやり方や、我々のやり方で指導されることもあります。主管となる団体がサークルに丸投げし、統一感に欠けていると感じています。講師のための研修（学習会）もなく、両者の差を感じています。

4-03：アンケートの報告も含め、今後の展望などについて研修会を開催してほしいと思います。

5 その他

5-01：現在テレビ（NHK）で字幕が出ていますが、要約されていず、邪魔になる場所であったりして、確かに聴覚障害者の方には情報となるでしょうが、要約してないと読む方は疲れます。出す方はパソコン等でしょうけれども。H市とその近辺とで私の住むA地方でO市は人口 29,000 人、習熟度に大差があり、私は1人でH市まで往復4～5時間かけて通って、A地方でも同じ講義ができるよう勉強しました。指導者講習会があったときはとても嬉しく大阪まで宿泊して通いました。その頃はH市とO市の両方の要約筆記者養成講習に出ていました（講師として）。O市では「聞いて、要約して、書く」講習に来てくれる人はほとんどいなくて、数人あれば講習は開いてもらえたが、修了してもサークルに残って活動できる人は皆無。私がやめた（年齢的に）後、若い優秀な女性2名（大学時代、要約筆記サークルに入っていて経験していた）が、2名だけでは消滅状態にあります。OHPを使用して講習会をしたときはお年寄りにとても喜んでもらえました。（O市では少ない講義時間で上・下2冊の本を大急ぎで講義しました。すぐに活躍してもらえるように）

5-02：先輩方はうまくいかないことは全て行政と全要研の責任にしています。自分たちでは何も行動しないで、おいしい仕事ばかりやっています。新しいことをやろうとすると必ず攻撃してきます。結果、すばらしい人材の流出が止まりません。私は現状に抗いながらも半分はあきらめています。できることを少しずつでも頑張りたいです。

5-03：大半の人々がスマホを持ち、音声認識による情報獲得が容易となっている中では、要約筆記のこれからのあり方を時代に合わせたものにしていく必要がある。要約筆記（従来型の）枠に利用者をはめるのではなく、複数の選択肢がある中で、利用者本位の情報

保障を提供すべき。よって、養成カリキュラムも技術面ではテクノロジーの進歩により情報保障の仕方には利用者に合わせた柔軟性が必要であることを強調すべき。

5-04：地域格差なく養成事業が行われることを望んでいる。

5-05：地域差があり、本研修で得た内容が充分活かされるとは思えない。全体論として受け止め、地域の実態に応じて検討する項目、時間があればよいと考えます。

5-06：地域差が大きいと思いますが、講座受講・統一試験と多くのハードルを越えて得た要約筆記者の割には思うほどの活動機会はなく、思い描いた要約筆記者像とは違っていたといわれてやめていく人が多いのが現状のように思います。

5-07：地域では十分共有できているが、県主催を考えると者養成講座未受講（奉仕員のまま経験が長い）でも講師をする方がいて共有できているとは言えない講座もある。

5-08：県の講座は、いつも同じ講師陣で行っています（一部は変更はありましたが）。指導者養成研修を修了した人は多いと思いますので、今後のためにも、新しい人を入れて育成してほしいとも思います。

5-09：私は講師を1回しかやっていません。私の県は例えば講師を希望してもアシスタントしかできない。ベテラン講師2人、そしてその講師と同じサークルの人がやる方向。最初から上手にできる講師はいない。そういう話し合いを設置したが受託団体の担当の人でも聞く耳を持たず。なので講師はその後やっていません。講師同士の勉強会設置希望も却下されました。

5-12：私は、全難聴主催の要約筆記指導者講習会第1回目（平成19（2007）年）も受講しました。とても懐かしく思い出されます。全国（日本）から集まる要約筆記者との出会いが何より楽しみでしたので。意思疎通を図るためのコミュニケーションとしての会話は、とても大切と考えています。

3 調査結果を受けて

1. 自治体調査から見たこと

(1) 現状と課題

基礎的調査結果

a. 実施機関の現状

多くの自治体の協力により、養成実施の状況が見えてきた。回答のあった自治体に限っては、要約筆記者養成を実施している都道府県は 47 件中 41 件となっており、ほぼ達成されている。対象年を平成 30(2018)年度に限りて聞いているので、その前後の年に開講していることも考えられる。都道府県に関して実施率は有意に高い。政令指定都市は平成 30(2018)年時点で 20 市中回答市は 13 市、これも高いといえる。中核市に関しては、令和元(2019)年で 60 市あるが、必須事業になってからの期間も短く、実施の率は高くない(回答は 17 市)。

平成 30(2018)年度に限りてではあるが、回答自治体の 9 割以上が団体に委託をして実施している(94.4%)。委託先の類型は質問方法が最善ではなかったが、聴覚障害者情報提供施設の位置付けを有しているところが多かった。問 3-2 で委託事業者名が書かれているが、その多くは情報提供施設として厚生労働省が把握している聴覚障害者団体や身障団体が受託する公設民営の事業所であった。

平成2(1990)年の身体障害者福祉法改正により規定された情報提供施設(それに類型化される)で大半の要約筆記者の養成が行われていると確認できた。

この事業体が再委託しているケースでは、難聴者協会等が多かったが、この回答中、再委託ではなく関係団体に協力を依頼しているケースや講師を外部に依頼しているケースと明確に区別されていない回答もあった(10%以下)。調査側が再委託の定義を記載しなかったことが一因と思われる。

b. 要約筆記者養成講座の状況

平成 23(2011)年 3 月の要約筆記者養成カリキュラム通知以前に全難聴の調査研究事業からの検討を踏まえて先行実施していたのは約 27%、通知を受けて翌年には実施に至ったところが約 30%となっている。カリキュラム通知の際の鑑文の但し書きには「これまで、奉仕員養成をしてきた都道府県では、当面の間は奉仕員養成を継続することは妨げない」との記載があった。要約筆記者養成カリキュラム通知を前提に開講準備を進め、平成 24(2012)年度から開講した自治体も多く、比較的スムーズに 50%を上回ったと思われる。

また、平成 25(2013)年の障害者総合支援法改正により、都道府県、政令指定都市、中核市の養成事業が必須事業となったことから、翌、平成 26(2014)年からの開講した地域が増え、回答総数から無回答を除くと 93%の自治体が要約筆記者養成を行うこととなっ

た。奉仕員養成講座からの移行は進められている。

講習内容については、約 83%の自治体が「要約筆記者養成テキスト第2版」を使用と回答している。使用していないという回答は1地域のみだった。一方で、「わからない」・「無回答」が11地域、15%ほどあり、本研修に指導者にすべく受講者を推薦している自治体が講習内容を把握しないまま受講者を送り出している実情も見られた。

今回の回答自治体はアンケート送付数からは 86.6%であり、回答のなかった自治体では未開講であることが推察される。問3で見るように委託の有無にかかわらず、回答自治体の71件では平成30(2018)年度は全てで開講している。

c. 講師選定の状況

講座の実施にあたり、講師の選定も委託事業体に任せている自治体は7割を超え、再委託先も含めると約 83%は自治体が講師選定にはかかわっていないことがわかった。現実には自治体が登録要約筆記者や指導者の力量を見て講師の適任者を把握することは困難であると推察される。自由記述で、委託先が独自に決定するが、条件が示されているとの回答も見られた。(①全国統一要約筆記者認定試験合格の登録要約筆記者、②原則要約筆記者指導者養成研修修了者)。この記述は1地域からだが、推薦の条件を問うていないので委託している自治体や受託先でのこのような客観的な条件を付けている地域の実数は不明だが、ほかにもあると思われる。

なお、難聴講師の選定に関しては、独立した質問項目になっていないので明確ではないが、問7の委託先と自治体が協議、委託先が決定、再委託先が決定を合わせた8割超の回答を見ると、この中に難聴協会の意向が反映されていると推察することはできる。

d. 講座の運営について

運営上の課題を自治体に問うているが、この回答と受託先の認識に齟齬がないかどうかはこの設問だけでは十分把握しきれなかった。複数回答であるが、一番の問題点との回答は「受講の応募者不足」となっており、55%に近い。自由記述を見ると、応募者は一定数あってもPCコース応募者の中にはタイピング能力不足のまま受講する人がいて指導が難しいという点もうかがえる。

続いて講師不足を上げた自治体が多い。だが、自由記述と照らしてみると、講師の高齢化があげられており、統一試験合格者が低迷している状況と合わせて、単に数の不足だけではなく、講師の力量の差も含まれての「講師不足」とも読み取れる。

本研修開始以降の実態調査

a. 受講者の推薦

平成 30(2018)年度までの期間の自治体からの推薦では、「推薦なし」が 7 %あるが、平成 31(2019)年度以降に推薦している自治体はカウントされていないことと、政令指定都市、中核市の養成が必須になったのは平成 25(2013)年度のことであり、この間には未開講の自治体もあると考えられる。

受講推薦者は委託事業体からの推薦を追認している自治体が多く、難聴協会や要約筆記サークル、県内の市町からの推薦も合わせると総回答数の半数が希望した者を推薦している。また、これまでの指導経験をもって推薦理由にしているところも多かった。特に本研修の開講当初では、これまでの指導者が受講したケースが多いと思われる。

また、指導経験はないが将来性を期待するという回答も全体からは多い数だといえる。要約筆記奉仕員の養成経験のある講師が本研修を一回り受講した後の受講者ではこのような将来性を見込んでの推薦が多くなっているかもしれない。

b. 受講にかかる経費負担

何らかの形で支給がされているのは 7 割を超え、うち特別支援事業費の活用も多かった。ただし、受講者全員に全額だけでなく、受講者の一部や費用の一部支給に関しては受講者間の不公平感が残ると思われる。また、特別支援事業費が措置されている中で、自治体で別予算を組んでいる事情は不明だが、特別支援事業費の予算化されていることの周知が徹底していないなら今後の課題となろう。

c. 修了者で講師担当者の研修実施について

指導に携わる者の力量を向上させるための継続的な研修は重要だが、その実施が 7 割弱、このなかでは自治体が研修予算を計上し、委託事業体が実施しているところが多かった。委託事業費に講師の研修費も含めているところも自由記述には記されていた。しかし、自治体や事業体での予算化がなく、講師間での自主学習や本研修参加者が講師となっていく伝達講習もあり、指導者の研修の実施にはまだ課題がある。平成 29(2017)年度からは本研修に講師経験者が受講できるステップアップコースが創設され、これにも特別支援事業費の活用ができるようになった。現在のところ、受講希望者は少ないが、この先はこのコースへの受講に生かされることを期待したい。

e. 問 14 自由記述

ステップアップの新設には歓迎の声や期待が述べられているが、同時に難聴者からは難聴コースでステップアップコースの開設も希望されている。

（２）本研修事業の展望について（提言）

本研修の開講以降の大掛かりな調査であり、見えてきた課題も多い。本研修の位置付けや研修内容などは厚生労働省の委託事業として平成 21(2009)年度に行われた「要約筆者養成等調査検討事業」における検討（平成 21(2009)年度障害者自立支援調査研究プロジェクト（厚生労働省助成事業））であった。この段階では平成 23(2011)年 3 月の要約筆者養成カリキュラム通知は想定されていたものの確定前だった（この検討は平成 22(2010)年度にも厚生労働省委託事業として「要約筆者指導者養成事業」として継続）。しかし、この検討にかかわった関係者はカリキュラム通知以後に不可欠になるであろう、要約筆記奉仕員からの移行、要約筆者養成以後の認定試験の実施や指導者の育成に焦点を当てていた。

本研修はそうした要請に基づいて企画され、平成 23(2011)年度から実施されてきた。目標とするところは「全国の指導者レベルの平準化」だった。しかし、初年度からの自治体の推薦は様ではなく、受講するものの意識、指導の力量とともに要約筆者としての技術的な差も大きかった。要約筆記奉仕員養成講座で指導経験があり、自身も要約筆記奉仕員である人の受講が多かったことはやむを得ないことだった。奉仕員からの移行の経過は自治体により、まちまちであった。自治体及び委託された事業体の認識の差が大きかったといわざるを得ない。現在も要約筆者への移行をあいまいにしたまま、指導者養成に受講者を送り出す地域の存在は、前述の平準化には逆行する。

養成講座への受講希望が少ないという現状は委託先の努力不足とだけは言えない。障害者総合支援法により要約筆者の養成は都道府県（政令指定都市・中核市）の必須事業である以上、要約筆記事業の構造的な問題に手を付ける必要がある。要約筆記の周知は十分だろうか、行政による主催行事への要約筆記付与は義務的な形になっているか、職員の認知はどうかなど再確認する必要がある。

加齢による難聴の増加も単独に認識されているだけで、介護職や高齢者を対象とする施設等の職員の認知を高めることなどに取り組むことで、要約筆者を目指す人を根底から増やすことが求められる。さらに、要約筆記派遣の報酬額は自治体ごとに設定されているが、職業といえる額にはなっていない。講師を務めるケースでも同様である。講師不足の解決にもつながるのは職業として認められる方向であろう。

本研修に多くの受講者を送り込んでいる以上、地元の要約筆記事業の向上につながるような環境を整えることが肝要ではないだろうか。

2. 修了者調査から見たこと

(1) 現状と課題

修了者の基礎的調査

a. 属性（出身地域・職業・年代・資格等）

回答数は 663 件（人）で送付総数から見ると高い回答率（62.6%）といえる。回答者が居住している自治体のカテゴリや人口と推薦された自治体（都道府県・政令指定都市・中核市）は合致していないため、本研修実施の過去のデータ（情報文化センターで集計）で把握するしかない。

要約筆者同様、圧倒的に女性の受講が多い。受講時の年齢層も 55 歳未満が 3 割にも満たない（26.7%）。登録要約筆者の年齢層が高いことはかねてから指摘されており、養成講座の若手の受講者が少ないことも問題視されてきた。特に指導を担うには受講しただけで即戦力にはなりにくく、65 歳以上の受講者（52.7%）を指導者予備軍と考えると厳しい現状がうかがえる。ただし、この設問では受講時点の年齢ではなく、調査時点の年齢を問うているため、初年度の受講者は少なくともこの年齢から 8 歳は若かったことになる。受講時点の年齢との確認が必要になると思う。

本研修は聴覚障害者も健聴者（要約筆者）も平成 28(2016)年度までは同じコースで行われてきた。したがって、問 2 でみると 12.2%、81 人が聴覚障害者であると回答している。本研修の開講にあたっては健聴者・難聴者と分けた対応をしていなかったことから、特に別記する必要あるところ以外は修了者として一括して扱う。

健聴者の中で本研修受講時に登録要約筆者であったものは 7 割を超えているが、受講年度が古いと奉仕員から移行前の人が多いと推察される。

現在の職業を問うている問 3 では無職が約 4 割であった。職業を持たないというより、年齢層が高いことを合わせると主婦層と定年退職者が多いと推測される。職業や保有資格の間では、広範囲な分野を示す回答が見られた。バラエティに富んだこの結果はすばらしい資源ともいえるが、他の職業と兼ねられるという面では専門性を打ち出している要約筆記事業としては、半面の弱さがある。専門性をもって専任で登録要約筆者や指導者が存在しにくい状況が見て取れる。年齢層のところにも記したが、受講時点では就業しており、定年退職後に受講した人もいることも合わせて確認していく必要があるかもしれない。

b. 受講について（コース・受講動機・経費支給等）

今回の調査の対象となっている受講年は 8 年間であるが、開講から 4 年での受講者が半数になっている。全体の修了者の一覧と照らしていくとさらに多くなると思われる。平成 29(2017)年度からは基礎研修・ステップアップ・難聴コースと 3 つに分かれたため、同条件での分析はしづらい。

受講動機では事業体や先輩講師などに勧められた人が多かったが、指導方法も学びた

い・研修内容を知りたい・カリキュラムを学びたいなど積極的な回答も多かった。自由記述では、現在講師をしているからという答えも多く、奉仕員養成の指導者が要約筆記者養成にスライドするために必要と感じた結果だと思われる。数は多くないが、「事業体の職員であるから」、「現任講師に対する不満から」という動機も見られた。難聴の受講者の回答の中では「難聴者でも受講できると知り」という記述もあった。

自治体にも経費負担の問はあったが、受講当事者の回答からも半数以上が全額支給、一部支給と合わせて8割を超えていた。特別支援事業での予算計上が開始当初は周知されていない状況で、修了後に県に問い合わせても支給できないと言われたとの話もよく聞かれたが、本調査によると改善されているように思われる。

c. 修了後の講師担当について

問9では修了後に講師担当の有無を問うている。無回答が数件あるのは、講師は担当していないが、助手等のかかわりをしているとみられる（自由記述からもそれは推察できる）。約85%が講師を担当しているとの回答は、指導者養成を目的とした本研修である以上当然のことと思われる。しかし、全受講者中では調査への無回答者が約33%存在し、この人たちの講師担当状況は把握しきれない。

回答者中の担当しない理由は、「依頼がない」が半数に近く、講師選定が委託先や再委託先で行われている状況と合わせると事業体の意向が強く反映されると思われる。

本人都合である体調不良や登録者をやめた、難聴協会会員をやめたという理由も少し見られた。無回答者にはここに該当する人が相当数いるものと思われる。

担当していない理由の過半数が「その他」になっていることは興味深い。自由記述で見ると、「開講していないため」、「手書きまたはPCコースの開設がないため」など地元の講座運営状況にかかわるものが少なからずあった。また、講師ではないがアシスタント、助手などを担当している答えも多かった。「奉仕員だから」、「認定試験に不合格だから」という回答もあり、これは講師依頼の条件として地元のルールとして決められていることだと思われる。

しかし、圧倒的に多かったのは、「仕事との両立ができない」、「介護や育児との両立が困難」というものだった。受講者の職業や資格が幅広かったことは、社会資源として有用な人たちだといえるが、反面、要約筆記者としての待遇や立場の危うさが浮き彫りとなり、専門性を持つ仕事として確立していないことを物語る。

担当講義のテーマを見ていく。全体としては健聴者が多いので、1位から4位までは11講、12講、4講、5講に該当する箇所、実技を中心とした講座では4割を超えた指導がされている。5位の演習も15講に該当する実技の指導であり、選択必修科目ではあるが、33.5%に上っている。選択必修であることから未開講の値域もあるので、実技中心の講座の担当は比率としてはもっと高くなるのではないかとと思われる。講義中心の講座での担当の多いのはテキスト第2講であり、30%超になっている。難聴者向けの研修ではモデル講義を見たり、講義原稿が宿題になったり模擬講義でも扱われることが多かったの

が第2講であったので、修了後に地元で担当するケースが多いと思われる。

この後は2割を超えるのが第10講の「要約の学習」、第9講の「伝達の学習」が2割弱である。8割程度がこの辺りの講義は地元以外の講師に依頼しているという回答である。聴覚障害者の基礎知識や日本語の基礎知識、社会福祉の基礎知識などは地元も含めて専門家に依頼するところも多いと考えられる。

修了者の担当部分は全体に講義部分より実技の担当が多いといえる。

カリキュラムにはない「難聴者との交流体験」、「聴覚障害疑似体験」等の担当をしたという答えもあり、難聴講師（本研修修了者）の活動の場としてカリキュラムにはないが設定されていると推察される。

なお、テキスト使用せずに指導した（13件）講義テーマで、「基礎知識」「伝達」などの回答があるが、テキスト不使用での内容がどんなものをうかがい知ることはできない。

d. 講師間の連携

問11の講師間での講義内容の検討では、一部または全員で検討しているという回答が9割に迫る。検討したテーマも講義の担当テーマと順位はほぼ同様である。ただ、自由記述を見ると、養成講座の講義テーマではなく、「現場実習」や「開講時の運営」に関する内容もあった。さらに、問12を見ると検討・協議はしたものの「十分共有されている」との回答は20%に満たないのは問題が残る。だいたい共有されているも含めて7割弱、共有できていないという回答が約25%あることは気になるところである。

検討内容、テーマから見ると、講座にかかわる「全講師での検討」に難聴講師は入っているのか、「一部の講師と検討」で難聴者は外れている認識での回答なのかなどは結果からは不明である。

（2）本研修事業の展望について（提言）

今回の回答だけで把握しきれていないとはいえませんが、修了者の大半が講師を担当しているものの、担当個所については限定的であるとみることができる。講師担当の経験の少ないときは実技部分を担当（助手も含め）というケースが多いようだが、そのあとにほかの講義部分の担当内容を学習して指導できる範囲を増やしていつているようには見えない。現在の基礎コースの受講だけでは実技部分を何とか指導できるという現状があるなら、基礎コースの指導内容を精査する必要もあるのかもしれない。

本研修開始時には、すぐには無理でも学習と経験を積むことで多くの講義をカバーできる講師像を望んでいたが、実態を見ると困難な状況にあるのかもしれない。それは修了後の指導技術を高める機会が少ないということにつながる。平成29(2017)年度からはステップアップコースが新設されたが、まだ効果の確認はできない。しかし、数年であるがステップアップコース実施についてのアンケート結果からは効果を認める回答もある。ステップアップと基礎コースとの内容的な連携や効果的な手段等の点検も必要になってくると考えられる。

基礎コースの健聴修了者の担当が実技指導中心であるなら、本研修のプログラム内容は実技指導に特化したものにしていくことも一つの考え方としてはあろう。一方で、技術指導の根底にはしっかりした理論、知識がなければならない。見よう見まねで技術指導をしてきた奉仕員養成の轍を踏まない観点からは、基礎コースでの実技以外の指導体系の理解、講義の考え方や指導ポイントの研修内容は安易に外すべきではないだろう。

一方で、ステップアップコースとの役割分担を精査することで効果的な研修内容に一部組み替えることも可能だと考えられる。ただし、これは基礎コースを受講し指導を担当してからステップアップコースを受講するという一連の流れをおさえた上での必要性である。このあたりは自治体への周知も含めて検討の余地がある。

さらに指導者の力量は一朝一夕で高められるものではなく、地域によっては講師の偏在や不足の悩みも多い。実技以外の講義部分は地元以外の講師に依頼すること多いが、全国的なブロック単位で、ある講座の指導を担いうる講師は近隣県の講座の指導も担当できるような圏域の連携も考えていくことができるのかもしれない。

これは難聴の講師も同様で、地元協会の役員等の立場で指導を無理に担うより、特定の講座での指導力を高め、近隣県の講座の指導にもかかわるような方策も探っていけると指導者であることの専門性も高まり、待遇や身分保証も安定する方向が目指せると思われる。

最後に、本検討の目的とはそれることを承知での提言を上げてみたい。本年の研修は新型コロナの感染拡大の状況を受け、全コースをリモート講義で行った。実技を伴う指導箇所では特に試行錯誤の部分も多く、本年度終了時点では有益な経験も含めての振り返りが期待される。一方で、実技を伴わない講義もプログラム中には多くあり、リモートでの受講は受講者にとっては移動がないなど、受講しやすさもあったのではないかと（受講決定以降にリモート講義となった点は問題として残るが）。

このコロナの状況がいつまで続くかはここでの議論ではないが、本研修の開催方法に関しては、これまでの参加者アンケートでも様々な要望があり、この答えの一部になるかもしれない。これまでに聞かれた声として、「開催地が遠い、偏りがある」「3日間3クールは費用や日程の面で負担が大きい」などは多かった。

その点を考えると、例えば基礎コースで第1クールはリモートで自宅講義、ここでは講義部分の講座を中心にして後半での技術指導や模擬講義の内容を盛り込む。第2クール、第3クールは日程的な間隔が必要なのでそれを勘案した上で、対面研修を3日間でなく、2日間にするなどの組み換えを考えることは可能であろう。開催方法、時間数、コースに合わせた内容での課題は、リモートでの講義を組み合わせることで解決策も見えるかもしれない。リモート講義を組み込むことは、会場確保や日程にもかかわる大きな改善策の可能性も持っており、開催費用等も含めた効果も考えると、より柔軟な対応も期待できるものとして記載しておきたい。

4 参考資料

資料-1 本調査の調査票（①自治体用、②受講者用）

資料-2 要約筆記者指導者養成研修「受講者・修了者数」（都道府県別）

【平成 23(2011)年度～平成 30(2018)年度】

資料-3 要約筆記者養成カリキュラム

要約筆記者指導者養成研修

「修了者」

実態調査

(令和2(2020)年)

【自治体用】

ご回答にあたってのお願い

1. 回答は、該当する「丸付き番号」(①、②、③等)を、丸で囲ってください。
2. 回答欄で下線のある選択肢は、回答内容・数字等を具体的にお書きください。
3. 記入されました調査票は、同封の返信用封筒にて、令和2年7月31日までにご投函くださいますようお願い申し上げます。

＜本調査に関するお問合せ先＞

社会福祉法人聴力障害者情報文化センター 公益支援部門
「要約筆記者指導者養成研修修了者実態調査」事務局 邑中・倉持
TEL:03-6833-5003 FAX:03-6833-5000

各 位

要約筆記者指導者養成研修「修了者」実態調査へのご協力のお願い

厚生労働省からの委託事業として、社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会及び特定非営利活動法人全国要約筆記問題研究会のご協力を仰ぎ、当法人が、平成23(2011)年度より実施してきた「要約筆記者指導者養成研修」も、本年度、10年目を迎えます。

この10年の間に、「障害者差別解消法」の施行、要約筆記者派遣事業の実施体制を有する市区町村の割合が78.0%になる（平成30年度末時点）等、社会福祉制度は大きく進展し、要約筆記者に寄せられる社会的需要は、ますます、大きなものとなっております。

こうした節目にあたり、今般、大阪府民共済生活協同組合並びに全国労働者共済生活協同組合連合会のご協力をいただき、平成23(2011)年度から平成30(2018)年度までの1,246名の修了者に対し、終了後の指導状況等を調査し、併せて、受講者を推薦し送り出してくださった都道府県・政令市・中核市に対しても、それぞれの地域での、要約筆記者養成講習開講状況等の基礎的な調査を実施し、「要約筆記者指導者養成研修」事業の、今後の方向性の検討に資するための資料としたいと考えております。

修了者の皆さま方、各自治体のご担当者様には、お忙しいなか、まことに恐縮でございますが、本調査の意義をご理解いただき、積極的にご回答くださるよう、お願い申し上げます。

なお、ご回答いただいたデータの取扱いにつきましては十分留意し、集計結果分析及び報告書作成にあたっては、地域や個人が特定されないように留意いたします。

社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター
〒153-0053
東京都目黒区五本木1-8-3
電話：03-6833-5003/FAX：03-6833-5000
Email：youhitsu@jyoubun-center.or.jp

問 1. ご回答者についてお答えください。

自治体名	_____ 県・市		
所属部署名	_____ 局・部	_____ 課	_____ 係
ご担当者（ご回答者）名	_____		

問 2. 貴自治体の属性をお答えください。 ※該当する番号ひとつに○

① 都道府県	② 政令指定都市	③ 中核市
--------	----------	-------

★★★ 要約筆記者養成研修事業（要約筆記者養成講習）について ★★★

問 3. 平成 30 年（2018 年）障害者総合支援法の地域生活支援事業「要約筆記者養成研修事業」を委託していますか？ ※該当する番号ひとつに○

① 委託している	② 委託していない
----------	-----------

問 3-1 へ

問 3-1. 委託先事業体の類型をお答えください。 ※該当する番号ひとつに○

① 聴覚障害者情報提供施設 類型	② 難聴者協会 類型
③ 聴覚障害者団体 類型	④ 社会福祉協議会 類型
⑤ 身体障害者協会 類型	⑥ 手話通訳派遣事業所 類型
⑦ その他 _____	

問 3-2. 委託先事業体の事業者名をご記入ください。

(_____ 法人) _____

問 3-3. 平成 30 年（2018 年）「要約筆記者養成研修事業」の委託事業体が再委託している、任意団体の類型をご存じでしたらお答えください。

※該当する番号ひとつに○

① 登録要約筆記者の会 類型	② 要約筆記サークル 類型
③ 全国要約筆記問題研究会（全要研） 類型	
④ わからない	
⑤ その他：（具体的に） _____	

問 4 へ

問4.「要約筆記者養成講習」の初回実施年度（西暦・和暦どちらでも）をお答えください。

西暦	年度	和暦（昭和・平成・令和）	年度
----	----	--------------	----

問5.平成30年（2018年）「要約筆記者養成講習」に用いたカリキュラムをお答えください。

※該当する番号ひとつに○

- ① 平成23年3月30日 厚生労働省通知「要約筆記者の養成カリキュラム」
② 地域独自のカリキュラム
③ その他：（具体的に） _____

問6.平成30年（2018年）「要約筆記者養成講習」の使用テキストについてお答えください。

※該当する番号ひとつに○

- ① 『要約筆記者養成テキスト 第2版』（発行：要約筆記者養成テキスト作成委員会）を使用している
② わからない
③ 『要約筆記者養成テキスト 第2版』（発行：要約筆記者養成テキスト作成委員会）を使用していない

問6-1へ

問6-1.使用テキストの名称と発行者名をご記入ください ※自由記述

テキスト名称： _____

発行者名： _____

問7へ

問7.平成30年（2018年）「要約筆記者養成講習」の講師の決定方法についてお答えください。

※該当する番号ひとつに○

- ① 自治体が独自に決定する
② 自治体と委託先事業体が協議して決定する
③ 委託先事業体が独自に決定する
④ 委託事業体が再委託した再委託先が決定する
⑤ 講師の決定方法は不明
⑥ その他：（具体的に） _____

問8.「要約筆記者養成講習」運営について課題をお答えください。 ※該当する番号すべてに○

- | | |
|--------------------|---------------|
| ① 事業予算不足 | ② 自治体の人手不足 |
| ③ 委託先事業体の人手不足 | ④ 委託先事業体の能力不足 |
| ⑤ 受講応募者不足 | ⑥ 講師不足 |
| ⑦ 統一試験合格率の低下 | |
| ⑧ その他：(具体的に) _____ | |

問9.「要約筆記者養成講習」についてご意見ございましたら記述してください。

★★★★★ 要約筆記者指導者養成研修について ★★★★★

問10. 平成23年(2011年)～平成30年(2018年)の期間に、「要約筆記者指導者養成研修」の受講者の推薦をしていますか？ ※該当する番号ひとつに○

① 推薦している

② 推薦していない

問11へ

※質問は以上です。
ご協力ありがとうございました。

問11.「要約筆記者指導者養成研修」に受講者を推薦した際の要因をお答えください

※該当する番号すべてに○

- | | |
|---|--------------------|
| ① 「要約筆記奉仕員養成講習」での指導経験がある | |
| ② 「要約筆記奉仕員養成講習」での指導経験はないが、指導者としての活動に期待できる | |
| ③ 「要約筆記者養成講習」での指導経験がある | |
| ④ 「要約筆記者養成講習」での指導経験はないが、指導者としての活動に期待できる | |
| ⑤ 要約筆記サークルでの指導経験がある | ⑥ 地域の難聴者協会からの推薦がある |
| ⑦ 委託事業体からの推薦がある | ⑧ 要約筆記サークルからの推薦がある |
| ⑨ 本人からの強い参加希望がある | ⑩ わからない |
| ⑪ その他：(具体的に) _____ | |

問 12. 平成 30 年（2018 年）に「要約筆記者指導者養成研修」へ推薦した受講者への経費（交通費・宿泊費等）支給の有無についてお答えください。 ※該当する番号ひとつに○

① 支給している

② 支給していない

問 12-1 へ

問 12-1. 平成 30 年（2018 年）に「要約筆記者指導者養成研修」へ推薦した受講者への経費（交通費・宿泊費等）支給状況についてお答えください。

※該当する番号ひとつに○

- ① 特別支援事業費として推薦した受講者全員に支給している
- ② 特別支援事業費として推薦した受講者の一部に支給している
- ③ 特別支援事業費とは別予算で推薦した受講者全員に支給している
- ④ 特別支援事業費とは別予算で推薦した受講者の一部に支給している
- ⑤ その他：（具体的に）_____

問 13 へ

問 13. 「要約筆記者養成講習」の指導者・講師への研修実施の有無についてお答えください。

※該当する番号ひとつに○

① 実施している

② 実施していない

問 13-1 へ

問 13-1. 上記研修の実施状況をお答えください。 ※該当する番号すべてに○

- ① 自治体が予算化して自治体の実施
- ② 自治体が予算化して委託先事業体の実施
- ③ 各種関連団体が独自に実施
- ④ その他 _____

問 14 へ

問 14. 「要約筆記者指導者養成研修」についてご意見等ございましたら記述してください。

アンケートのご記入は以上でございます。ご協力いただき、誠にありがとうございました。

要約筆記者指導者養成研修

「修了者」

実態調査

(令和2(2020)年)

【受講者用】

ご回答にあたってのお願い

1. 回答は、該当する「丸付き番号」(①、②、③等)を、丸で囲ってください。
2. 回答欄で下線のある選択肢は、回答内容・数字等を具体的にお書きください。
3. 記入されました調査票は、同封の返信用封筒にて、令和2年7月31日までにご投函くださいますようお願い申し上げます。

<本調査に関するお問合せ先>

社会福祉法人聴力障害者情報文化センター 公益支援部門
「要約筆記者指導者養成研修修了者実態調査」事務局 邑中・倉持
TEL:03-6833-5003 FAX:03-6833-5000

各 位

要約筆記者指導者養成研修「修了者」実態調査へのご協力をお願い

厚生労働省からの委託事業として、社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会及び特定非営利活動法人全国要約筆記問題研究会のご協力を仰ぎ、当法人が、平成23(2011)年度より実施してきた「要約筆記者指導者養成研修」も、本年度、10年目を迎えます。

この10年の間に、「障害者差別解消法」の施行、要約筆記者派遣事業の実施体制を有する市区町村の割合が78.0%になる（平成30年度末時点）等、社会福祉制度は大きく進展し、要約筆記者に寄せられる社会的需要は、ますます、大きなものとなっております。

こうした節目にあたり、今般、大阪府民共済生活協同組合並びに全国労働者共済生活協同組合連合会のご協力をいただき、平成23(2011)年度から平成30(2018)年度までの1,246名の修了者に対し、終了後の指導状況等を調査し、併せて、受講者を推薦し送り出してくださった都道府県・政令市・中核市に対しても、それぞれの地域での、要約筆記者養成講習開講状況等の基礎的な調査を実施し、「要約筆記者指導者養成研修」事業の、今後の方向性の検討に資するための資料としたいと考えております。

修了者の皆さま方、各自治体のご担当者様には、お忙しいなか、まことに恐縮でございますが、本調査の意義をご理解いただき、積極的にご回答くださるよう、お願い申し上げます。

なお、ご回答いただいたデータの取扱いにつきましては十分留意し、集計結果分析及び報告書作成にあたっては、地域や個人が特定されないように留意いたします。

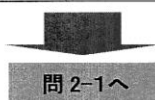
社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター
〒153-0053
東京都目黒区五本木1-8-3
電話：03-6833-5003/FAX：03-6833-5000
Email：youhitsu@jyoubun-center.or.jp

問 1. あなたについてお答えください。

お住いの自治体は？	県	市
あなたの性別は？	男性	・ 女性
あなたの年齢は？	____ 歳（現在の満年齢）	

問 2. あなたの聴覚障害の有無についてお答えください。 ※該当する番号ひとつに○

① なし	② あり
------	------



問 2-1. あなたが直近で「要約筆者指導者養成研修」を受講した当時の登録形態は何ですか？ ※該当する番号すべてに○

① 登録要約筆者	② 登録要約筆記奉仕員
----------	-------------



問 3へ

問 3. あなたの現在の職業をお答えください。 ※該当する番号ひとつに○

① 公務員（正規）	② 公務員（非正規）	③ 団体職員（正規）
④ 団体職員（非正規）	⑤ 会社員（正規）	⑥ 会社員（非正規）
⑦ 学生	⑧ 自営業	
⑨ 無職	➡ 問 6へ	⑩ 無回答
		➡ 問 6へ
⑪ その他：（具体的に） _____		

問 4. あなたの現在の職種をお答えください。 ※該当する番号ひとつに○

① 管理職	② 事務職	③ 技術職	④ 相談員
⑤ 教員	⑥ 指導員	⑦ 介護職	⑧ 保育職
⑨ 看護職（看護師・保健師・助産師）	⑩ 医療職	⑪ 福祉関係職	
⑫ 農林漁業職	⑬ 製造業	⑭ 営業・販売職	
⑮ その他（具体的に） _____			

問 5. あなたの保有する医療・福祉関連の資格をお答えください。 ※該当する番号すべてに○

- | | | | |
|-------------------|-------------------|--------------|------------|
| ① 手話通話士 | ② 社会福祉士 | ③ 介護福祉士 | ④ 精神保健福祉士 |
| ⑤ 社会福祉主事 | ⑥ 介護支援専門員 | ⑦ 医師 | ⑧ 看護師 |
| ⑨ 訪問介護士（ヘルパー１・２級） | ⑩ 保育士 | ⑪ 臨床検査技師 | |
| ⑫ 言語聴覚士 | ⑬ 理学療法士 | ⑭ 作業療法士 | ⑮ 教員 |
| ⑯ 公認心理師 | ⑰ 臨床心理士 | ⑱ 心理カウンセラー | ⑲ 産業カウンセラー |
| ⑳ 認定補聴器技能者 | ㉑ 職場適応援助者（ジョブコーチ） | ㉒ 障害者職業生活相談員 | |
| ㉓ 保有なし | ㉔ その他（具体的に） | | |

問 6. あなたが今までで受講した「要約筆記者指導者養成研修」は、何年のどのコースですか？

※該当する番号すべてに○

平成 23 年	① 手書きコース	② パソコンコース	
平成 24 年	③ 手書きコース	④ パソコンコース	
平成 25 年	⑤ 手書きコース	⑥ パソコンコース	
平成 26 年	⑦ 手書きコース	⑧ パソコンコース	
平成 27 年	⑧ 手書きコース	⑩ パソコンコース	
平成 28 年	⑪ 手書きコース	⑫ パソコンコース	
平成 29 年	⑬ 基礎研修コース （手書きクラス）	⑭ 基礎研修コース （パソコンクラス）	⑰ 難聴者コース
	⑮ ステップアップコース （手書きクラス）	⑯ ステップアップコース （パソコンクラス）	
平成 30 年	⑰ 基礎研修コース （手書きクラス）	⑱ 基礎研修コース （パソコンクラス）	⑳ 難聴者コース
	㉑ ステップアップコース （手書きクラス）	㉒ ステップアップコース （パソコンクラス）	

問 7. あなたが直近で「要約筆記者指導者養成研修」を受講された動機についてお答えください。

※該当する番号すべてに○

- | | |
|----------------------|--------------------|
| ① 自治体に推薦されたから | ② 委託事業体に勧められたから |
| ③ 要約筆記者講習の講師に勧められたから | ④ 要約筆記サークルで勧められたから |
| ⑤ 自分で希望した | ⑥ 指導方法を学びたかったから |
| ⑦ カリキュラムを学びたかったから | ⑧ 研修の内容を知りたかったから |
| ⑨ 友人が参加するから | ⑩ 講師をする予定があったから |
| ⑪ その他：（具体的に） | |

問8. あなたが直近で「要約筆者指導者養成研修」を受講された際の経費（交通費・宿泊費等）は、
推薦された自治体から支給されましたか？ ※該当する番号ひとつに○

- | | |
|--------------------|------------|
| ① 全額支給された | ② 一部が支給された |
| ③ 支給されていない | |
| ④ その他：（具体的に） _____ | |

問9. あなたは、直近の「要約筆者指導者養成研修」修了後、要約筆者養成講習の講師を担当
しましたか？ ※該当する番号ひとつに○

① 担当した

② 担当しない

問9-1へ

問9-1. あなたが講師を担当していない理由は何ですか？
※該当する番号すべてに○

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 講師依頼がないから | ② 難聴者協会をやめたから |
| ③ 体調不良のため | ④ 要約筆者を辞めたから |
| ⑤ その他 _____ | |

問10へ

最後の問13へ

問10. 直近で要約筆者養成講習の講師を担当した際、平成23年3月30日付厚生労働省通知
「要約筆者の養成カリキュラム」準拠テキストを使用しましたか？ ※該当する番号ひとつに○

① テキスト全般を使用した

② テキストの一部を使用した

③ 使用していない

問10-1へ

問10-2へ

問 10-1. あなたが直近で講義をしたテーマをお答えください。 ※該当する番号すべてに○

- | | |
|-------------------|----------------|
| ① 聴覚障害の基礎知識 | ② 要約筆記の基礎知識 I |
| ③ 日本語の基礎知識 | ④ 要約筆記の基礎知識 II |
| ⑤ 話しことばの基礎知識 | ⑥ 社会福祉の基礎知識 I |
| ⑦ 聴覚障害運動と手話 | ⑧ 社会福祉の基礎知識 II |
| ⑨ 伝達の学習 | ⑩ 要約の学習 |
| ⑪ チームワーク | ⑫ ノートテイク |
| ⑬ 対人援助 | ⑭ 要約筆記者のあり方 |
| ⑮ 演習 | |
| ⑯ その他（具体的に） _____ | |

問 10-2 へ

問 10-2. あなたが直近で講義をしたテーマをご記入ください。

テーマ： _____

問 11 へ

問 11 へ

問 11. あなたが直近で講義した要約筆記養成講習で、他の講師と講義内容の検討をしましたか？

※該当する番号ひとつに○

① 講師全員と検討した

② 一部の講師と検討した

③ 検討していない

問 11-1 へ

問 11-1. 検討した講義項目は何ですか？ ※該当する番号すべてに○

- | | |
|-------------------|----------------|
| ① 聴覚障害の基礎知識 | ② 要約筆記の基礎知識 I |
| ③ 日本語の基礎知識 | ④ 要約筆記の基礎知識 II |
| ⑤ 話しことばの基礎知識 | ⑥ 社会福祉の基礎知識 I |
| ⑦ 聴覚障害運動と手話 | ⑧ 社会福祉の基礎知識 II |
| ⑨ 伝達の学習 | ⑩ 要約の学習 |
| ⑪ チームワーク | ⑫ ノートテイク |
| ⑬ 対人援助 | ⑭ 要約筆記者のあり方 |
| ⑮ 演習 | |
| ⑯ その他（具体的に） _____ | |

問 12 へ

問 12. 要約筆記者養成講習の指導者間での指導内容の共有についてお答えください。

※該当する番号ひとつに○

- | | |
|-----------------|----------------|
| ① 十分共有されている | ② だいたい共有されている |
| ③ どちらともいえない | ④ 共有できていない面もある |
| ⑤ 共有されているとはいえない | |

問 13. 「要約筆記者養成」にあたってのご意見等ございましたら記述してください。 ※自由記述

--

アンケートのご記入は以上でございます。ご協力いただき、誠にありがとうございました。

資料-2

令和元(2019)年6月5日

要約筆記者指導者養成研修 年度別受講・修了者の推移

		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度			平成30年度			平成23 ～30年 度修了 者累計	令和元年度		
		受講	修了	受講	修了	受講	修了	受講	修了	受講	修了	受講	修了	受講	修了	受講			修了				受講		
																基礎	聴聴	ステップ	基礎	聴聴	ステップ		基礎	聴聴	ステップ
01	北海道	2	1	6	5	5	5	12	11	5	5	6	6	4	4	2			2			39	1		1
02	青森県	3	3	1	1	2	2	3	3			1	1	1	1	1						11	1		
03	岩手県	5	5	2	2	2	1	3	2	2	2	2	2	2	2	1	1		1	1		18	1		
04	宮城県	1	0	1	1			2	2	2	2	2	2	2	2	1	1		1	1		11		1	1
05	秋田県	1	1	3	1			2	2	2	2	1	1			1		1	1		1	9	1		
06	山形県	1	1	6	6	1	1	3	3	1	1	1	1	2	2	2		1				16	2		
07	福島県	2	2	2	2	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	12			
08	茨城県	3	3	4	4	1	1			2	1			2	2	2			2			13		1	1
09	栃木県	6	6	11	11	4	3	3	3	2	2	1	1			2			2			28	2		
10	群馬県	4	4			1	1	1	1	2	2	1	1	2	2			3			3	14			
11	埼玉県	9	9	6	6	6	6	9	9	7	7	2	2	5	4	5		5	5		5	53	1		6
12	千葉県	5	5	6	4	2	2					1	1	4	4	3	2	2	3	2	1	22	2	1	2
13	東京都	5	5	2	2	5	5	2	2	7	7	4	4	5	5	3		3	3		3	36	4	1	4
14	神奈川県	16	16	8	7	13	11	13	10	12	11	14	13	10	10	11	4		11	4		93	9	1	4
15	新潟県	2	2	5	4	4	4	2	2	3	3	3	3	3	3	1		5	1		5	27	1	1	2
16	富山県	1	1	3	3	2	1	1	1	2	2	1	1									9			
17	石川県	4	4	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	1			1			16	1		
18	福井県	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1			1			16	2		
19	山梨県	1	1	1	1	1	1	1	1			1	1	1	1							6			
20	長野県	6	6	3	3	5	5	2	2	2	2	3	3	3	3	3		3				27	1		1
21	岐阜県	5	5	6	6	6	6	5	5	4	4	4	4	3	3	1	1	3	1	1	2	37	2		2
22	静岡県	3	3	3	3	4	3	2	2	2	2	2	2	2	2			2			1	18	1		3
23	愛知県	5	5	6	6	7	6	7	5	4	4	3	3	6	6	3		1	3		1	39	2	1	
24	三重県	4	3	6	6	3	3	3	3	2	2	1	1	1	1		1	2		1	2	22			1
25	滋賀県	4	4	4	3	3	3	3	3	2	2	3	3			1			1			19	1		
26	京都府	5	5	4	4	5	5	7	7	6	6	6	6	6	6		1	3		1	3	43	2	1	
27	大阪府	5	5	10	10	9	9	8	6	12	12	9	9	6	6	1			1			58			
28	兵庫県	5	4	5	5	9	9	9	9	11	11	6	6	3	3	1		2			2	49	2	1	1
29	奈良県	4	3	3	2	3	3	3	2	3	3	3	2									15			
30	和歌山県	4	4	4	4	3	1	4	4			4	4	5	5	2	1	2	2	1	2	27	4	1	2
31	鳥取県	4	4	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2		2	2		2	19	2		1
32	島根県	4	4	3	3	2	1	3	3	2	2	4	4				1	1			1	18	3		1
33	岡山県	4	4	4	4	4	4	5	5	2	2	2	2	2	2	1	1	3	1		3	27	2		
34	広島県	5	5	5	4	4	4	5	4	5	5	5	5	5	5	1		2	1		2	35	2		4
35	山口県	8	8	6	6	6	6	6	6	7	7	3	3	3	3	3	1	4	3	1	4	47	1		4
36	徳島県	3	3	2	2	2	2	2	2					2	2			1			1	12			2
37	香川県											1	1	3	3		1			1		5	1		
38	愛媛県	2	2	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3			1				14	1		
39	高知県	1	1	2	2	2	2	2	2	1	1	2	2	2	2	1			1			13	1		1
40	福岡県	5	5	3	3	4	4	4	4	4	4	3	3	3	3	3			3			29	3		3
41	佐賀県	1	1			1	1	1	1	2	2	2	2	1	1	1		2	1			9	1		1
42	長崎県	4	4	3	3	5	5	5	5	2	2	5	5	1	1							25	1		
43	熊本県	4	3			3	3	2	2	2	2	2	2	2	2		1	2		1	2	17	1	1	
44	大分県	2	2			3	3	2	2	2	2			1	1							10			
45	宮崎県	4	4	5	5	4	4	3	3	2	2	1	1	1	1	1			1			21	1		
46	鹿児島県	3	3					1	1	2	2											6	1		
47	沖縄県	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2		2				12	1		
		179	173	162	152	156	145	162	151	141	138	126	124	116	115	65	17	53	62	15	47	1122	65	11	48

※平成25年度以降の各都道府県の数字には政令市、中核市も含まれます。

要約筆記者養成カリキュラム

養成目標	聴覚障害、聴覚障害者、とりわけ中途失聴・難聴者の生活及び関連する福祉制度や権利擁護、対人援助等についての理解と認識を深めるとともに、難聴者等の多様なニーズに対応できる要約筆記を行うに必要な知識及び技術を習得する。
------	--

●必修科目

【講義関係】

時間数	教科名	目的	内容
1	4 聴覚障害の基礎知識	聞こえのしくみと聴覚障害の原因、聴覚補償、聴覚障害者のコミュニケーションを知り、聴覚障害者の現状を理解する	聞こえの仕組みと聴覚障害 聴覚補償 聴覚障害者のコミュニケーション 中途失聴・難聴者の現状と課題
2	4 要約筆記の基礎知識Ⅰ	要約筆記の歴史や事業の位置づけを学び、要約筆記者の役割を理解する	難聴者運動と要約筆記の歴史 要約筆記事業の位置づけ 通訳としての要約筆記
3	4 要約筆記の基礎知識Ⅱ	要約筆記の目的達成のための三原則の考え方を学び、表記の重要性を理解する	要約筆記の目的 要約筆記の三原則 要約筆記の表記
4	4 日本語の基礎知識	要約筆記に必要な日本語の基礎知識を学ぶ	日本語の特徴 日本語の表記 日本語の語彙と用法
5	4 話しことばの基礎知識	話し言葉の特徴について理解し、削除・省略・短縮化など要約筆記に活用する方法を理解する	話しことばと書きことば 話しことばの特徴と活用
6	2 伝達の学習Ⅰ	コミュニケーションにおける伝達の意味を確認し、要約筆記への応用について理解する	コミュニケーションの基礎理論 情報保障の基礎理論
7	2 要約の学習Ⅰ	要約の学習を通じ効果的・効率的な伝達の実現について理解する	要約の定義と意味 情報伝達における要約
8	6 社会福祉の基礎知識Ⅰ	日本の社会福祉の歴史と現状を知り、障害者福祉について理解し、権利擁護としての要約筆記の役割を理解する	日本国憲法と基本的人権の尊重 社会福祉の理念と歴史 障害者福祉の概要と施策の現状 聴覚障害者の福祉施策の現状 障害者権利条約
9	4 チームワークⅠ ※	チームでの要約筆記の技術と考え方を学び、集団に対する情報保障技術について理解する	使用機器及びネットワーク 各担当の役割 交代の意味と方法 チームでの動き方
10	4 ノートテイクⅠ ※	ノートテイクでの要約筆記技術として個人に対する情報保障技術について理解する	ノートテイクの方法 目的に応じた書き方 場面対応 利用者のニーズへの対応
11	4 対人援助Ⅰ	中途失聴・難聴者の心理を踏まえ、要約筆記者が対人援助者として必要な基礎的な理論を学ぶ	中途失聴・難聴者の臨床心理 カウンセリングの基礎理論 対人援助の基礎理論
12	2 要約筆記者のあり方Ⅰ	要約筆記者としての倫理を学び、その専門性を理解する	心構えと倫理 要約筆記者としての専門性
44	計		

【実技関係】

時間数	教科名	目的	内容
1	12 要約筆記の実習 ※	要約筆記の基礎的な技術を身につける	基本的な表記 基本的な要約技術
2	2 要約の学習Ⅱ	文章構造を理解し要約の技術を身につける	要約技術実習
3	2 伝達の学習Ⅱ	伝達の基本的な技術を身につける	伝達技術実習
4	6 チームワークⅡ ※	チームでの要約筆記の技術と考え方を学び、集団に対する情報保障技術を身につける	チームワークの技術
5	8 ノートテイクⅡ ※	ノートテイクでの要約筆記技術として場面に応じた情報保障技術を身につける	ノートテイクの技術
30	計		

●選択必修科目（おおむね１０時間以上を選択）

【講義関係】

時間数	教科名	目 的	内 容
1	1 社会福祉の基礎知識Ⅱ	当該自治体の障害者福祉制度を理解する	当該自治体の障害者福祉制度
2	1 対人援助Ⅱ	対人援助についてより深く理解する	観察技術
3	2 要約筆記者のあり方Ⅱ	要約筆記者のあり方をより深く理解する	社会福祉従事者としての専門性
4	4 聴覚障害運動と手話	聴覚障害者運動や手話通訳活動の歴史を理解する	ろう運動史・ろう教育史 手話通訳の理論と実践 聴覚障害者の社会参加の実情 コミュニケーション支援の位置づけ
5	2 二人書きおよび連係入力Ⅰ ※	要約筆記の方法である二人書き、連係入力の特性を理解する	二人書きおよび連係入力の特徴 二人書きおよび連係入力の利点と注意点
10	計		

【実技関係】

時間数	教科名	目 的	内 容
1	6 二人書きおよび連係入力Ⅱ ※	二人書きや連係入力の基本技術を身につける	二人書き（手書き） 連係による入力（パソコン）
2	6 演習（模擬要約筆記）※	講義、実技講習の各内容を、模擬的に実践することで、要約筆記の能力を高める	講演会、会議等での全体投影 ノートテイク
3	6 現場実習 ※	講義、実技講習の各内容を集団で実践することで、要約筆記の能力を高める	集団（講演会、会議等）での全体投影
18	計		

（注）科目名欄に※印のある科目は、手書きとパソコンでクラスを分けて行う。

この調査事業は、大阪府民共済生活協同組合、全国労働者共済生活協同組合連合会から助成を受けて、実施したものです。

要約筆記者指導者養成研修「修了者」実態調査報告書

発行日：令和2(2020)年12月

発行：社会福祉法人聴力障害者情報文化センター
〒153-0053

東京都目黒区五本木一丁目8番3号

電話 03-6833-5003

FAX 03-6833-5000

E-mail slit@jyoubun-center.or.jp

ウェブサイト <http://www.jyoubun-center.or.jp/>